

資金循環統計の解説

日本銀行調査統計局

はじめに

日本銀行調査統計局では、1954年分から資金循環統計を作成しています。統計の公表は、四半期を一つの期間とし、当該四半期の約3ヶ月後に速報が、約6ヶ月後に確報が公表されます。また、原則として年1回、計数の遡及改定を実施しています。

資金循環統計とは、わが国における金融機関、法人、家計といった各部門の金融資産・負債の推移などを、預金や貸出といった金融商品毎に記録した統計です。極めて詳細かつ包括的に記録していることから有用性が高い統計ですが、反面、他の金融統計とは異なる特有の考え方や取引項目・部門分類を採っている場合があります。このため、利用に際しては、そうした資金循環統計の特徴点を正確に理解することが必要です。

日本銀行調査統計局では、このような利用者のニーズに応えることを目的として、資金循環統計全体の概念や考え方、あるいは、各部門・項目の定義などに関する解説書を作成しています。

本書の構成は以下のとおりです。まず、第1章において資金循環統計の概要を解説、第2章で資金循環統計の統計的な留意事項を説明したうえで、第3章と第4章において、具体的な各計数の定義や範囲を、部門別、取引項目別に解説しています。また、第5章においては、資金循環統計の作成方法について、概要を説明しています。第6章では、資金循環統計の枠組みを理解できるよう、他統計との関係等について詳しく整理しています。

なお、本書は資金循環統計についての全般的な解説が中心となっており、紙幅の関係上、個別計数の推計方法に関する詳細な説明は省略しています。個別計数の推計方法に関しては、「資金循環統計の作成方法」をご参照ください。

<本書についてのお問い合わせ先>

日本銀行調査統計局経済統計課金融統計グループ
post.rsd5@boj.or.jp

< 目 次 >

	ページ
第1章 資金循環統計の概要	1 - 1
(資料) 08 SNAベースの93 SNAベースとの主な相違点	1 - 10
第2章 資金循環統計の基本的な考え方	2 - 1
1. 経済機能・実態を重視した部門の分類	2 - 1
2. 経済機能・実態を重視した取引項目の分類	2 - 9
3. 時価主義による評価と発生主義による記録	2 - 15
<表1> 部門の一覧	2 - 20
<表2> 取引項目の一覧	2 - 21
第3章 部門の定義・範囲	3 - 1
1. 金融機関	3 - 1
1-1. 中央銀行	3 - 1
1-2. 預金取扱機関	3 - 2
1-3. 証券投資信託	3 - 6
1-4. 保険・年金基金	3 - 8
1-5. その他金融仲介機関	3 - 14
1-6. 非仲介型金融機関	3 - 18
1-7. 公的専属金融機関	3 - 19
2. 非金融法人企業	3 - 20
3. 一般政府	3 - 22
4. 家計	3 - 24
5. 対家計民間非営利団体	3 - 24
6. 海外	3 - 25
7. 国内非金融部門	3 - 25
8. 年金計	3 - 25
第4章 取引項目の定義・範囲	4 - 1
A. 現金・預金	4 - 1
B. 財政融資資金預託金	4 - 4
C. 貸出	4 - 4
D. 債務証券	4 - 10
E. 株式等・投資信託受益証券	4 - 16
F. 保険・年金・定型保証	4 - 18
G. 金融派生商品・雇用者ストックオプション	4 - 21
H. 預け金	4 - 25
I. 企業間・貿易信用	4 - 26
J. 未収・未払金	4 - 27
K. 対外直接投資	4 - 27
L. 対外証券投資	4 - 28
M. その他対外債権債務	4 - 28
N. その他	4 - 29
Y. 資金過不足、金融資産・負債差額、調整差額	4 - 29
Z. 合計	4 - 30

	ページ	
第5章 作成方法の概要	5	1
1. 作成方法の骨子	5	1
2. 統計作成の具体的な方法	5	3
3. 時価評価、「調整表」の作成	5	6
4. 資産・負債のバランス維持	5	9
第6章 資金循環統計とその関連統計	6	1
1. 資金循環統計と国民経済計算体系	6	1
2. 資金循環統計と国際収支統計	6	3
3. 資金循環統計と各種の金融統計	6	4
(参考1) 部門、取引項目の英語名	6	11
(参考2) 資金循環統計の参考資料	6	13

第 1 章 資金循環統計の概要

第1章 資金循環統計の概要

（資金循環統計とは）

資金循環統計は、1つの国で生じる金融取引や、その結果として保有された金融資産・負債を、家計や企業、政府といった経済主体ごとに記録した統計である。個々の経済主体が経済活動を行えば、その裏には、現金、預金など、さまざまな形での資金の動き、つまり金融取引が伴う。また、実物の取引が存在しない場合でも、預金を取り崩して株式や債券を買う場合のように、経済主体が保有する金融資産・負債の内容が変化することもある。資金循環統計は、こうした一国の金融活動を包括的に示すものと言える。

例えば、家計が企業から給与の支払いを受ける場合、企業が銀行を通じて家計に振込を行えば、企業の銀行預金は減少し、家計の銀行預金は増加する。この場合は、企業の金融資産が減少し、家計の金融資産が増加することとなる。一方、家計が企業の製品を購入する時には、例えば家計の保有する現金が製品の対価として企業に移る。この場合には、家計の金融資産が減少する一方、企業の金融資産は増加する。また、企業が設備投資を行うケースでは、投資額が自己資金を超える場合には、金融機関からの借入や債券・株式の発行によって賄われ（投資超過＝資金不足）、負債が増加するのに対し、投資額が自己資金の範囲内であれば、余剰資金はいずれかの金融資産で運用されるか、負債の返済にあてられる（貯蓄超過＝資金余剰）ことになる。

（統計の枠組み）

資金循環統計では、以上のような資金の動きを、各経済主体を列、金融資産・負債を行とする表（マトリックス）上に展開して示している。

マトリックスは、3種類の表で成り立っている。ある期間の資金の流れについて、経済主体別に金融取引によって生じた資産・負債の増減を記録したものを「金融取引表」（フロー表）と呼んでいる。このフロー表により、ある期間の経済主体の資金調達や運用の動きがわかる。

これに対し、取引の結果として保有される資産・負債の残高を経済主体別に示したマトリックスを、「金融資産・負債残高表」（ストック表）と呼んでいる。ストック表は、フローの取引の累積になるが、実際の統計では、期末時点での残高を原則として時価評価したうえで記録している。

従って、株式や債券などについては、期中に価格変化が生じると、期初と期末のストック表の差額が、この間のフローの金額に一致しないことになる。そこで、これら2つのマトリックスの乖離分を記録した「調整表」を設けている。「調整表」には、フロー表とストック表との間の計数を整合させるための調整額という側面があるが、この表は、価格変化などによって生じたある期間の金融資産の保有損益の推定にも利用することができる。

(マトリックスの内容)

資金循環統計では、各マトリックスにおいて、経済主体を分類した列の項目を「部門」と呼んでいる。ここでは、大きく金融機関、非金融法人企業、一般政府、家計、対家計民間非営利団体、海外に分けている。そして、「部門」が金融機関であれば、さらに預金取扱機関、証券投資信託、保険・年金基金、その他金融仲介機関等、また非金融法人企業であれば、民間、公的といった内訳部門を設けている。

一方、金融商品（取引あるいは資産・負債の内容）を分類した行の項目は、「取引項目」と呼ばれ、現金・預金、貸出、債務証券、株式等・投資信託受益証券、保険・年金・定型保証などがある。これについても、さらに、預金や証券の種類に応じた内訳項目を設けている。

資金循環統計では、これら部門、取引項目を設けるにあたって、法的な制度や従来の慣行にとらわれることなく、経済機能や実態を重視した分類を採用している。また、表1、2（2章末尾）に示したとおり、内訳はできる限り詳細に分類しており、部門が内訳も含めて50部門（うち、「郵便貯金」および「民間生命保険会社」は、2007年第3四半期まで）、取引項目が同じく57項目と、諸外国と比べてもかなり詳細なマトリックスとなっている。こうした細かい分類を設けることによって、資金循環統計を使うユーザーは、集計方法を自分の問題意識に合った形で組替える¹ことができ、様々な視点から資金の流れを把握することができる。

¹ ユーザーの組替えを前提とした詳細項目の公表・作成手法を、「ビルディング・ブロック・アプローチ」と呼ぶ。

（資金循環統計の位置付け）

資金循環統計は、資金循環統計を含めた国民経済計算体系の国際基準である2008 SNA（System of National Accounts 2008、以下08 SNA²）や国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）が定めた金融統計の基準であるIMF金融統計マニュアル（Monetary and Financial Statistics ManualおよびMonetary and Financial Statistics Compilation Guide、以下合わせてIMFマニュアル³）にも準拠している。すなわち、08 SNA、IMFマニュアルでは、部門分類や取引項目について各国共通の基準を定めており、資金循環統計も基本的にそれに従っている。これにより、資金循環統計は、概念上、一国全体の経済活動を表すマクロ統計の体系（国民経済計算体系）の一部を構成し、統計の概念に関して、わが国の国民経済計算と整合的なものとなっている。また、国際収支統計との関係では、ともに一国の経済活動のある側面を記録した統計として、国民経済計算作成の基礎資料として利用されるほか、資金循環統計作成に際して、国際収支統計が基礎資料として利用されるという関係にある。

一方、マネースtock統計をはじめとする他の金融統計との関係では、資金循環統計は、一国全体の金融活動を記録の対象としており、殆どの金融統計は、統計の記録対象という点で、資金循環統計の一部分を構成するものと言える。このため、資金循環統計は、他の金融統計の多くを基礎資料として利用するという関係にある⁴。

（資金循環統計の利用法）

資金循環統計からは、日本の金融活動や金融構造、さらには、そこに投影される実体経済の姿をみることができる。

まず、金融取引表（フロー表）からは、ある期間の資金取引（フロー）、つまり、ある期間の資金の調達と運用が分かる。例えば、企業が、当期のキャッ

² 08 SNAは、国連統計委員会において2009年に採択された基準で、68 SNA、93 SNAに続く現時点で最新の基準。国連統計委員会のホームページ（<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/sna.asp>）から入手することができる。

³ いずれもIMFのホームページ（<https://www.imf.org/external/index.htm>）から入手することができる。

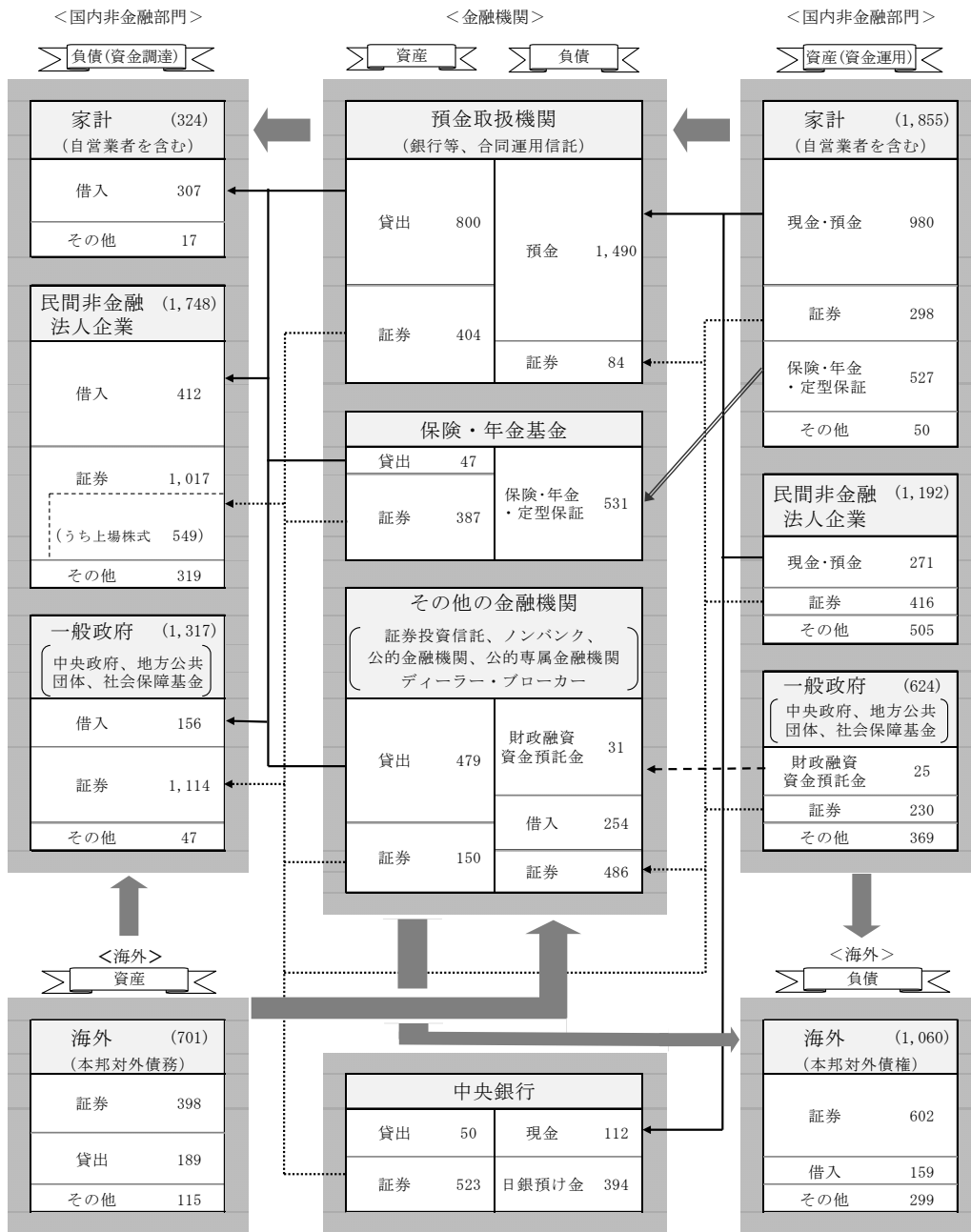
⁴ 資金循環統計とその関連統計との関係については、第6章を参照。

シュフローを超える額の設備投資を行う場合は、資金調達額が資金運用額を上回り、また、家計が消費を控えて貯蓄を増やす場合は、資金運用額が増加する。フロー表では、(ある期間の)資金運用と調達の差額を、「資金過不足」という項目に記録している。これをみれば、部門別にどの程度資金が余剰だったのか、不足だったのかがわかり、さらに、収入などに比較して実物資産に対する投資・支出がどの程度なされたのかなど、実体経済活動の動きを推測することもできる⁵。

また、金融資産・負債残高表(ストック表)からは、ある時点における部門毎の金融資産・負債の残高や、その内訳が分かる。例えば、家計部門に着目して、家計の金融資産残高を縦方向(すなわち列方向)にみると、1800兆円にもおよぶ家計の金融資産の総額とその内訳の構成(預金や株式などがどの程度占めているかなど)が、あるいは企業や政府の負債に着目すれば、これらの資金調達手段の内容などが明らかとなる。一方、取引項目(表の各行を構成)を横にみると、金融商品毎に、それがどの部門の資産あるいは負債になっているかを把握することができる。例えば、わが国の国債を誰が持っているのか、といったことを調べたい場合は、「国債・財投債」という取引項目に沿って、各部門の資産の欄の金額をみればわかる。また、次頁のように、ストック表をもとに金融機関を中心に据えて、部門間の資産負債を関連付けると、一国の金融仲介構造を鳥瞰することもできる。すなわち、金融部門が非金融部門間の資金の運用・調達活動に対して、どのように関わっているか、具体的には、どのような金融機関が、どのような商品(預金、証券など)で資金を調達し、どのような資産(貸出か証券かなど)で運用しているか、といった特徴が読み取れる。

⁵ 期中の資金運用と調達は、実体経済における貯蓄、投資行動を反映して決まるものであり、その差額である資金過不足は、概念上、国民経済計算の純貸出(+)/純借入(-)に一致する(資金余剰=純貸出、資金不足=純借入)。したがって、資金循環統計における各経済主体の資金過不足を利用することにより、実体経済の各経済主体の貯蓄と投資の動きを金融面から推測することも可能となる。

部門別の金融資産・負債残高（2019年3月末、兆円）



- (注1) 主要部門、主要項目を抜粋して資金循環のイメージを示している。
- (注2) 貸出(借入)には、「日銀貸出金」「コール・手形」「民間金融機関貸出」「公的金融機関貸出」「非金融部門貸出金」「割賦債権」「現先・債券貸借取引」が含まれる。
- (注3) 証券には、「株式等・投資信託受益証券」および「債務証券」(「国債・財投債」「金融債」「事業債」「信託受益権」等)が含まれる(本邦対外債権のうち証券については、「対外証券投資」)。
- (注4) その他には、合計と他の表示項目の差額を計上している。

さらに、こうした金融取引、金融資産・負債残高の動きについて、時系列データを利用することにより、長期にわたる日本の金融構造の変化や特徴をみることができる⁶。すなわち、部門別に、各経済主体の資金運用・調達額、資金余剰・不足や金融資産・負債残高、およびそれらの内容の変化がわかる。また、各部門の取引項目の集計値の推移により、各金融商品や金融市場の発展・活況度合いを読み取ることもできる。さらには、金融仲介機関の内訳部門別の計数の推移などを比較するなどして、金融仲介構造の内容の変化をみることもできる。

このように、資金循環統計には様々な利用方法がある⁷。

（参考系列および資金循環統計を利用した関連計数）

我が国の資金循環統計では、3種類（フロー表、ストック表、調整表）のマトリックスとは別に、参考系列や、資金循環統計を利用した関連計数を作成・公表している。

参考系列は、マトリックスには直接示されない経済主体間の関係にかかる詳細なデータであり、家計の金融機関別預金残高、金融機関預金・コールの部門別残高、金融仲介機関の部門別貸出残高、国内発行債券の発行体別かつ保有者別残高・フロー、金融・非金融部門の貸出部門別かつ借入部門別残高がある。資金循環統計のマトリックスでは、部門単位での各金融商品の資産・負債がわかるが、ある経済主体の資産と別の経済主体の負債を必ずしも直接紐付けることはできない⁸。参考系列は、資金循環統計を作成する過程で利用されている計数や、資金循環統計を組み替えた計数を公表したものであり、これにより、例

⁶ 時系列データについては、日本銀行のホームページ上に、部門毎に掲載している。

⁷ 前述の通り、資金循環統計はO8SNAおよびIMFマニュアルに準拠しているので、国際的な比較も容易に行える形になっている。資金循環統計を用いた国際比較の分析例としては、「資金循環の日米欧比較」を参照。

⁸ 取引項目が細分化されているため、マトリックスのみの情報から取引の相手先がある程度わかるものもある（例えば、貸出が民間金融機関貸出と公的金融機関貸出に分かれているので、企業の借入が民間金融機関からのものか、公的金融機関からのものかといった区別が可能）。しかしながら、例えば、銀行からの貸出には、家計向けなどが含まれている一方、企業は銀行だけでなく、生命保険やノンバンクから借入を行っている。このため、銀行から企業への貸出残高など、多くの項目については、マトリックスから直接把握することはできない。

例えば、銀行の貸出がどこに向けられているのか、企業の借入がどの種類の金融機関からなされているのか、一般政府が発行した債券を誰が保有しているのかといったことを知ることができる。

資金循環統計を利用した関連計数には、参考図表、日米欧比較、証券化商品残高、貸出金・債券・預金の期間別残高がある。まず、「参考図表」は、資金循環統計の公表計数を用いて、家計、民間非金融法人企業、一般政府などの主要部門における金融資産・負債および資金運用・調達の状態を、時系列でわかりやすく図表で示している。次に、「日米欧比較」は、わが国のほか、米国、欧州の資金循環統計を使い⁹、主要部門の金融資産・負債、資金過不足などを国際比較している。また、「証券化商品残高」は、資金循環統計の「債権流動化に係る特別目的会社・信託」部門を作成する際に使う基礎資料を拡充することで、わが国全体の証券化商品残高とその内訳の推移を示している。最後に、「貸出金・債券・預金の期間別残高」は、資産・負債の満期構成の違いなどを把握するため、銀行や生保など非銀行部門の金融機関からの報告データ（「残存期間別残高調査表」）などに基づいて、貸出金・債券・預金の長短比率（1年以下、1年超）を算出し、資金循環統計の対応する部門の残高データに乗じることにより作成している。

（統計の利用上の留意点）

資金循環統計は、全てのデータを一次データ（財務諸表や金融市場統計等）から直接集計しているわけではなく、わからないところを推計していくというプロセスを経て作成している¹⁰。例えば、基礎となる財務諸表データが年次ベースでしか入手できないため、四半期毎のデータを推計しなければならないケース、データの入手が遅れるため、それまでの間、前期の値をそのまま利用するケース、あるいは、全体の総額はわかるが内訳がわからないため、一定の比率で割振るケースなど、推計に頼る部分もかなり大きい。

このように、資金循環統計は、さまざまな統計を加工・推計した「二次統

⁹ 米国はFRBが公表する"Financial Accounts of the United States"を、欧州はECB/Eurostatが公表する"Euro Area Accounts"を利用している。

¹⁰ 資金循環統計の作成方法および統計精度に関する詳細については、「資金循環統計の作成方法」（日本銀行調査統計局）参照。

計」¹¹であることから、公表した数値には一定の誤差が含まれている。

（統計の公表時期、データ始期等）

資金循環統計は四半期を一つの期間とし、当該四半期の約3ヶ月後に速報が、約6ヶ月後に確報が公表される。公表データは詳細なマトリックスであるため、全部で約9,000系列と膨大になるが、その全てが公表当日に日本銀行のホームページ（<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/>）に掲載されている。

資金循環統計のデータの始期は、金融取引表は1954年、金融資産負債残高表は1953年末まで遡ることができる¹²。ただし、現行の08SNAベースの系列はそれぞれ2005年第2四半期（年度ベースでは2005年度）、2005年第1四半期末（同2004年度末）以降、それ以前の93SNAベースから変更されている¹³。さらに、93SNAベースの系列は、それぞれ1998年第1四半期（年度ベースでは1980年度）、1997年末（同1979年度末）以降、それ以前の68SNAベースから変更されている。

このように、ベースの見直しによって最新系列の時系列は短くならざるを得ない。このため、現行の08SNAベースの系列に関しては、時系列統計データ検索サイト上で、ユーザー利便性向上の観点から、定義は連続しない¹⁴ものの、93SNAと08SNAの系列を便宜的に連続して入手できるようデータ

¹¹ こうした「二次統計」の典型は、国民経済計算である。一方、報告されたデータを集計することを基本とする統計は、「一次統計」と呼ばれている。

¹² 68SNAベースでは調整表を明示的に作成していないが、金融取引表と金融資産負債残高表を用いて調整表にあたるものを計算することは容易である。

¹³ 日本銀行は、2016年3月、資金循環統計のベースを93SNAベースから08SNAベースへと大幅に改定した。両者の相違等についてはP. 1-10の（資料）を参照。

¹⁴ 93SNAベースから08SNAベースへの変更により、年金受給権、年金基金の対年金責任者債権、未収・未払金等の各項目では、2004年第4四半期末残高と2005年第1四半期末残高との間に特に計数の不連続が生じている部門が存在する。また、推計方法の変更により、現金、民間金融機関貸出（消費者信用、企業・政府等向け）、年金保険受給権、企業間・貿易信用、対外証券投資、その他対外債権債務等の各項目では、同時期に特に計数の不連続が生じている部門が存在する。そのため、08SNAベースのデータを93SNAベースのデータと接続して利用する際には、上記の変更に留意する必要がある。

を格納している¹⁵。

なお、資金循環統計はさまざまなデータに基づいて作成されているため、新たな基礎計数を入手した場合や、精度の向上のために推計方法を変更した場合には、定例の速報値から確報値への変更に加え、確報を公表した後も、原則として年1回、遡及訂正を行っている。

資金循環統計のデータ時系列（金融取引表）

	68SNAベース	93SNAベース	08SNAベース
1954 	年、年度 (1954～1998)	(遡及データなし)	
1979			
1980 	四半期 (1964/1Q～ 1999/1Q)	年度 (1980～2014)	
1998			
1999 	〔1999/2Q以降 データなし〕	年、四半期 (1998/1Q～ 2015/3Q)	(遡及データなし)
2004			
2005			年度(2005～) 年(2006～)
2006 		四半期 (2005/2Q～)	
2015			〔2015/4Q以降 データなし〕
2016 			

¹⁵ このほか、資金過不足については、主要な部門につき季節調整値を格納している。

(資料) 08SNAベースの93SNAベースとの主な相違点

1. 部門分類の見直し

(1) 公的専属金融機関の新設

金融機関の内訳部門として「公的専属金融機関」を新設、「政府系金融機関」から移動。

(2) 金融持株会社の新設

非仲介型金融機関の内訳部門に「うち金融持株会社」を新設。

(3) 確定給付型年金、確定拠出型年金の新設

企業年金の内訳部門に「確定給付型年金」、「確定拠出型年金」を新設。

(4) 定型保証機関の新設

非生命保険の内訳部門に「うち定型保証機関」を新設。

2. 取引項目の見直し

(1) 企業年金の年金受給権

- ・ 確定給付型年金の年金受給権（ストック）については、家計が受け取る将来の年金給付額を発生主義で計上。また、非上場企業を含めた企業年金全体を対象に推計。
- ・ 確定給付型年金の年金受給権（フロー）については、勤務費用+利息費用から年金給付額を控除して推計。

(2) 年金基金の対年金責任者債権

- ・ 企業年金部門の負債総額が資産総額を上回る金額を、新設項目「年金基金の対年金責任者債権」として同部門の資産に計上。

(3) 投資信託の留保利益および分配金

- ・ 株式投信の投資信託受益証券（フロー）について、実際の資金純流入（設定一解約一償還）に加え、投資信託のインカムゲインを原資とした留保利益も、投資家に一旦所得として配分され、再投資されたものとして取引額に加える。
- ・ さらに同フローから、キャピタルゲインや元本を原資とした分配金を、投資家が投資信託受益証券を取り崩したものとして控除する。

(4) 定型保証支払引当金

- ・ 定型保証機関が提供する住宅ローン保証や公的な信用保証制度に係る引当金を「定型保証支払引当金」として新設・計上。

- (5) 雇用者ストックオプション
 - ・ 「金融派生商品・雇用者ストックオプション」の内訳項目として「雇用者ストックオプション」を新設。
- (6) 上場株式・非上場株式・その他の持分
 - ・ 株式を「上場株式」に名称変更。
 - ・ 上場されていない株式を「非上場株式」として計上。
 - ・ 原則として持分の譲渡に制限がかかる持分会社や会社形態以外の各種法人の持分を「その他の持分」として計上。
- (7) 政府による持分の引出し
 - ・ 財政融資資金、郵便貯金（日本郵政公社の郵便貯金業務）、公的非金融法人企業（鉄道運輸機構の特例業務勘定）に、政府の持分「その他の持分」を計上。
 - ・ 財政融資資金から中央政府への積立金繰入れ等を、持分の引出しとしてフローに計上。
- (8) 保険部門の旧保険準備金、旧年金準備金の分割表章
 - ・ 保険部門の旧保険準備金を、「非生命保険準備金」「生命保険受給権」に分割して表章。
 - ・ 保険部門の旧年金準備金を「年金保険受給権」として表章。
- (9) 保険部門の支払備金、未経過保険料の分類替え
 - ・ 支払備金と未経過保険料を、未収・未払金から「非生命保険準備金」「生命保険受給権」に計上替え。
- (10) 直接投資
 - ・ 対外直接投資の範囲に、株式資本のほか、収益の再投資を加える。
 - ・ 海外から国内の株式等への投資についても、収益の再投資を対象に加える。
- (11) コール・手形
 - ・ 取引項目「買入手形・売渡手形」を廃止し、「コール・手形」に統合。
- (12) 金融機関預金・コール
 - ・ 金融機関預金・コールの部門別残高の提供を開始。
- (13) 抵当証券
 - ・ 取引項目「抵当証券」を廃止し、「債権流動化関連商品」に統合。
- (14) 季節調整値の提供
 - ・ 主要4部門（家計、民間非金融法人企業、一般政府、海外）の資金過不足の四半期計数について、季節調整値の提供を開始。

第2章 資金循環統計の基本的な考え方

第2章 資金循環統計の基本的な考え方

資金循環統計では、経済主体を部門、金融商品（金融資産・負債）を取引項目と呼び、それぞれを列と行に展開するマトリックス形式で統計数値を表示している。これらの部門や取引項目をどのように分類するか、さらには、分類したマトリックスのひとつひとつの値をどのように記録・表示するかについては、いろいろな方法が考えられる。

先に述べたとおり、わが国の資金循環統計は、統計に関する国際基準に準じて作成されているが、本章では、実際の部門や取引項目の設定、統計数値の記録方法について、どのような考え方に基づいて作成されているかを説明する。

1. 経済機能・実態を重視した部門の分類

08 SNAおよびIMFマニュアルでは、各国で共通する部門の分類基準を定めているが、そこでは、国際的に共有できる分類体系となるよう、国ごとの制度や法体系よりも、経済機能や実態の類似性を重視した分類を標準としている。したがって、わが国の資金循環統計の部門分類も、まず、経済機能や実態を重視するというのが、基本的な考え方である。

（国民経済計算の制度部門別分類の採用）

部門の分類は、わが国の国民経済計算の制度部門別勘定の分類と同様に08 SNAに準拠し、部門を大きく、金融機関¹、非金融法人企業、一般政府、家計、対家計民間非営利団体、海外に分けている。これによって、わが国の国民経済計算や国際収支統計といった関連統計との整合性²が確保されることとなり、各部門の実体経済活動などと関連付けた利用が可能となっている。

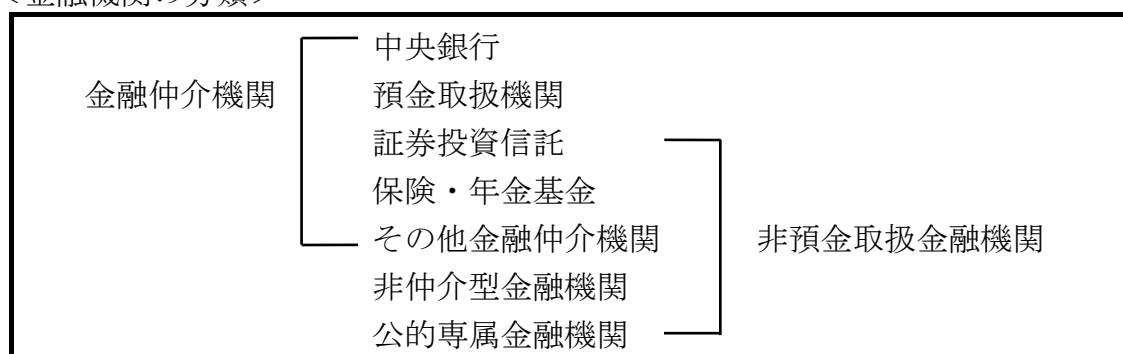
¹ 資金循環統計の「金融機関」の範囲は、他の金融統計に比べて相当広い（詳細については、第6章参照）。

² 資金循環統計と関連統計（国民経済計算、国際収支統計など）との関係については、第6章参照。

(金融機関の内訳分類)

金融機関の内訳分類に関しては、08SNA、IMFマニュアルに沿って、大きく次のように分類している。この分類体系では、まず金融仲介という機能に着目して、金融機関を大きく「金融仲介機関」と「非仲介型機関」に分けている。

<金融機関の分類>



[金融仲介機関と非仲介型金融機関]

「金融仲介機関」は、資金仲介にあたり、金融資産・負債を自ら保有することで、①その機関自身が様々なリスクを負担し、②流動性やリスク等の面で資金の性格を変換すること（金融仲介活動）を行っている機関である。資金循環統計では、「金融仲介」の概念を比較的広く捉え、証券会社やノンバンクについても、それぞれの機関が自らのリスクを負担して資金の調達・運用を行い、資金の性格の転換を行っているということに着目して、金融仲介機関のひとつとして位置付けている。また、年金基金は、日常生活のなかで身近に存在する金融機関ではないが、機関投資家としてきわめて重要な金融仲介機関のひとつである。

これに対し、「非仲介型金融機関」は、金融仲介に密接に関係するサービスを提供（金融補助活動）する機関であり、証券取引所、外為ブローカー、金融持株会社などがある。

[公的専属金融機関]

08SNAでは、「金融機関」の内訳部門として「専属金融機関」(captive financial institutions)を設けることを推奨している。

「専属金融機関」とは、「金融サービスを提供している主体のうち、資産のほとんどが市場で取引されないもの、または負債のほとんどが市場で調達されないもの」であり、具体的には「企業グループ向け金融を行う子会社」や「政府等、一つのスポンサーから供与された資金を原資に貸付を行う公的金融機関」が該当する。こうした機関は、その他の金融機関と比べて金融仲介の機能

が相対的に弱く、08SNAでは、独立に分類することが望ましいと判断されたと考えられる。

わが国では、政府系金融機関の中に、資金調達先が専ら政府等特定の主体であり、市場経由での調達が予定されていないものや、資金調達は市場からも行っているが、運用先がごく限られた一部の先や業務に限定されているものが含まれている。このため、これらを「公的専属金融機関」として独立した制度部門とすることにより、金融機関を金融仲介機能の程度に応じて区分した分析を可能としている。

なお、08SNAでは、企業グループ向け金融を行う子会社や、証券化ビークル以外の特別目的会社といった民間主体も、専属金融機関として想定している。しかし、わが国では、入手可能なデータで存在が確認できないことから、専属金融機関の対象は公的機関のみとし、民間部門の主体は含めていない。

金融仲介機関については、預金を受け入れ、貸出を行う銀行など³を総称する「預金取扱機関」、投資家から集めた資金を株や債券などで運用する「証券投資信託」、保険、年金関連の資金を運用する「保険・年金基金」、証券会社やノンバンク、政府系金融機関などそれ以外の金融仲介機関を総称する「その他金融仲介機関」、および「中央銀行」といった内訳を設けている。これにより、それぞれの内訳部門ごとの金融仲介活動に焦点を当てることができる。

また、さらに詳細な内訳部門を設けることで、利用する人が自らの関心に応じて部門を組み替えることもできる。こうした詳細な部門のレベルでは、銀行、生命保険、株式投信など、一般に馴染みのある分類を設定しているほか、住宅ローン保証や信用保証を行う定型保証機関、公的金融機関を設けるなど、国際基準をベースとしつつも、わが国固有のユーザーニーズに配慮した部門も用意している。さらに、企業年金部門の内訳として、確定給付型年金、確定拠出型年金部門を設けており、国際基準にはないものの、分析上の有用性の観点から設定している内訳部門も存在する。

[持株会社の分類]

持株会社は、08SNAやIMFマニュアルで、持株会社の機能とグループ企業（子会社）の属する部門に応じてきめ細かく分類することが推奨されている。具体的には、持株会社のうち、①本社機能を有しない（子会社の経営に関与しない）ものは、当該企業グループに対する金融活動を行っていると考え、

³ 銀行のほか、郵便貯金や農協も、預金およびその類似商品によって資金を調達する金融機関という点で、「預金取扱機関」という同一の部門に分類している。

「専属金融機関」に分類する一方、本社機能を有するもののうち、②子会社の主たる事業が金融であるものは、持株会社が金融仲介機能を有しないとみられることから「非仲介型金融機関」に、③子会社の主たる事業が非金融であるものは「非金融法人企業」に、分類することを推奨している。

わが国では、①本社機能を有しない持株会社については、少なくとも上場企業に関してはデータから確認できないことから、②、③を計上対象としている。さらに、②子会社の主たる事業が金融である持株会社については、「非仲介型金融機関」に「うち金融持株会社」の内訳部門を設けることにより、金融資産・負債の動向を、より実態に即して分析することを可能にしている。

（経済主体の擬制と「勘定分離」）

08 SNAやIMFマニュアルでは、部門分類の対象となる経済主体の単位については、経済活動を行う経済主体として経済的にも法律的にも独立したひとつの単位（「制度単位」⁴という）であることを想定している。多くの場合、それは法人格のある主体を指すことになるが、経済機能や実態に則した分類を行うには、法人格にとらわれず、一つの法人の内部に設けられた会計や勘定の単位で、それぞれを独立した経済主体として「擬制」した方が望ましい場合がある。

08 SNAやIMFマニュアルにおいても、法人格がない単位を独立した経済主体とする考え方は示されているが、資金循環統計では、わが国の実情を踏まえ、比較的多くのケースでこのような擬制を行っている（このような処理を「勘定分離」と呼ぶ）。具体的には、信託銀行の信託勘定といった法人内に設けられた勘定や、国の特別会計およびその勘定、規約型の確定給付企業年金のような法人の締結している契約も、それを一つの経済主体として擬制している⁵。

⁴ 「制度単位」とは、①自らの意思決定に基づき経済活動・取引を行い、②自らの権利・義務として資産・負債を保有する（バランスシートを持つ）ことができる経済的実体のことを指し、社会会計における経済主体の単位のこと。「制度単位」を基本単位とした分類方法は、①、②の要件を満たすような法人格を持つ主体に着目する方法と言い替えられる。また、厳密には法人格を持っていなくても、①、②の要件を満たすのであれば制度単位とみなされる。これらは準法人（quasi-corporation）と呼ばれることがある。

⁵ 「勘定分離」の考え方は、後述のとおり、金融機関以外の部門においても、特殊法人等の公的機関に適用している。また、中央政府について、一般会計と特別会計を独立した主体としてそれぞれの機能に応じて分類しているが、これも「勘定分離」といえる。

[具体例]

a) 信託銀行の銀行勘定と信託勘定

信託銀行の銀行勘定は国内銀行部門に分類している。一方、信託勘定は、財産管理の面があり、その機能は銀行勘定とは異なっており、本来の投資主体の部門に統合している。

ただし、合同運用信託、金銭債権の信託⁶については、独立の部門に分類している。

b) 財政融資資金

財政投融资特別会計の財政融資資金勘定は、制度単位であるうえ、それ自体が独立した部門となっている。

c) 規約型の確定給付企業年金

規約型の確定給付企業年金については、企業と信託銀行や生命保険会社との間の契約そのものを、年金基金を構成する経済主体と擬制している。これは、規約型の確定給付企業年金が、企業の雇用者のために設定される外部拠出型年金で、その資産・負債が、企業のそれとは別に管理されていることに基づいている。

なお、適格退職年金（2012年3月廃止）についても、同じ取扱いとしている。

（勘定の統合＜連結＞）

経済機能や実態に則した部門分類を行うために、「勘定分離」のほかに、勘定を「統合（連結）」するという手法も採り入れている。

例えば、規約型の確定給付企業年金を年金基金という独立した主体であると「擬制」しても、その運用先が単に「信託」ということであるならば、年金資金の運用資産の内容や実態はわからない。一方、「信託」という勘定を銀行勘定から分離し、独立の主体とした場合でも、信託財産の資産運用に関する実質的な意思決定を行い、その経済効果が帰属する真の運用者は、信託銀行ではなく、年金基金など資産を信託した投資家であるという場合がある。

このため、資金循環統計では、単独運用型の信託勘定のように、金融資産・負債を保有していても、信託銀行が真の運用者ではなく、運用資金の管理者（いわば「倉庫」）である場合は、管理者の勘定と真の運用者の勘定とを「統

⁶ 金銭債権の信託（信託勘定の一部）は、債権流動化に係る特別目的会社・信託部門に分類している。なお、信託業法の改正（2004年12月施行）により、信託業への参入が可能となった事業会社の信託についても、金銭債権の信託を同部門に計上している。

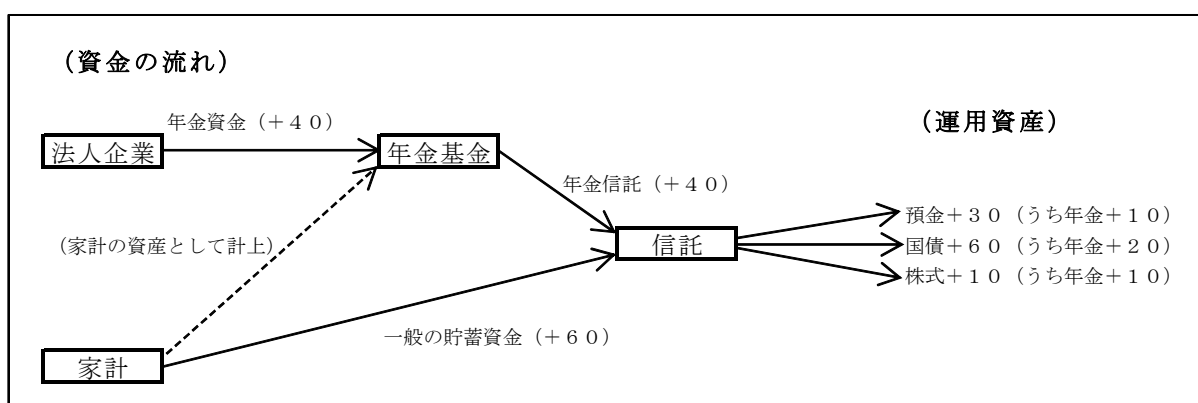
合（連結）」する。具体的には、バランスシート上は管理者が保有する形となっている運用資産を、真の運用者（＝投資主体）の資産として計上する。こうすることによって、実質的な債権者と債務者の関係が明確になり、この結果、例えば、年金基金が金融仲介機関として、どのような活動を行っているか、ということがより明確となる。

[具体例]

a) 単独運用型の信託勘定

信託勘定のうち、年金信託や証券投資信託など、信託勘定が資金運用の管理主体となっている勘定については、本来の投資主体である年金基金、投資信託委託会社といった機関に「統合」している。すなわち、投資主体の信託受益権（資産）と信託勘定の信託受益権（負債）とを相殺消去することによって、年金信託勘定の運用資産を年金基金部門に、証券投資信託勘定の運用資産を証券投資信託部門に、各々計上している（下図参照）。

<年金基金の統合>



b) 投資顧問会社の運用資産

投資顧問会社の運用資産は、投資家の指図によって運用されているもので、投資顧問会社は実質的な運用リスクを負っていないし、リスクの変換を行うこともない（投資顧問会社の収入源は、あくまで投資家に対する運用の助言に係る手数料）。このため、この運用資産については、投資顧問会社の保有資産とせず、運用を一任した主体を本来の投資主体とみなし、本来の投資主体の資産として計上している。

（公的機関の分類基準）

公的機関については、一般政府のほか、公的非金融法人企業、公的金融機関といった部門を設定している。公的機関であるかどうかという基準について、必ずしも確立した社会通念があるわけではないが、わが国の場合、非常に多くの特殊法人や独立行政法人が存在することから、それぞれがどこに分類されるのかについて、ある程度明確な基準が必要である。

この点について、資金循環統計は、わが国の国民経済計算と整合的となるよう同一の基準を用いている。なお、機関によっては、勘定単位毎に分類する部門が異なる「勘定分離」の考え方を採用している。

[公的機関に関する分類基準]

資金循環統計と国民経済計算は、次のような同一の基準で分類しており、公的機関の対象範囲と部門は国民経済計算と一致している。

- a) 売上高の50%以上が金融仲介活動又は補助的金融活動によるものである機関を、金融機関に分類する。
- b) 非金融機関のうち、売上高が生産費用の50%以上である場合に、市場性を有するとみなし、市場性がある場合には非金融法人企業に分類する（市場性がない場合には一般政府または対家計非営利団体に分類する）。
- c) 政府が議決権の過半数を保有する等の「所有による支配」、又は法令等により役員の大過半数の任免権を有する等の「その他の根拠による支配」のいずれかが該当する場合に、政府による支配が存在するとみなし、公的機関に分類する（それ以外は民間機関に分類する）。

[公的機関の勘定分離]

特殊法人など公的機関では、複数の法人が統廃合された結果、かつて法人格を有していた業務機能が、統廃合後の新法人において独立した勘定として維持されているケースが少なくない。こうしたケースにおいては、各勘定の機能が大きく異なる場合（例えば、金融機能を持つ勘定とそれ以外の勘定のような場合）には、統廃合後の新法人を一つの単位とはせず、各勘定を独立した経済主体とみなす「勘定分離」の考え方を適用している（個々のケースについて、国民経済計算との整合性を確保している）。

(国内部門と海外部門の区分)

国内部門と海外部門の区分については、国際収支統計における居住者と非居住者の区分に従っている。なお、ここでの国境は、国籍や法的な基準ではなく、あくまで経済的なもので、居住者とは「ある国の経済領域に経済的な利益の中心を持ち、その場所で、相当量の規模で経済活動を行っている主体」のことを指す。

[銀行のオフショア勘定の取り扱い]

08SNAでは、経済実態を重視する観点から、居住者・非居住者の区分を、経済的利益の中心がどこにあるかに着目して行うように提言している。資金循環統計では、この提言の趣旨に沿って⁷、銀行のオフショア勘定を国内機関（預金取扱機関）として扱っている。この結果、非居住者によるオフショア勘定を通じる取引は、全てクロスボーダーの取引として計上されることになり、国際収支統計とも整合的となっている。

⁷ オフショア勘定から得られる利益が、主としてわが国の金融機関に帰属することを考えると、オフショア勘定の経済利益は国内にあると考えられる。

2. 経済機能・実態を重視した取引項目の分類

08SNA、IMFマニュアルでは、取引項目についても、経済機能および実態を重視する観点に立って各国共通の基準を定めており、資金循環統計も基本的にはそれに従っている。すなわち、現金・預金、貸出、債務証券、株式等・投資信託受益証券といった大項目は概ねそのまま適用している。

これらの基準は、貸出、有価証券の取引項目においては、一般的な概念よりも対象範囲が広がっているほか、金融派生商品、保険や年金の受給権、定型保証などの取引項目も記録の対象としているといった特色がある。

(貸出の概念と範囲)

貸出については、08SNA、IMFマニュアルに基づき、債権者が債務者に直接資金を提供し、その金銭債権が容易に譲渡できるような形態でない場合を広く貸出としている（容易に譲渡可能な形態を取る場合は、証券に分類）。すなわち、銀行と企業との間の貸付、借入といった典型的な貸出取引（金銭消費貸借取引）のほか、現先取引と現金担保付債券貸借取引を現先・債券貸借取引として貸出に含めている。これは、現先取引と現金担保付債券貸借取引が、実際には、債権担保付貸出として、資金の融通という機能を果たしていることを考慮したものである⁸。

また、商品の販売に伴う延払い信用や、ファイナンスリースについても、割賦債権として、貸出の内訳に分類している。これは、割賦債権についても、銀行などが行っている貸出と同様の機能を有する債権債務であるとの考え方に基づくものであり、08SNAやIMFマニュアルでも採用されている考え方である。

[ファイナンスリースの取り扱い]

ファイナンスリースとは、リース物件の借り手が、その物件を実質的に使い切ってしまうリース契約で、中途解約ができないものである。このため、ファイナンスリースは、法律上は必ずしも所有権が移転するものではないが、実態は貸手が借手に物件の調達資金を融通しているといえることができる。

この取引について、法律的な所有者に着目するか（所有者主義）、実際の使

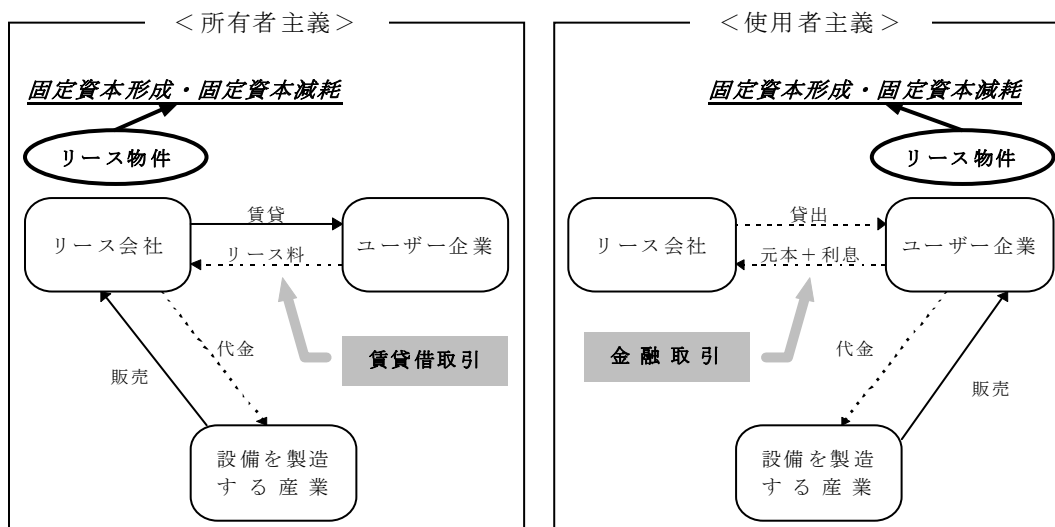
⁸ 企業会計の分野でも、2000年度から適用された金融商品の会計基準および同実務指針において、現先取引、現金担保付債券貸借取引を金融取引として位置付けている。

用者に着目するか（使用者主義）によって、その姿は異なった形になる（次頁図参照）。この点に関し、08SNA、IMFマニュアルでは、ファイナンスリースの経済機能に則して使用者主義での記録を提唱している。

わが国の資金循環統計でも、新しいリース会計（「リース取引に関する会計基準」）が適用された2008年度（2008年第2四半期）以降は、ファイナンスリースを金融資産として計上している。それ以前は基礎資料の制約から、実際に企業が金融取引として記録したもの（「所有権移転リース⁹」）のみを金融資産として計上している¹⁰。

⁹ わが国の企業会計では、1995年以降リース会計基準が適用され、これに伴い使用者主義によるファイナンスリースの記録が原則になった。ただし、ファイナンスリースのうち、リース資産の法的所有権がリース期間終了時に借手側に移転する条項があるもの（所有権移転リース）以外に関しては、注記における処理が認められてきた。リース会計の実務上の取扱の詳細については「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（日本公認会計士協会 1994年）を参照。もっとも、2008年度から適用されたリース会計では、所有権移転外リースについても原則として（所有権移転リースと同様に）売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うことが義務付けられ、金融資産・負債としてバランスシートに計上されることとなった。リース会計の実務上の取扱の詳細については「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 2011年）を参照。

¹⁰ 基礎資料の制約という点では、資金循環統計のみならず、実物面の方も問題となる。仮に、08SNA、IMFマニュアルに従い、ファイナンスリースを金融取引とみなすと、実物面では、リース資産を使用するユーザー企業の固定資本形成・減耗を計上することが求められるが、現在のところ、企業側においてリース資産を使用しているということを計数として把握する基礎資料が存在しない。こうした事情などもあって、わが国の国民経済計算においてはファイナンスリースに関する使用者主義の考え方は採用されていない。



(有価証券の概念と範囲)

有価証券については、08SNA、IMFマニュアルでは、株式等・投資信託受益証券と債務証券に分類するという方式を採っており、資金循環統計もそれに従っている。金銭債権を流動化して譲渡可能な形態の金融商品として売買されるものも、有価証券に含めている。

ただし、譲渡性預金については、08SNA、IMFマニュアルでは、譲渡可能である点に着目して、債務証券に分類しているのに対して、わが国の資金循環統計では、そうした点を除けば、その経済機能は預金と近いことから、預金として分類している。

(金融派生商品の取り扱い)

ある特定の金融資産にリンクして市場価値が変動する金融派生商品は、条件次第で将来の損益が大きく変動する（金融派生商品を保有することによって得られる利益が予め明確ではない）性質があるが、原債権から独立して売買されており、また市場価値も客観的に測定可能である。こうしたことから、08SNAやIMFマニュアルでは、想定された原債権（想定元本）ではなく、金融派生商品に係る契約自体の市場価値を金融資産とみなしている。わが国の資金循環統計でも、この考え方に則り、金融派生商品を取引項目に加えている。

[偶発債務の取り扱い]

金融取引で結ばれる契約は、債務者が債権者に支払う義務があり、支払う金額が確定している資産であることが一般的である。しかし契約の中には、一定の条件が満たされてはじめて、金融資産・負債として認識されるものがある。こうした条件付の債権・債務は、偶発債務と呼ばれる。

08 SNAやIMFマニュアルでは、偶発債務は原則として金融資産として取り扱わない。これは、単に契約が結ばれただけでは、その契約が現実には経済価値を有し、市場で売買されることにより経済主体の購買力の源泉になるものではないためである。例えば、金銭債務の保証契約は、それを結んでも実行されるかどうかが不確定であることから、これを経済主体間の債権債務として取り扱わない。

もっとも、これら国際基準では、金融派生商品については上記のように、それ自体が売買されており、市場価値が客観的に測定可能であるため、偶発債務とは区別して金融資産として取り扱っている。また、金銭債務の保証契約の中でも、小口で大量に発行される定型化された保証（定型保証）については、単独では発生が不確定であっても、ある程度の件数をまとめてみれば保証金額の期待値を計算することが可能なため、偶発債務とは区別して金融資産として取り扱っている。

資金循環統計でも、こうした考え方にに基づき、個別の保証や、コミットメントライン¹¹などの偶発債務は金融資産として取り扱わない一方、金融派生商品、定型保証は金融資産として取り扱っている。

(保険・年金・定型保証)

保険・年金については既に述べたように、部門分類において、保険・年金基金部門を設けているが、取引項目においても、非生命保険準備金、生命保険受給権、年金保険受給権、年金受給権という項目を設け、保険や年金基金の負債（主に家計にとっては資産）を計上している。

保険会社の責任準備金が、（保険契約者にとっての）金融資産であるかどうかについて、議論の分かれるところではあるが、積立型保険や個人年金に係る責任準備金については、将来確実に生じる支払いの準備という経済機能があると考え、これについては加入者（主に家計）の金融資産（保険会社の金融負債）として、非生命保険準備金、生命保険受給権、年金保険受給権といった取引項目に計上している。

¹¹ 実行されれば貸出となるが、枠自体（未実行分）は金融資産とはならない。

[保険会社の保険・年金に関する取り扱い]

保険会社の責任準備金は、将来の支払いに備えた経理上の処理として計上されるものであり、これ自体が保険加入者に対する債務の発生を意味するものではない。こうした点を重視すると、保険準備金は金融資産の性格を有さないことから、資金循環統計に計上されないこととなる。

しかし、積立型保険や個人年金では、払い込まれた保険料の多くは保険会社の運用資産として運用された後、保険加入者に払い戻される。このため、これらに係る責任準備金は、将来ほぼ確実に生じる支払のための準備という性格を持つ。これらの準備金は、保険・年金数理計算によって算定されていることから、それぞれの時点で、その価額のみだけ実質的な支払債務を負っているとみることができる。このため、資金循環統計では、これらの責任準備金を、金融資産・負債として計上している。

一方、掛捨て型保険については、将来の払い戻しが不確定な度合いが強く、払い込まれた保険料は、そのサービスに対する対価の支払と位置付けることが可能である。こうした点を考慮し、資金循環統計では、掛捨て型保険に係る責任準備金を金融資産・負債とみなさず、当該準備金を、保険会社の利益留保と位置付けている。

[年金に関する取り扱い]

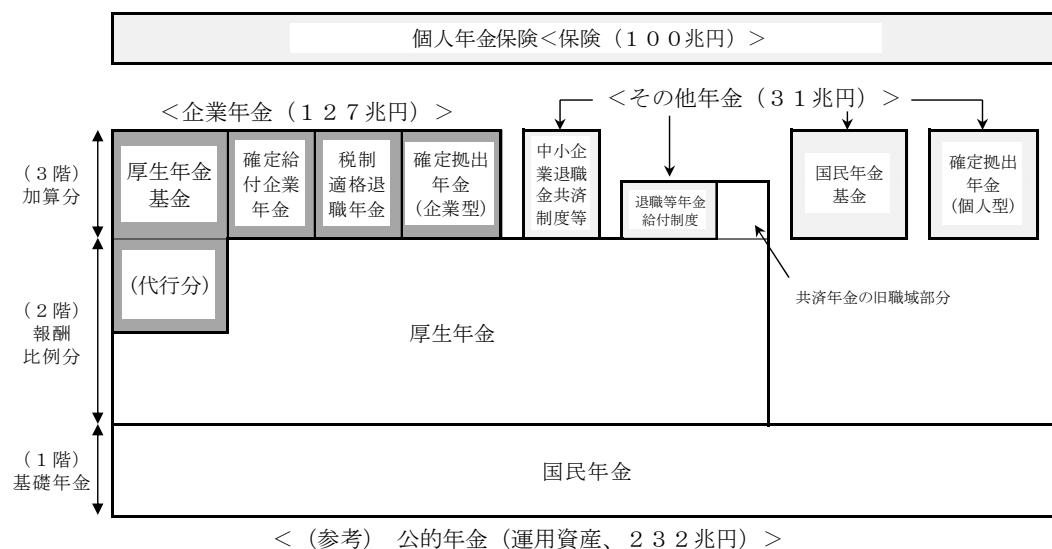
年金の制度は国によって異なるが、いずれの国においても、大きく公的年金と私的年金（企業年金、個人年金）とに分けることができる。08SNA、IMFマニュアルでは、政府（社会保障基金）が賦課方式の下でその都度支給する公的年金は移転給付と考えて年金に係る負債を計上しないのに対し、雇用と関連して保険料が拠出され年金が支払われる企業年金や任意で加入する個人年金は、家計の金融資産、年金基金の金融負債として取り扱うとしている。これは、企業年金や個人年金が、国の社会保障制度のもとで強制的に加入されるものではないためである。

わが国の場合、年金制度は3階建てと呼ばれる体系となっている。全国民に共通した1階部分である国民年金（基礎年金）と、国民年金に上乗せする報酬比例の年金を支給する2階部分である被用者年金（厚生年金、旧共済年金）と合わせた公的年金に加えて、3階部分である私的年金として、企業年金（厚生年金基金、旧適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金〈企業型〉）、その他年金（国民年金基金など）、個人年金がある。資金循環統計では、このうち、企業年金、その他年金、個人年金が、家計の金融資産の対象となる。

一方、わが国の厚生年金、旧共済年金は、賦課方式に近い形式をとっていることから、政府（社会保障基金）に年金に係る債務を計上していない。家計も、

これらに対応する年金受給権を保有することにはしていない。

<年金の区分と残高>



- (注) 1. 資金循環統計では、シャドー部分を家計の年金資産として認識し、それ以外の部分（公的年金）は社会保障基金の資産として認識している。なお、企業年金には、年金基金の対年金責任者債権を含む。
2. 税制適格退職年金は2012年3月末に廃止された。
3. 個人年金保険は年金保険受給権の計数。
4. 計数は2019年3月末。
5. 共済年金の旧職域部分については、2015年10月までの職域部分の加入期間に応じて支給され、残高は将来に向けて減少していく。

3. 時価主義による評価と発生主義による記録

資金循環統計では、経済の実態を表示するために、評価（測定）方法は時価主義、記録（認識）時点は発生主義という考え方を採っている。こうした考え方は、基本的には、08SNA、IMFマニュアルの考え方と同じであるが、貸出債権の扱いについては、資金循環統計は、これら国際基準よりも時価主義を徹底させている。

（金融商品の時価評価）

経済主体が保有する金融商品について、ストックベースで時価評価を行うということは、68SNA以来、社会会計の基本的な考え方となっており、資金循環統計でも、資産・負債とも原則として時価評価している。これは、経済主体の金融資産・負債の状況を、実態に即した形で捕捉・表示しようとするもので、金融資産の実質的な価値が増加すれば、当該資産を保有する主体の購買力が増加するなど、金融資産の時価が経済主体に与える影響が大きいことを考慮したものである。

具体的な評価の仕方としては、例えば、資産として保有する株式を時価で評価すると同時に、企業の資本である株式も時価で評価するなど、金融資産のみならず、負債についても時価評価を行っている。社債など経済主体が負債を額面通り返済する義務を負っている場合においても、資金循環統計においては、資産を時価評価することと平仄をとるため、負債側も評価額の調整を行っている。これにより、債券の買入償還や自己株式の消却といった市場価格で負債や資本を圧縮する取引を、実態に即した形で反映できるほか、資産・負債のバランス（貸借の一致）を保つことも可能となる。

貸出債権については、議論のあるところであるが、経済実態の反映という観点から、可能な限り実質的な価値を記録することとしている。そして、不良債権を償却したケースでは、取引としては記録せず、時価（実質的な価値）の変動によって、資産、負債の残高が変化したものとして扱っている。

[金融資産の評価方法]

金融資産・負債の公正価値を測る方法には、時価法（市場価格法）や割引現在価値法があるが、資金循環統計では、時価法（市場価格法）を基本に据えており、公開株式、公社債（国債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債）

といった、市場価格が把握できる金融商品を時価評価の対象としている。これは、①市場価格には、当該資産の全ての情報が織り込まれていると考えられることに加え、②容易に客観的な基礎データを得ることができるからである。なお、市場価格の把握が困難な非公開株式についても公開株式の市場価格等を踏まえて時価（相当額）を推計している。

一方、貸出については、その市場価格を把握することは難しいが、不良債権化など、貸出についても無視できない価値の減価がみられることから、個別貸倒引当金の額を控除することによって、できる限り実質価値に近づけるよう調整をしている。

この点、08SNAやIMFマニュアルでは、バランスシート上の貸出債権は額面での評価を規定している。これは、貸出債権については、そもそも時価を把握できないうえ、貸手からみるとその価値が減価している場合でも、借手からみると、額面価額分の返済義務が依然として残るという考え方に基づいている。もっとも、信用秩序を把握するうえで、貸出債権の価値の減価を無視するわけにはいかない、という事実を踏まえ、参考情報として減価された債権額も表示することを併せて推奨している。

[債権の償却の計上方法]

資金循環統計は、債権の償却に伴う残高の変化は、間接償却・直接償却を問わず、金融取引ではなく調整表（次項「調整表」の役割参照）に計上している¹²。これは08SNA、IMFマニュアルにおいて、貸手と借手が合意のうえで行う債務免除や条件変更は、金融取引（貸手から借手への資本移転）として計上するが、回収不可能とみて貸手のみが行う償却は、これを取引の結果とみなさず調整額（その他の資産量変動）としていることと整合性をとったものである。この結果、不良債権の償却が行われた場合、貸手と借手の貯蓄投資差額や資金過不足には影響を与えない。

¹² 08SNAでは、債権の償却のうち、債権の市場価値の下落によるものを「再評価勘定」に計上し、破産等の要因によるものを「その他の資産量変動勘定」に計上するように提言している。すなわち、債権の価値が下落しつつも残存する場合には、評価替えによる資産の減少として捉え、債権の価値が失われた場合には、その他の要因による資産の減少として捉えるものとされている。しかし、破産等を要因とする債権の償却についても、概念上は、債権価値がゼロに至る評価替えと捉えることも可能であり、また、実務上、再評価とその他の要因とを区別することは、困難である。このため、資金循環統計では、債権の償却を、直接償却・間接償却を問わず、調整額として計上している。

（「調整表」の役割）

金融資産・負債残高を時価評価すると、その増減のなかには、金融資産・負債の取得や処分といった通常の金融取引のほか、価格変化という要因が含まれることになる。そこで、資金循環統計では、通常の金融取引に基づく取引価格ベースでの残高の変化分を、金融取引額（フロー）として「金融取引表」に表示する一方、価格変化などそれ以外の残高の変化分を調整額として「調整表」に表示し、これらを組み合わせることによって、「金融資産・負債残高表」に表示するストックの変化額と整合性が保たれる形となっている¹³。

なお、「調整表」は、フローとストックの前期の計数と当期の計数の差額との間の乖離を文字どおり調整するものではあるが、そこに示された計数から、金融資産の評価損益を読み取ることも可能であり、その額自体に情報価値があるものと考えられる。

<フローとストックの関係>

$$\begin{aligned} & t-1 \text{ 期末のストック} + t \text{ 期の金融取引フロー} \\ & + t \text{ 期の調整額（価格変化分等）} \\ & = t \text{ 期末のストック} \end{aligned}$$

（具体例）

家計が前期末に株式を100万円分保有し、今期に30万円分を買い足したところ、今期末に保有株式の時価が150万円になったケースを想定する。このとき、資金循環統計においては、30万円が今期の金融取引として、150万円が今期末の金融資産残高として計上されるとともに、前期末との残高差である50万円（150万円－100万円）と取引額である30万円との差額20万円が、調整額として計上される。

このケースでは、調整額は、株価の上昇という、取引を伴わない資産価格の上昇によって生じている。

¹³ 調整額は、法人の合併・分割や業態の変更に伴う部門分類の変更、基礎データのサンプル替えに起因する不連続、等によっても生じ得る。これは、08SNAに即して言えば、「再評価」ではなく、「その他の資産量変動」によって生じた調整額である。資金循環統計では、「再評価」による調整額と、「その他の資産量変動」による調整額と別にする形で区別してはいないが、取引項目毎には、概ね、何れによる調整額かを区別できる（第5章参照）。

(発生主義での記録)

08SNA、IMFマニュアルにおける記録時点の考え方は、発生主義である。これは、実際にキャッシュが動く時点で計上する（これを発生主義に対し現金主義という）のではなく、債権債務関係が生じた時点で取引の記録を行うという考え方である。資金循環統計も発生主義を採っており、典型的には、割賦債権、企業間・貿易信用、未収・未払金といった取引項目の計上方法に表れている。

08SNAでは、93SNAで例外的に現金主義が採用されてきた年金についても、発生主義（実際に拠出された金額や積み立てた金額ではなく、企業が将来給付することを約束した金額）に基づいて計上することが提言された。

[年金における発生主義での記録]

93SNAでは、年金において金融資産・負債として認識すべき金額は、実際に拠出された金額や積み立てた金額をベースに考えられていた。このため、年金基金の負債については、年金のタイプに拘わらず、保有する資産の額に規定されていた。

しかし、08SNAでは、企業年金には性格が異なる2つのタイプ、すなわち、確定給付型年金と確定拠出型年金があると整理し、積立金に依存して給付額が変わることはない確定給付型年金については、被用者が獲得した年金受給権フローとそのストック（退職給付債務）を、勤続期間や給与、金利の動向などをもとにした発生主義に基づき、年金数理計算により計上するよう提唱した。

こうした変更を受け、資金循環統計でも、企業年金の負債には年金数理的に計算された退職給付債務を計上するとともに、企業年金部門の内訳として、確定給付型年金部門と確定拠出型年金部門を設けて、利用可能性を高めている。

なお、年金受給権（退職給付債務）を発生主義で捉えると、年金受給権が年金基金の保有する資産を上回ることがある。いわゆる積立不足である。この積立不足は、最終的に年金制度に責任を持つ年金基金の責任者（企業）の負債となることから、年金基金の資産、企業の負債として「年金基金の対年金責任者債権」という取引項目に計上している。

[雇用者ストックオプション]

雇用者ストックオプションとは、企業が役職員に対して付与する株式の購入権である。付与時点で行使価格が決められ、権利者は、一定の「行使待ち期間」が経過した後、権利確定から権利失効までの間、当該行使価格で自社株式を購入することができる。93SNAでは特段取り扱いに言及していなかった

が、08SNAでは、雇用者ストックオプションを、所得および金融取引として計上するよう推奨している。

雇用者ストックオプションは、行使されるまではキャッシュは動かない。しかし、発生主義の下で記録すると、同オプションは付与された時点で企業から役職員に雇用者報酬が支払われ、その金額を金融資産として計上することになる。資金循環統計でも、このように記録する方が経済実態を正確に捉えることになり、雇用者・企業双方の認識にも沿っていることから、発生主義に基づいて記録を行っている。

[留保利益の取り扱い]

留保利益は、企業などが挙げた利益¹⁴のうち分配されなかったものである。通常、こうした留保利益は、利益を挙げた企業に計上される¹⁵。

しかし、08SNAやIMFマニュアルでは、直接投資企業（居住者が海外に設立した企業や支店など）と投資信託の留保利益については、投資家（親会社）に帰属するように計上することを推奨している。すなわち、留保利益を投資家が一旦配当として受取り、それを再投資したものとして擬制する¹⁶。

直接投資企業は、投資家たる親会社にほぼすべてを支配されているため、発生した利益は投資家に帰属すると考えることができる。留保利益の再投資は、親会社による直接投資フローの増加として計上されることになる。こうした考え方は、93SNAでも取り入れられていたが、資金循環統計では08SNAベースとなってから採用している。

投資信託は、多数の投資家から資金を集めて効率的に運用する「導管」であることから、利益は投資家に帰属すると考えるのが自然である。留保利益の再投資は、投資家による投資信託受益証券の取得として計上されることになる。

こうした考えは08SNAで初めて導入され、資金循環統計でも採用している。

¹⁴ 国民経済計算体系では、所得をインカムゲインに限定しているため、利益や留保利益もインカムゲインに由来するもののみとなる。

¹⁵ すなわち、企業は留保利益を何らかの資産に投資しているため、資産のフローはキャッシュベースで増加する一方、その企業の投資家は株式等の追加拠出を行うわけではないため、負債のフローはキャッシュベースで増加しない。このため、留保利益は留保した企業の資金余剰として記録される。

¹⁶ これにより、投資家は株式等の追加投資で資産のフローが増加するため、資金余剰となる。

<表 1> 部門の一覧

部門名	主な機関	コード*
金融機関		1
中央銀行	日本銀行	1-1
預金取扱機関		1-2
銀行等		1-2-1
国内銀行	国内銀行	1-2-1-1
在日外銀		1-2-1-2
農林水産金融機関	農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合	1-2-1-3
中小企業金融機関等	信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、ゆうちょ銀行	1-2-1-4
郵便貯金（2007/3Qまで）		1-2-2
合同運用信託		1-2-3
証券投資信託	投資信託委託会社	1-3
公社債投信		1-3-1
うちMMF・MRF		1-3-1-1
株式投信		1-3-2
保険・年金基金		1-4
保険		1-4-1
生命保険	<下記のほか>かんぽ生命保険（旧日本郵政公社簡易生命保険業務）	1-4-1-1
うち民間生命保険会社（2007/3Qまで）	民間生命保険会社	1-4-1-1-1
非生命保険	<下記のほか>国の特別会計の一部、独立行政法人、信用保険機関等	1-4-1-2
うち民間損害保険会社	民間損害保険会社	1-4-1-2-1
うち定型保証機関	全国信用保証協会連合会、日本国際教育支援協会、農林漁業信用基金の一部、住宅保証会社	1-4-1-2-2
共済保険	全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、労働者共済生活協同組合連合会	1-4-1-3
年金基金		1-4-2
企業年金		1-4-2-1
確定給付型年金	厚生年金基金、確定給付企業年金、旧適格退職年金	1-4-2-1-1
確定拠出型年金	確定拠出年金（企業型）	1-4-2-1-2
その他年金	確定拠出年金（個人型）、国民年金基金等	1-4-2-2
その他金融仲介機関		1-5
ノンバンク		1-5-1
ファイナンス会社	貸金業者（建設・不動産を除く）、証券金融会社、整理回収機構等	1-5-1-1
債権流動化に係る特別目的会社・信託		1-5-1-2
公的金融機関		1-5-2
財政融資資金		1-5-2-1
政府系金融機関	財政融資資金以外の融資特別会計、政府関係金融機関、金融仲介を主要業務とする他の特殊法人・独立行政法人、旧産業再生機構	1-5-2-2
ディーラー・ブローカー	<下記のほか>短資会社、銀行等保有株式取得機構（特別勘定）	1-5-3
うち証券会社	証券会社	1-5-3-1
非仲介型金融機関	<下記のほか>証券取引所・金融商品取引所、銀行等保有株式取得機構（一般勘定）、外為ブローカー、外為証拠金取扱業者	1-6
うち金融持株会社	金融持株会社	1-6-1
公的専属金融機関	日本高速道路保有・債務返済機構、地方公共団体金融機構等	1-7
非金融法人企業		2
民間非金融法人企業	當利社団法人、医療法人等	2-1
公的非金融法人企業	公団・事業団等特殊法人・独立行政法人の一部、中央政府の特別会計、地方公社、地方公営企業	2-2
一般政府		3
中央政府	中央政府の一般会計・他に含まれない特別会計、事業団等特殊法人・認可法人・他に分類されない独立行政法人の一部	3-1
地方公共団体	地方公共団体の普通会計および事業会計、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、港湾局、認可法人・地方独立行政法人の一部	3-2
社会保障基金	<下記のほか>国の特別会計の一部、健康保険組合、基金等	3-3
うち公的年金	国の特別会計の一部、年金積立金管理運用独立行政法人、共済組合等の厚生年金保険経理・経過的長期経理、農業者年金基金（旧年金勘定）	3-3-1
家計		4
対家計民間非営利団体		5
海外		6
合計		-
（上記の部門を合算したもの）		
国内非金融部門	非金融法人企業、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の合計	7
年金計	金融機関の年金基金、社会保障基金の「うち公的年金」の合計	8

* 2007/4Q以降、中小企業金融機関等は、ゆうちょ銀行を含む。

* 本表のコードは、第3章および統計表の部門コードに対応している。

<表2> 取引項目の一覧

取引項目名	主な金融商品	コード*
現金・預金		A
現金	日本銀行券、貨幣	A-a
日銀預け金		A-b
政府預金	当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金	A-c
流動性預金	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金、通常貯金	A-d
定期性預金	定期預金、定期積金、据置貯金、郵便貯金（除く通常貯金）	A-e
譲渡性預金		A-f
外貨預金	外貨建当座預金、外貨建普通預金、外貨建通知預金、外貨建別段預金、外貨建定期預金、外貨準備のうち外貨建預金	A-g
財政融資資金預託金		B
貸出		C
日銀貸出金		C-a
コール・手形	無担保コール、有担保コール、円建コール、外貨建コール	C-b
民間金融機関貸出		C-c
住宅貸付		C-c-a
消費者信用	消費者金融、消費者向け販売信用、教育ローン	C-c-b
企業・政府等向け		C-c-c
公的金融機関貸出		C-d
うち住宅貸付		C-d-a
非金融部門貸出金		C-e
割賦債権	延払信用、ファイナンスリース	C-f
現先・債券貸借取引	債券現先取引、現金担保付債券貸借取引	C-g
債務証券		D
国庫短期証券		D-a
国債・財投債	超長期利付国債、長期利付国債、中期割引国債、中期利付国債、割引短期国債、承継国債、財投債	D-b
地方債	公募地方債、非公募地方債	D-c
政府関係機関債	公団債、公庫債、事業団債、財投機関債	D-d
金融債	利付金融債、割引金融債	D-e
事業債	国内普通社債、国内新株予約権付社債	D-f
居住者発行外債		D-g
C P		D-h
信託受益権	指定合同運用信託、貸付信託	D-i
債権流動化関連商品	A B 国内社債、A B C P、金銭債権信託の受益権	D-j
株式等・投資信託受益証券		E
株式等		E-a
上場株式	証券取引所上場株式	E-a-a
非上場株式	非公開会社の株式、上場会社の株式のうち市場で取引されないもの	E-a-b
その他の持分	特殊法人等の出資金、日本銀行出資証券	E-a-c
投資信託受益証券	公社債投信、株式投信、不動産投信	E-b
保険・年金・定型保証		F
非生命保険準備金	積立型損害保険、共済保険	F-a
生命保険受給権	積立型生命保険	F-b
年金保険受給権	生命保険および共済の年金保険	F-c
年金受給権	企業年金、個人年金	F-d
年金基金の対年金責任者債権		F-e
定型保証支払引当金		F-f
金融派生商品・雇用者ストックオプション		G
フォワード系	F R A、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約、外為証拠金取引（未決済建玉評価損益）	G-a
オプション系	店頭債券・金利オプション、店頭通貨オプション、国債先物オプション、日本円短期金利先物オプション、東証株価指数オプション、日経平均株価オプション	G-b
雇用者ストックオプション		G-c
預け金	証拠金、入居保証料、ゴルフ場預託金、従業員預り金等	H
企業間・貿易信用	売掛金・買掛金、受取手形・支払手形	I
未収・未払金	未収収益・未払費用、前払費用・前受収益、未収金・未払金、前払金・前受金	J
対外直接投資	海外企業に対する株式資本（支配目的）	K
対外証券投資	非居住者発行株式、非居住者発行債券、外国籍投信	L
その他対外債権債務		M
うち金・SDR等	貨幣用金、SDR、IMFリザーブポジション	M-a
その他		N
資金過不足	（金融取引表）	
金融資産・負債差額	（金融資産・負債残高表）	Y
調整差額	（調整表）	
合計		Z
（参考）外貨準備		W

* 本表のコードは、第4章および統計表の取引項目コードに対応している。

第3章 部門の定義・範囲

第3章 部門の定義・範囲

本章では、資金循環統計における経済主体の分類を取り上げ、各部門の定義や対象範囲を示すこととする（部門の一覧と機関については、第2章末尾の表1を参照、なお、以下に示す部門の番号は、表1のコードおよび統計表の部門コードに対応している）。

また、これに併せ、各部門の統計上の論点・留意点についても、08SNAおよびIMFマニュアルに準拠した資金循環統計の基本的な考え方を踏まえつつ説明する。

1. 金融機関

金融機関とは、金融資産・負債を保有して金融仲介を主要業務とする機関、および金融仲介に密接に関係するサービスの提供（金融補助活動<非仲介型金融活動>）を主要業務とする機関である。内訳には、中央銀行、預金取扱機関（合同運用信託を含む）、証券投資信託、保険・年金基金、その他金融仲介機関、非仲介型金融機関、公的専属金融機関の部門が含まれる。

なお、子会社グループの支配、管理を主な目的とする持株会社のうち、子会社の主たる業務が金融であるものは、非仲介型金融機関の内訳部門である金融持株会社に分類している。

[金融機関が破綻した場合の取り扱い]

金融機関が破綻した場合でも、営業（事業）活動を続けていれば、定義にあてはまる限り、各部門に含まれる。しかし、データが入手できない場合は、その間、原則として、前期の計数と同じとして推計している。

1-1. 中央銀行

中央銀行は、通貨の発行、金利や通貨・信用の調整、等を行う金融機関であり、日本銀行を指す。

[通貨当局部門の適否]

中央政府の外国為替資金特別会計と中央銀行を合わせ、通貨当局部門を設け

るという方法も考えられる。しかし、資金循環統計においては、①中央銀行、中央政府それぞれの金融資産・負債を示すことが適当と考えられること、②国民経済計算において通貨当局という部門が用いられないことから、通貨当局部門を設ける方法は採用していない。

1-2. 預金取扱機関

預金取扱機関は、一般の投資家から預金や預金類似商品を受け入れることを通じて、金融仲介活動を行う金融機関である。内訳には、銀行等、郵便貯金（2007年第3四半期まで）、合同運用信託の部門が含まれる。

[預金の範囲の拡大]

IMF マニュアルは、金融革新の進展に伴って、銀行の預金と銀行以外の機関における預貯金との差、あるいは、預金と預金類似商品との差が不明瞭となってきたことから、銀行以外の金融機関も含めた「預金取扱機関」という広い部門の分類の概念を用いることを提言している。資金循環統計では、こうした提言を踏まえつつ、わが国の諸制度や諸統計における預貯金の範囲を勘案しながら、銀行等のほかに郵便貯金（2007年第3四半期まで）、合同運用信託（金銭・貸付信託）を加えて、預金取扱機関としている。

合同運用信託（金銭・貸付信託）については、「勘定分離」（第2章参照）の考え方を適用し、銀行の信託勘定のうち合同運用金銭信託、貸付信託に関する部分を独立した主体として預金取扱機関に分類している。これは、この信託商品の多くについて元本補填契約がなされ、また預金保険の対象となっているなど、預金との類似点が多いためである。

1-2-1. 銀行等

銀行等は、預金、貯金を受け入れることを通じ、金融仲介活動を行う機関である。内訳には、国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等の部門が含まれる（2007年第4四半期以降はゆうちょ銀行を含む）。なお、銀行等の海外支店や現地法人は、海外部門に含まれる。

[公的・民間の区分]

銀行等に含まれる金融機関は、総じて、民間金融機関と位置付けられる。中小企業金融機関等に分類される商工組合中央金庫は、政府の出資割合が50%

を超えてはいるものの、政府の持分に議決権が付与されていないため、資金循環統計における公的機関の要件を満たさないとと言える。

1-2-1-1. 国内銀行

国内銀行は、預金を受け入れることを通じて、金融仲介活動を行う機関のうち、その本体が国内法に準拠して設立された銀行および長期信用銀行である。当部門には、国内銀行の銀行勘定のみが含まれ、信託勘定は含まれない。

なお、国内銀行を主要な傘下子会社とする持株会社は、金融持株会社部門に含まれる。

[特殊な機能を有する銀行の取り扱い]¹

銀行法上の銀行であっても、特殊な機能を有するものは、国内銀行以外の部門に分類している。具体的には、債権回収を主に行っている整理回収機構をその他金融仲介機関のノンバンクに分類している。

整理回収機構は、整理回収銀行と、住宅金融債権管理機構との合併により発足する以前からその主要な業務が債権の取得・回収であることを考慮し、ノンバンク（このうちのファイナンス会社）に分類している。ただし、整理回収機構が負債として負う預金やこれに対応する貸出等の資産は、整理回収銀行の前身である東京共同銀行が、破綻した信用組合から営業譲渡を受けたものであることを考慮して、中小企業金融機関等に計上している。

なお、他の金融統計では、整理回収機構は、国内銀行として位置付けられている。こうした勘定分離は、資金循環統計独特のものである点には、注意が必要である。

1-2-1-2. 在日外銀

在日外銀は、預金の受け入れを通じて、金融仲介活動を行う機関のうち、外国銀行がわが国に開設した支店である。

¹ 共同債権買取機構については、国内銀行と「統合」する扱いとしていた（同機構は2004年3月に清算）。これは、同機構は銀行等の貸出債権を譲り受ける際、その原資を当該銀行等から借り入れていたためである。

1-2-1-3. 農林水産金融機関

農林水産金融機関は、預金、貯金の受け入れ、農林水産業者に対する貸出を中心とした、金融仲介活動を行う機関である。具体的には、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合が含まれている。

[系統金融機関の取り扱い]

農林水産金融機関は、農林中央金庫を頂点とする系統組織を形成しており、上部機関に対する系統預け金によって、資金が同庫に吸収されていくことから、「統合」の考え方を適用（上部機関を運用主体として位置付け、上部・下部機関間の系統預け金を相殺消去）することも考えられる。しかし、①各組合、連合会、農林中央金庫とも法人格を持つ独立した主体であること、②実態としても、上部機関は運用の受け皿ではなく、運用の裁量権を持つ投資主体であることから、資金循環統計では、「統合」の考え方を適用せず、系統預け金をグロス表示している。

1-2-1-4. 中小企業金融機関等

中小企業金融機関等は、預金の受け入れ、中小企業に対する貸付を中心とした金融仲介活動を行う機関である。具体的には、以下の機関が含まれる。

- ① 信金中央金庫、信用金庫
- ② 全国信用協同組合連合会、信用組合
- ③ 労働金庫連合会、労働金庫
- ④ 商工組合中央金庫
- ⑤ ゆうちょ銀行（2007年第4四半期以降）²

このほか、当部門には、⑥整理回収機構が負債として負う預金やこれに対応する貸出等の資産も計上している（整理回収銀行の前身である東京共同銀行が、破綻した信用組合から営業譲渡を受けたものであることを考慮）。

² ゆうちょ銀行は2007年10月に業務を開始した。2007年第4四半期から中小企業金融機関等に計上されている。

1-2-2. 郵便貯金

郵便貯金は、郵便貯金を受入れ、これを郵便貯金資金として運用する日本郵政公社郵便貯金業務（旧郵便貯金特別会計）を指す。

なお、郵便貯金部門は、2007年10月にゆうちょ銀行が発足したことに伴い、2007年第4四半期以降は計数の計上を取り止めた³。

[信託受益権の取り扱い]

2003年度以降、日本郵政公社郵便貯金業務が保有する信託受益権の運用資産を「統合」している。

なお、同資産は、簡易保険福祉事業団が解散し、日本郵政公社に承継されたものであるが、同事業団が解散される2002年度以前は、同事業団を通じた資金運用について二段階の「統合」を行うことによって、郵便貯金の運用資産として表示していた。つまり、郵便貯金資金の一部は、簡易保険福祉事業団→信託銀行の指定単という経路で、株式、債券等の金融商品に運用されていたが、事業団、指定単とも、運用資産の管理主体と考えられることから、第一段階として、指定単の該当金融資産を簡易保険福祉事業団に「統合」し、さらに第二段階として、同事業団の該当金融資産を郵便貯金資金に「統合」していた⁴。

1-2-3. 合同運用信託

合同運用信託とは、一般の投資家に対する信託商品の販売により資金を受け入れ、合同して資金運用を行う信託勘定を指す。具体的には、合同運用金銭信託および貸付信託の信託勘定をさす。

³ 日本郵政公社郵便貯金業務は、2007年10月にゆうちょ銀行に引き継がれた。ゆうちょ銀行は、2007年第4四半期から中小企業金融機関等に計上されている。

⁴ 一方、2000年度まで、旧郵便貯金特別会計・金融自由化対策特別勘定の金融資産・負債は、旧郵便貯金特別会計・一般勘定に「合算」していた（2001年度に郵便貯金資金の全額自主運用が開始されたことに伴い、同金融自由化対策特別勘定および同一般勘定の区別がなくなった）。「統合」ではなく「合算」しているのは、各々を独立した主体と捉えているためで、一般勘定→資金運用部→金融自由化対策特別勘定という資金の流れ・債権債務関係を相殺消去せず、金融資産・負債全てを足し合わせていた。

[合同運用信託の分離]

IMF マニュアルは、信託勘定を原則として独立した主体とみなしていないが、金融仲介活動を行うことを目的に設立された信託は、その性格を考慮して例外的に主体として扱うよう提言している。

わが国の場合、当部門から提供される金融商品は預金と類似しており、受け入れた資金を合同運用することで、信託勘定自体が金融仲介機能を担っていることから、合同運用金銭・貸付信託勘定を他の信託と分離して、金融仲介機関としている⁵。

1-3. 証券投資信託

証券投資信託は、投資信託受益証券の発行によって資金を集め、各種金融商品に投資する投資信託委託会社である⁶。内訳には、公社債投信、株式投信の部門が含まれている。なお、投資顧問業を兼営する投資信託委託会社も含まれているが、投資顧問業に係る受託資産は、「統合」により投資主体の運用資産として計上されるため、この部門の金融資産・負債として計上されない（第2章参照）。

[投資信託委託会社の金融仲介機能]

資金循環統計では、本来の投資主体に焦点を当てる観点から、運用の指図を行う投資信託委託会社を金融仲介機関として取り扱い、信託勘定で管理されている資産を「統合」している。

これは、投資信託委託会社が、運用益によって実績配当を行うため元本補填などのリスクは負っていないとはいえ、集めた資金をプールし自らの運用指図によって各種金融機関に分散投資することで、金融フローの性格を転換することから、金融仲介機関として位置付けられるためである。

なお、投資信託商品が、証券会社、銀行等の窓口で販売されたとしても、受益証券は、証券投資信託部門の負債として計上される。

⁵ 信託勘定を持つ銀行においては、合同運用金銭信託（元本補填型）および貸付信託にかかる損益は、手数料収入に近い損益（特定金銭信託、金銭信託以外の金銭信託、年金信託等財務管理部門から生じる損益）と明確に区分されている。

⁶ 当部門には、外国籍投信（海外において設定される投資信託）は含まれていない。居住者が外国籍投信の取得・処分を行った場合には、対外証券投資に計上される。

[不動産投資信託（REIT）の位置付け]

投資信託の一つの形態として、不動産投資信託が、2001年9月に上場され、取引されている。この投資主体である投資法人（投資信託委託会社）は、投資証券（投資信託受益証券）の発行で調達した資金で不動産を購入・保有する。

これらは、投資信託受益証券を発行して調達した資金を投資に向ける主体の一つとして証券投資信託部門に類似しているが、調達した資金を不動産の取得を通じて運用するという点では、一般の不動産業者に近い。

IMFマニュアルでは、金融資産の取得のために金融負債を発行して資金調達する機関を金融仲介機関と定義しており、実物資産（不動産）の取得による運用を目的としている不動産投資信託は、金融仲介機関に該当しない。このため、資金循環統計でも、不動産投資信託は、一般の不動産業者同様、民間非金融法人企業に分類している。

1-3-1. 公社債投信

公社債投信は、運用対象に株式が含まれず、債券や短期金融市場商品を主要な運用対象とする投資信託である。

1-3-1-1. MMF・MRF

公社債投信の内訳として、短期金融市場商品を主な運用対象とするファンドであるMMF（マネーマネージメントファンド）、MRF（マネーリザーブファンド）を当部門に計上している。

[運用対象資産の違いに基づく証券投資信託の細分類]

IMFマニュアルは、金融の内訳部門においては、主に金融機関が提供する商品（預金、保険・年金商品、その他）に着目した区分を設けているが、いわゆる投資ファンドの細分類では、運用対象（短期金融市場商品、債券、株式、不動産）に着目した区分を提言している。これは、投資ファンドについては、いずれも証券発行を通じて資金をプールすることから、発行する商品には差異が認められない反面、ファンドによって、リスク・リターンの程度に差異が存在するためである。

1-3-2. 株式投信

株式投信は、運用対象に株式を含むことが可能な投資信託である。実際に債券や短期金融市場商品が主要な投資対象となっている投資信託でも、運用対象に株式を含むことが可能なものは、ここに含まれる。

1-4. 保険・年金基金

保険・年金基金は、保険、私的年金の加入者から受け入れた資金を運用することを通じ、金融仲介活動を行う機関である。当部門には、保険および年金基金が含まれる。

1-4-1. 保険

保険は、生命保険商品、非生命保険商品（損害保険、傷害保険等のほか、再保険や信用保険も含まれる）を提供し、受け入れた資金の運用を行う機関である。当部門には、生命保険を提供する機関、非生命保険を提供する機関、共済保険を提供する機関が含まれる。

1-4-1-1. 生命保険

生命保険は、生命保険商品を提供し、受け入れた資金の運用を行う機関である。当部門には、かんぽ生命保険を含む生命保険会社が含まれている（2007年第3四半期以前は、かんぽ生命は、日本郵政公社簡易生命保険業務＜旧簡易生命保険特別会計＞）。

[日本郵政公社の信託受益権の取り扱い]

2003年度以降、簡易保険・郵便貯金ともに、保有する信託受益権の運用資産は、それぞれの資産として統合している。

2002年度に簡易保険福祉事業団が解散して資産が日本郵政公社に承継される前は、勘定ごとに部門を分類し、それぞれ統合していた。簡易保険福祉事業団は、①加入者福祉施設・郵便局施設の管理・運営、②簡易保険資金・郵便貯金資金（旧金融自由化対策資金）の運用という、異なった業務を行っていた。

資金循環統計での分類にあたっては、同事業団が100%政府出資により設立された公的機関であることを前提に、①の事業主体としての機能、②の資金運用の受け皿としての機能に照らして、次のように分類していた。すなわち、①を行う一般勘定、土地高度利用事業特別勘定を公的非金融法人企業に分類する一方、②のうち、簡易保険資金の運用を行う運用事業特別勘定を生命保険に「統合」（同特別会計からの長期借入金・運用寄託金を相殺消去）し、郵便貯金資金の運用を行う郵便貯金運用事業特別勘定を郵便貯金に「統合」（同特別会計からの寄託金を相殺消去）していた。この際、②の各勘定が保有する信託受益権（信託勘定・指定単）をも「統合」することによって、簡易保険・郵便貯金資金がどのような金融資産（株式・債券等）に運用されているのかを、生命保険、郵便貯金の各部門において示していた。

1-4-1-1-1. 民間生命保険会社

生命保険の内訳である民間生命保険会社は、生命保険商品を提供し、これにより受け入れた資金の運用を行う機関のうち、民間の生命保険会社である。同会社の年金勘定（年金に係る受託資金）は、年金基金部門などに「統合」するため、当部門から除かれている。民間生命保険会社を主要な傘下子会社とする持株会社は、金融持株会社部門に含まれる。

なお、民間生命保険会社部門は、2007年第4四半期以降は計数の計上を取り止めた。

[年金勘定の取り扱い]

民間生命保険会社の年金勘定（団体年金保険に係る受託資金）については、信託の「統合」の方法を準用し、年金保険受給権に係る資産・負債を相殺消去のうえ、本来の投資主体が直接運用資産を保有する形としている。具体的には、厚生年金基金等に係る受託資金を年金基金に、年金積立金管理運用独立行政法人（旧年金資金運用基金←旧年金福祉事業団）からの受託資金を社会保障基金に、各々「統合」している（第2章参照）。

この点、民間生命保険会社の一般勘定で運用される受託資金は、①予定利率が設定される⁷、②運用の裁量権は生命保険会社が持つ、③年金資金を運用する

⁷ 実際の運用利回りが予定利率を上回れば利差益の一部が配当として還元されるが、実際の運用利回りが予定利率を下回る場合には、予定利率が変更されるまでの間に生じる利差損は生命保険会社が負うことになる。

分離勘定が開示されていない、という点で信託勘定の受託資金と異なっている。しかし、④信託勘定と同等な特別勘定のウェイトは高く、年金受託資金全体として実績配当の方向に進んでいること⁸、⑤年金信託と生命保険会社の年金勘定を同等に扱うことが、分析目的上妥当と考えられること、⑥年金勘定が開示されれば推計上の障害も解消されることに鑑み、生命保険委託分についても、「統合」を行っている。なお、③の制約から、年金信託に比べ、当項目の推計精度が低くなっている点には留意が必要である。

1-4-1-2. 非生命保険

非生命保険は、損害保険、障害保険等のほか、再保険や信用保険、定型保証といった非生命保険商品を提供し、受け入れた資金の運用を行う機関である。具体的には、民間損害保険会社と定型保証機関のほか、以下の機関が含まれている。

① 国の保険特別会計の一部、独立行政法人

森林研究・整備機構の森林保険勘定、日本貿易保険、食料安定供給特別会計の農業再保険勘定、同・漁船再保険勘定、同・漁業共済保険勘定、自動車安全特別会計の保障勘定、同・自動車事故対策勘定、地震再保険特別会計、日本スポーツ振興センターの災害共済給付勘定、同・免責特約勘定、住宅金融支援機構の住宅融資保険勘定

② 信用保険機関

株式会社日本政策金融公庫の信用保険等業務勘定、農林漁業信用基金の農業信用保険業務勘定、同・漁業信用保険業務勘定⁹

⁸ 生保委託分についても、第一特約（現行の運用規制枠の中で年金資産を一般勘定と分離したうえで合同運用を行うもの）および第二特約（年金基金毎の単独運用）では、勘定が分離されているほか、運用収益は運用した積立金に直接配当される等、年金信託と類似している。

⁹ 農林漁業信用基金のうち、林業信用保証に係る勘定については、信用保証を業務とすることから、定型保証機関に分類している。

[再保険会社の取り扱い]

08 SNAとIMFマニュアルは、部門分類において、再保険（保険会社が締結した保険契約の再引受を行う機関）を非生命保険と区別し、保険の細分類とするよう提言している。わが国にも、再保険を専門とする民間・公的機関が存在するが、資金循環統計では、民間再保険会社の金融資産残高が僅少なことから、再保険を非生命保険に含めている。

1-4-1-2-1. 民間損害保険会社

非生命保険の内訳である民間損害保険会社は、損害保険、傷害保険等の非生命保険商品を提供し、これにより受け入れた資金の運用を行う機関のうち、民間の損害保険会社である。なお、民間損害保険会社を主要な傘下子会社とする持株会社は、金融持株会社部門に含まれる。また、年金に係る受託資金については、確定拠出型年金部門に「統合」するため、当部門から除かれている。

1-4-1-2-2. 定型保証機関

非生命保険の内訳である定型保証機関は、小口化・定例化された信用保証を供与することを主たる業務とする機関である。定型保証機関は、①公的な信用保証を供与するもの、②住宅ローン保証を供与するもので構成される。①には、全国信用保証協会連合会、日本国際教育支援協会、農林漁業信用基金（うち、林業信用保証業務）が含まれる。また、②には、銀行および系統金融機関の系列保証会社、独立系の住宅ローン保証会社が含まれる。

1-4-1-3. 共済保険

共済保険は、共済保険商品（掛金一律の生命・非生命保険商品）を提供し、受け入れた資金の運用を行う協同組合である。民間生命保険会社、民間損害保険会社と異なり、一つの機関において生命保険、非生命保険の両商品を提供しているのが特徴である。なお、全国共済農業協同組合連合会の年金に係る受託資金（国民年金基金資金・旧適格退職年金資金・確定給付年金資金）および全国共済水産業協同組合連合会の年金に係る受託資金（国民年金基金資金）については、民間生命保険会社同様、年金基金部門への「統合」のため、当部門か

ら控除されている。

具体的には、以下の機関が含まれている¹⁰。

- ① 農業協同組合法に基づくもの
全国共済農業協同組合連合会
- ② 水産業協同組合法に基づくもの
全国共済水産業協同組合連合会
- ③ 消費生活協同組合法に基づくもの
全国労働者共済生活協同組合連合会

[対家計民間非営利団体との区別]

共済保険の場合、金融以外の事業を行う組合等の主体によっても運営されているケースが多いことから、部門分類にあたっては、保険機能を重視して金融部門とするか、組合として対家計民間非営利団体とするかという問題がある。この点について、資金循環統計では、運用資産の大きさや基礎データの制約などを考慮して、共済保険事業を専業とする組合のみを金融とし、物流等の事業を兼業している組合（消費生活協同組合等）を対家計民間非営利団体とする扱いとしている。

1-4-2. 年金基金

年金基金は、年金・退職一時金給付のために積立てられた基金の運用主体である。当部門には、企業年金、その他年金が含まれている。

1-4-2-1. 企業年金

企業年金は、企業や企業グループを単位として、被雇用者（以下、被用者と呼称）のために、雇用主と被用者の共同拠出により積立てられた民間の年金基金の運営主体である。企業年金には、将来支払われる年金が予め約束されている確定給付型年金と、支払われる年金額が拠出した掛金とその運用実績によって決まる確定拠出型年金がある。

¹⁰ このほか、中小企業協同組合法等に基づく共済保険が存在するが、金融資産残高が僅少なことから、資金循環統計ではカバーしていない。

[厚生年金基金・代行部分の取り扱い]

厚生年金基金は、厚生年金保険に対する付加部分のほか、厚生年金保険の代行部分の運用も行っている。当該代行部分については、年金特別会計が行うべき掛金の徴収、運用、保険料の支払を代行しているという性格を持つ。厚生年金保険は、本来、公的年金（社会保障基金）として所得再分配機能を果たしている点を考えると、私的年金として資金の積立・運用を行う企業年金の資産に代行部分を計上することは望ましくない。

しかし、厚生年金基金の資産のうち、代行部分に相当する運用資産が判明せず、基礎データが入手できないほか、代行部分が「勘定分離」されていないため、分類の基本的考え方（制度単位を基本単位とすること）に照らして基本単位となり得ないことから、代行部分は企業年金に含まれている。

1-4-2-1-1. 確定給付型年金

確定給付型年金は、企業年金のうち将来支払われる年金が予め約束されている年金契約である。当部門には、厚生年金基金、確定給付企業年金（基金型企業年金・規約型企業年金）、旧適格退職年金（2012年3月廃止）、退職給付信託が含まれる。

[確定給付型年金の年金受給権]

08SNAで推奨されている確定給付型年金の年金受給権は、発生主義に基づいて年金数理的に計算される企業会計上の退職給付債務と同じものとなっている。退職給付債務は、退職一時金か年金支払いかといった支払方法とは関係なく、企業が将来払うべき年金債務の総額を表している。

1-4-2-1-2. 確定拠出型年金

確定拠出型年金は、企業年金のうち将来支払われる年金額が、拠出した掛金とその運用実績によって決まる年金契約である。当部門には、確定拠出年金（企業型）が含まれる。

1-4-2-2. その他年金

その他年金は、自営業者や中小企業の被用者等¹¹のために、年金基金の運営を行う主体であり、以下の機関が含まれている。

- ① 国民年金基金
- ② 勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済制度、建設業・清酒製造業・林業退職金共済制度等を運営）
- ③ 中小企業基盤整備機構の小規模企業共済勘定
- ④ 農業者年金基金（特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定）
- ⑤ 確定拠出年金（個人型）
- ⑥ 国家公務員共済組合連合会の退職等年金給付経理
- ⑦ 地方公務員等共済組合の退職等年金給付調整勘定
- ⑧ 日本私立学校振興・共済事業団の退職等年金給付勘定

1-5. その他金融仲介機関

その他金融仲介機関は、預金・預金類似商品以外の方法で資金を調達し、この資金の運用を行う機関である。内訳には、ノンバンク、公的金融機関、ディーラー・ブローカーが含まれている。

1-5-1. ノンバンク

ノンバンクは、預金・預金類似商品以外の方法で資金を調達し、貸出等により資金運用（貸出の原債権の保有のほか、流動化債権の購入を含む）を行う民間機関である。内訳には、貸金業等を営むファイナンス会社、および債権流動化に係る特別目的会社・信託の部門が含まれる。

¹¹ 2015年10月に創設された共済年金の「年金払い退職給付」（本文⑥～⑧に対応）は、1）雇用主である国・地方・私学による拠出があり、2）国・地方・私学単位で年金が運用されているものの、3）民間の年金基金ではないことから、「企業年金」ではなく「その他年金」に分類している。

1-5-1-1. ファイナンス会社

ファイナンス会社は、預金・預金類似商品以外の方法で資金を調達し、貸出等に運用（貸出の原債権を保有）する機関であり、以下の機関が含まれている。

- ① 貸金業法の対象となる貸金業者（貸金業者として登録しているリース・クレジット会社を含む一方、建設・不動産を主要業務とする貸金業者を除く）
- ② 証券金融会社
- ③ 整理回収機構
- ④ ベンチャーキャピタル

1-5-1-2. 債権流動化に係る特別目的会社・信託

債権流動化に係る特別目的会社・信託は、金銭債権を取得し、原資を当該債権を担保とした証券の発行により調達する機関である。この部門には、金銭債権（貸出債権、リース・クレジット債権、売掛債権、入居保証料返還請求権等）の流動化に係る特別目的会社（特定目的会社法上の特定目的会社等）、金銭債権の信託（信託勘定の一部）が含まれている。

[特別目的会社等を独立部門とする必要性]

資金循環統計上で、債権流動化関連の商品を把握したとしても、特別目的会社等が独立した部門とされない場合、原債権の債権者の資産が流動化商品を保有する主体の資産に唐突に振り替わることとなるうえ、負債（原債権の債務者）との対応も不明確となり、資金の流れが明確に把握できなくなる。このため、統計上、資産をプールする機関を、経済主体として取り扱う必要がある。

なお、資金循環統計では、同機関が、預金以外の方法により資金調達を行い、貸出債権等への投下により運用を行う金融仲介機関であることを考慮して、上記ファイナンス会社と同様、ノンバンクの一種として分類している。

これに対し、貸出債権の譲渡やローンパーティシペーション¹²では、債権をプールする機関が設立されず、貸付債権は譲渡金融機関の資産から譲受金融機関

¹² 貸出債権の譲渡は、民法上の指名債権の譲渡として貸付債権を別の銀行等に転売するものであり、ローンパーティシペーション方式は、銀行等の保有する一般貸付債権に係る経済的利益とリスクを他の銀行等に移転させるものである。

の資産に直接移されることとなる。このため、両形態で流動化された債権は、当部門には計上していない。

[不動産の流動化に係る特別目的会社・信託]

不動産の流動化に係る特別目的会社・信託については、主として不動産担保の金銭債権を保有する場合には、金融仲介活動があるとみなし、当部門の対象機関としている。一方、特別目的会社が保有する資産が不動産のみであれば、金融仲介機関ではなく不動産会社（民間非金融法人企業）と同様の機能を有する機関と位置付けている。

1-5-2. 公的金融機関¹³

公的金融機関は、中央政府の特別会計および中央政府が所有または支配する機関のうち、金融仲介活動を主要業務とする機関である。内訳には、財政融資資金および政府系金融機関が含まれている。

なお、一般に公的金融機関に分類されるゆうちょ銀行およびかんぽ生命保険（2007年第3四半期までは日本郵政公社郵便貯金業務および簡易保険業務）は、資金循環統計上は、それぞれ預金取扱機関、生命保険に分類され、当部門には含まれない一方、後述のように一部の特殊法人等が当部門に含まれる。

1-5-2-1. 財政融資資金

財政融資資金は、財政投融资特別会計国債（財投債）の発行や中央政府の特別会計などからの預託金を原資とし、財政投融资対象機関に資金供給を行う機関である。具体的には、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定を指す。

1-5-2-2. 政府系金融機関

政府系金融機関は、公的金融機関のうち、財政融資資金を除いた機関である。具体的には、以下の機関が含まれている。

① 財政融資資金以外の融資特別会計

¹³ 公的機関の分類基準については、第2章参照。

財政投融资特別会計の投資勘定

② 政府関係金融機関¹⁴

株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫

③ 金融仲介を主要業務とする他の特殊法人¹⁵・認可法人・独立行政法人

住宅金融支援機構（住宅融資保険勘定を除く）、福祉医療機構、国際協力機構の有償資金協力業務、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団の助成勘定、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、株式会社産業革新投資機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

* 2006年3月末までは、旧年金資金運用基金（承継一般勘定<旧年金福祉事業団の一般勘定に対応>）¹⁶を含む。また、2007年3月末までは、旧産業再生機構を含む。

1-5-3. ディーラー・ブローカー

ディーラー・ブローカーは、金融商品のディーリング、ブローキングを主要業務とする機関である¹⁷。内訳部門の証券会社のほかに、短資会社、銀行等保

¹⁴ 株式会社日本政策金融公庫・中小企業事業・信用保険等業務勘定（中小企業金融公庫・信用保険部門←旧中小企業総合事業団←旧中小企業信用保険公庫）については、信用保険を主要業務とすることから、当部門ではなく、保険・年金基金の非生命保険に分類している。

¹⁵ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（旧石油公団）の一般勘定は、2004年度の解散まで政府系金融機関に分類。

¹⁶ 2001年4月に年金福祉事業団は解散し、新たに年金資金運用基金（2006年4月より年金積立金管理運用独立行政法人）が発足した。なお、それまでは同事業団の資金確保事業勘定も政府系金融機関部門に含まれていた（3-3-1. 公的年金を参照）。

¹⁷ ディーリング業務は、価格変動リスクや信用リスク等のリスクを負うことから、金融仲介の一形態としてとらえることが可能。これに対して、ブローキング業務は、そうしたリスクを負っておらず、金融仲介と考えることはできない。このため、ブローキングのみを行う外為ブローカーは、非仲介型金融機関に分類している。なお、短資会社は、従

有株式取得機構（特別勘定）¹⁸が含まれる。

1-5-3-1. 証券会社

ディーラー・ブローカーの内訳である証券会社には、金融商品取引法の第一種金融商品取引業のうち有価証券の販売・勧誘、引受等を行うもの（旧証券取引法における証券会社に相当）が計上されている。外国証券会社がわが国に開設した支店も含まれる。なお、こうした証券会社を主要な傘下子会社とする持株会社は、金融持株会社部門に含まれる。

1-6. 非仲介型金融機関

非仲介型金融機関は、金融仲介に関連した業務を行っているが、自らは金融仲介を行わない機関であり、金融持株会社のほか、以下の機関が含まれている。

- ① 金融商品の保証を行う機関（定型保証機関部門に分類される機関を除く）
預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構
- ② 証券取引所・金融商品取引所
東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、東京金融取引所
- ③ 銀行等保有株式取得機構（一般勘定）
- ④ 外為ブローカー、外為証拠金取扱業者

なお、こうした機関以外にも、金融仲介に関連した業務を行う機関が多数存在するが、何れも金融資産・負債残高は僅少と考えられるため、対象機関を上

来、短期金融市場商品（コール・手形）に係るブローキングの性格を持つ業務を中心に行ってきたが、近年、現先・債券貸借取引といったディーリング業務につき、旧証券取引法上の個別認可を取得し、そのウェイトを高めつつあることから、その他金融仲介機関に分類している。

¹⁸ 銀行等保有株式取得機構の特別勘定の業務は、銀行等の株式の買取り・処分を行っているため、ディーラー・ブローカーに分類している。一方、同機構の一般勘定は銀行等の保有する株式の売付けの媒介を行っていることから、非仲介型金融機関に分類している。

記に限定している。

1-6-1. 金融持株会社

金融持株会社は、本社機能を有する（子会社の経営に関与する）持株会社のうち、子会社の主たる事業が金融であるものが計上される。具体的には、国内銀行、証券会社、保険会社等の金融機関を傘下に持つ持株会社、日本取引所グループが含まれる。

1-7. 公的専属金融機関

公的専属金融機関¹⁹は、資金調達先が専ら政府等特定の主体であり、市場経由での調達が予定されていない機関²⁰や、資金調達は市場からも行っているが、運用先がごく限られた一部の先や業務に限定されている機関である。

当部門には、日本高速道路保有・債務返済機構、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成勘定、同・地域公共交通等勘定、中小企業基盤整備機構の中小企業倒産防止共済勘定、同・産業基盤整備勘定、同・出資承継勘定、都市開発資金融通特別会計（2008年3月31日まで）、奄美群島振興開発基金、農林漁業信用基金の農業災害補償関係勘定、同・漁業災害補償関係勘定が含まれる。

¹⁹ 08SNAでは、「専属金融機関」とは、「金融サービスを提供している主体のうち、資産のほとんどが市場で取引されないもの、または負債のほとんどが市場で調達されないもの」と定義されており、本社機能を有しない持株会社や証券化ビークル以外の特定目的会社（SPC）といった民間主体も想定している。しかし、わが国では、入手可能なデータで存在が確認できないことから、「専属金融機関」に民間部門の主体は含めていない。

²⁰ 制度的に市場経由での調達が予定されていれば、市場調達の実績が僅少であっても、頻繁な分類替えによるユーザーの利便性低下を避ける趣旨から、公的専属金融機関に含めていない。

2. 非金融法人企業

非金融法人企業は、通常の財・サービスの生産（金融機関による金融サービス、一般政府による政府サービス、対家計民間非営利団体による家計に対する非営利サービスを除いたもの）を行う機関である。内訳には、民間非金融法人企業、および公的非金融法人企業の部門が含まれている。

[医療機関の取り扱い]

08 SNAは、「生産コストに対応した価格設定がなされ、それが需要に影響を与えるならば、非営利法人と呼ばれるものでも、市場生産者として扱うべき」としており、このような扱いを適用する例として、医療機関を挙げている。資金循環統計では、このような08 SNAの提言を踏まえ、医療機関を、通常の財・サービスの生産者と位置付けたうえで、政府に支配または所有されるもの（公的機関が運営する病院や国公立病院）を公的非金融法人企業に、それ以外の医療法人を民間非金融法人企業に、個人開業医を個人企業として家計部門にそれぞれ分類している。

2-1. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業は、非金融法人企業のうち、政府以外の主体により所有・支配される機関である。当部門には、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、および医療法人等が含まれる。

2-2. 公的非金融法人企業²¹

公的非金融法人企業は、非金融法人企業のうち、中央政府、地方公共団体に所有または支配される法人および中央政府の特別会計の一部である。具体的には、以下の機関が含まれている。

① 特殊法人・独立行政法人等の一部²²

²¹ 公的機関の分類基準については、第2章参照。

²² 簡易保険福祉事業団の解散（2002年度）まで、同事業団の一般勘定・土地高度利用事業特別勘定は公的非金融法人企業に分類。

日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、日本放送協会、日本下水道事業団、電力広域的運営推進機関、労働者健康安全機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、地域医療機能推進機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、自動車技術総合機構（審査勘定）、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（助成勘定、地域公共交通等勘定を除く）、日本中央競馬会、造幣局、国立印刷局、大学入試センター、空港周辺整備機構、都市再生機構、中小企業基盤整備機構（施設整備等勘定）、日本スポーツ振興センター（災害共済給付勘定、免責特約勘定を除く）、日本私立学校振興・共済事業団（福祉勘定）、日本司法支援センター、地方独立行政法人（病院）

② 中央政府の特別会計

自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定、空港整備勘定）、特許特別会計

③ 地方公社

特別の法律により設立される住宅供給公社、地方道路公社を中心にカバーしている²³。

④ 地方公営企業

地方公営企業法適用企業と同非適用企業（下水道事業、と畜場事業を除

²³ 地方公社は、地方公共団体が25%以上出資している法人である。このうち、出資比率が25%以上50%未満の法人は公的機関の要件を満たさないが、分離が困難なため、地方公社全体が当部門に含まれることになる。ただし、地方公社のうち、民法上の社団法人・財団法人や、商法上の株式会社については、統計的把握に限界があるため、特別の法律により設立される住宅供給公社、地方道路公社を中心にカバーする形となっている。

く)

3. 一般政府

一般政府は、租税収入等を基に、政府サービスを提供する機関である。政府サービスには、公共財の提供、所得再分配等が含まれる。

3-1. 中央政府

中央政府は、政府サービスを提供する中央政府の会計単位・公的機関であり、以下の機関が含まれている。

① 中央政府の一般会計、他に分類されない特別会計

一般会計、国有林野事業債務管理特別会計、外国為替資金特別会計、食料安定供給特別会計（農業経営安定勘定、食糧管理勘定、業務勘定、国営土地改良事業勘定）、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計、財政投融资特別会計の特定国有財産整備勘定、東日本大震災復興特別会計

② 他に分類されない特殊法人²⁴・独立行政法人²⁵

国際協力機構（有償資金協力業務を除く）、森林研究・整備機構（森林保険勘定を除く）、農業者年金基金（農地売買貸借等勘定）、中小企業基盤整備機構（一般勘定）、自動車技術総合機構（一般勘定）、国立大学法人等

3-2. 地方公共団体

地方公共団体は、都道府県、市町村といった、地方自治を担いつつ、地方行政サービスや国の委理事務等を遂行する機関である。当部門には、地方公共団体の普通会計および公営事業会計（下水道事業、と畜場事業の地方公営企業）、地方独立行政法人の一部（産業技術センター等、公立大学法人）、地方公共団

²⁴ 旧石油公団の石油備蓄勘定は、2004年2月の解散まで、中央政府に分類。

²⁵ 独立行政法人についても、各機関の事業内容に応じて分類しているが、そのほとんどが中央政府ないしは公的非金融法人企業に含まれる。

体情報システム機構、財産区、地方開発事業団、港湾局が含まれている。

3-3. 社会保障基金

社会保障基金は、年金保険（公的年金）、医療保険、雇用保険、労災保険といった社会保険の運営（社会保険料の徴収、資金の運用、保険金の支払）を行う機関であり、公的年金のほか、以下の機関が含まれている。

- ① 健康保険組合・同連合会、国民健康保険組合・同連合会（医療、施設経理を除く）、全国健康保険協会、年金特別会計（公的年金に含まれる勘定を除く）、日本年金機構
- ② 労働保険特別会計
- ③ 消防団員等公務災害補償等共済基金、地方公務員災害補償基金、地方議会議員共済会
- ④ 社会保険診療報酬支払基金
- ⑤ 共済組合（その他年金に含まれる経理、公的年金に含まれる経理、宿泊、医療経理を除く）

3-3-1. 公的年金

社会保障基金の内訳として、年金保険を運営する公的年金を計上しており、以下の機関が含まれている。

- ① 国の特別会計の一部等
年金特別会計・厚生年金勘定、同・国民年金勘定、同・基礎年金勘定、年金積立金管理運用独立行政法人（総合勘定＜旧年金資金運用基金・総合勘定←旧年金福祉事業団・年金財源強化勘定、資金確保事業勘定に対応＞、承継資金運用勘定＜旧年金資金運用基金・承継資金運用勘定に対応＞）
- ② 共済組合の厚生年金保険経理・経過的長期経理
国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合（地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、指定都市職員共済組合）、農林

漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の厚生年金保険経
理・経過的長期経理

- ③ 農業者年金基金（旧年金勘定）
- ④ 石炭鉱業年金基金

[年金積立金管理運用独立行政法人について]

年金積立金管理運用独立行政法人の総合勘定（旧年金資金運用基金の総合勘定）は、厚生年金および国民年金の財源の強化を目的としたものであることから、同勘定を社会保障基金の公的年金部門に計上している。

なお、2001年4月に年金福祉事業団が解散し、新たにその事業を承継する形で年金資金運用基金が発足した際、従来の資金確保事業勘定（政府系金融機関部門）と年金財源強化事業勘定（公的年金部門）が同じ総合勘定（公的年金部門）に計上されることとなった。このため、2001年第1四半期と第2四半期との間で、両部門に段差が生じている。

4. 家計

家計は、消費・生産活動を行う小集団であり、雇用主、被用者、個人企業（法人形態を採らないで事業を行う個人事業主〈農林漁業従事者を含む〉）、財産・移転所得の受給者等が含まれている。なお、基礎データの制約から、「民間金融機関貸出」のうち「企業・政府等向け（負債）」や「企業間・貿易信用（資産）」など、一部を除いて家計の資産・負債から事業性のものを分離することは困難である。

5. 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、家計に対して、営利を追求しない形のサービスを提供する機関である。具体的には、以下の機関が含まれている。

- ① 特別の法律に基づいて設立される法人
学校法人、社会福祉法人、宗教法人等²⁶

²⁶ 医療法人については、通常サービスを提供する機関として、民間非金融法人企業に分類している。

② 民法上の社団法人、財団法人のうち、家計に対する非営利性のサービスを提供する法人

[非営利団体の分類基準]

08SNAによれば、非営利団体は、サービスの提供先が家計、企業、政府のいずれか、その設立主体が民間か政府かによって区分され、家計に対してサービスを提供する民間ベースの団体のみが当部門に分類される。他方、企業に対してサービスを提供する民間ベースの団体（例えば、業界団体等）は、企業の利益獲得への貢献をその主目的とすることから、民間非金融法人企業ないし金融機関に分類される。また、政府によって設立され、資金供給を受けている団体は、政府サービスの代行をその主目的とすることから、一般政府に分類される。もっとも、資金循環統計では、金融部門に金融関連の業界団体を含めていないこと等から、対家計民間非営利団体部門に含まれない非営利団体の殆どは、結果的に民間非金融法人企業に分類されている。

6. 海外

海外部門には、国際機関、外国政府、外国企業を含む非居住者が分類されている。非居住者の範囲は国際収支統計と合致している。

(上記の部門を合算したもの)

7. 国内非金融部門

国内非金融部門は、非金融法人企業、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の各部門を合算したものである。

8. 年金計

年金計は、金融機関の年金基金、社会保障基金の公的年金の各部門を合算したものである。

第4章 取引項目の定義・範囲

第4章 取引項目の定義・範囲

本章では、資金循環統計における金融商品（取引あるいは資産・負債の内容）の分類を取り上げ、各取引項目の定義や対象範囲、さらに時価評価の適用範囲を示すこととする（取引項目の一覧と主な金融商品は、第2章の末尾の表2を参照、なお、以下に示す取引項目の記号は、表2のコードおよび統計表の取引項目コードに対応している）。

また、これに併せ、各取引項目の統計作成上の論点・留意点についても、08 SNAおよびIMFマニュアルに準拠した資金循環統計の基本的な考え方を踏まえつつ説明する。

A. 現金・預金

現金・預金は、現金、日銀預け金、政府預金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金という内訳項目で構成されている。各項目には、わが国の現金や、国内の預金取扱機関（在日外銀支店を含む）に預けられた預金のほか、居住者が海外金融機関に預けた預金も含まれている。

[預金の評価]

預金については、額面ベースでストックを評価し、金融取引フローは原則として当該額面の当期末残高と前期末残高の差として計上している。この点について、時価主義を徹底するのであれば、預金残高を時価（公正価値）ベースで計上すべきではないか、との考え方もある。しかし、基礎データの制約から時価の推計は容易でないことから、こうした方法は採用していない。

A-a. 現金

現金は、日本銀行券（紙幣）および貨幣である。当項目には、居住者・非居住者を問わず、経済主体が保有するわが国の現金が含まれており、その総額は、日本銀行券発行高と貨幣流通高を合計したものである¹。

¹ 現金には、居住者が保有する外国通貨は含まれない。このような外国通貨は、概念上その他対外債権債務（国内部門の資産・海外部門の負債）として計上されることになるが、実際には、金融機関保有分を除き、把握されていない。

[現金の発行主体]

現行の制度において、日本銀行券の発行主体は日本銀行であり、貨幣の発行主体は国である。しかし、資金循環統計においては、日本銀行券と貨幣を同等に扱うため、両者とも中央銀行が発行したものとみなし、同部門の負債に計上している²。両者を同等に扱うのは、日本銀行券と貨幣が相互に互換性を持つためである。

A－b．日銀預け金

日銀預け金は、取引先金融機関から日本銀行へ預け入れられる当座預金である。

A－c．政府預金

政府預金は、国庫資金の受払い等を行うため、国が日本銀行に預け入れる預金である。これは、日本銀行に設けられる国の預金勘定であり、当座預金、別口預金、指定預金などが含まれている。

[政府預金の特殊性]

国のあらゆる資金の受払い（租税や社会保険料の受入などの一般会計や特別会計の歳出・歳入等）は、国庫という勘定で集中計理される。すなわち、国庫によって集中的に計理された資金の受払いの収支尻は、最終的には政府預金の増減に反映される。資金循環統計では、こうした国の計理・資金繰りの実態に合わせて、国庫（中央政府）が一元的に政府預金を保有し、一方で各会計の資金の受払いは、国庫と各会計間の「その他」の債権債務の変化と擬制して記録している³。

² 一方、中央銀行の資産サイドでは、中央政府に対する債権を有すると擬制（その他資産として計上）。

³ 財政統計においては、各特別会計が政府預金を保有する形態で表示される（「現金預金」が計上される）ことが一般的であるが、資金循環統計では、財政統計における政府預金を、中央政府に対する「その他」資産・負債として擬制している。

A－d．流動性預金

流動性預金は、預入期限に定めがなく、主に決済のために用いられる預金である。具体的には、預金取扱機関に預けられた当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金が含まれている。

郵便振替については、当項目に計上される。

A－e．定期性預金

定期性預金は、払戻しに一定の制約があり、主に貯蓄のために用いられる預金である。具体的には、預金取扱機関に預けられた定期預金、定期積金のほか、居住者が海外金融機関に預けた円預金も含まれている。

A－f．譲渡性預金

譲渡性預金は、預金者が第三者に譲渡（指名債権譲渡）することができる預金である。ただし、国内金融機関（部門分類における預金取扱機関）の発行分が含まれており、海外金融機関（在日外銀を除く）の発行するものは含まれていない。

A－g．外貨預金

外貨預金は、外国通貨建ての預金である。具体的には、預金取扱機関に預けられた外貨建て当座預金、外貨建て普通預金、外貨建て通知預金、外貨建て別段預金、外貨建て定期預金のほか、居住者が海外金融機関に預けた外貨預金も含まれている。

[外貨預金の評価]

外貨建ての円換算に伴う為替差損益は、本来ならば調整額として計上する必要がある。しかし、基礎データの制約から、当該為替差損益をすべて把握することは困難であることから、基本的には、円換算後の残高の当期末残高と前期末残高の差を金融取引（フロー）とみなして推計している。

B. 財政融資資金預託金

財政融資資金預託金は、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定が、他の特別会計や公的機関等から受け入れる預託金であり、公的金融機関貸出等、財政投融资の原資となるものである。財政融資資金預託金も、預金と同様、額面で評価している。

C. 貸出

貸出は、金銭消費貸借契約や割賦販売契約等によって生じた金銭債権である。国内金融機関が保有する金銭消費貸借形態の金銭債権以外にも、割賦債権形態等の金銭債権、現先・債券貸借取引のうち債券を担保とした信用供与とみなせるものもこの項目の対象としている。また、金融機関以外の部門（非金融法人企業、一般政府等）が保有する貸出債権も含めている。なお、有価証券が発行される形態の債権・債務は、貸出に含まれない。

[貸出の評価]

貸出については、貸出先の債務弁済能力の低下により、その実質価値が貸出金の名目残高と大きく乖離することがある。資金循環統計では、この点を重視し、貸出のストックを、できる限り実質価値ベースで評価・計上する一方、取引フロー（貸出の実行額と回収額の差額）に、実質価値の増減を含めないように算定している。

貸出の実質価値を推計するにあたっては、名目残高から、個別貸倒引当金⁴の計上額（1997年度までは「債権償却特別勘定」の計上額、間接償却額と呼称される）を控除する方法を用いている。こうした扱いとするのは、①個別貸倒引当金が、個々の債権について、債務者の破綻等の状態や担保の評価額等に基づき算定された回収不能見積額であること、②貸出債権の回収不能見積額を控除すれば実質価値の近似値になり得ること、によるものである。なお、基礎データの制約から割引現在価値への引き直しはしていない。

一方、国際収支統計や対外資産負債残高統計では、貸出は額面ベースで計上

⁴ 一般貸倒引当金は、債務者の弁済能力が十分あるいはそれほど悪化していない先への債権に対する債権引当金であって、一定の債権プールについて過去の貸倒実績率等を用いて算出されるものであることから、控除対象とはしていない。

されており、実質価値の減少は認識・記録されていない⁵。

[外貨建貸出の評価]

外貨建ての貸出については、外貨の円貨への換算に伴う為替差損益を、資金循環統計上、調整額として計上する必要がある。しかし、基礎データの制約から、当該為替差損益を把握することが困難なため、資金循環統計では、残高の前期と当期の差額を全て金融取引フローとみなして推計している。

ただし、海外部門による貸出（資金循環統計では非金融部門貸出金に計上）や海外部門による借入の一部（資金循環統計では民間金融機関貸出、公的金融機関貸出および非金融部門貸出金に計上）については、基礎データである国際収支統計と対外資産負債残高統計の不接合から、調整額が生じることとなる。当該調整額の中には、為替変動に起因するものも含まれていると考えられる。

C-a. 日銀貸出金

日銀貸出金は、日本銀行による貸出であり、金融機関向けのほか、海外向けなども含まれる。

C-b. コール・手形

コール・手形は、コールと買入手形・売渡手形の合計である。

コールは、（国内金融市場における）金融機関間の短期（1年以内）の資金貸借であり、具体的には、無担保コール、有担保コールがある。当項目には、円貨建ての取引のほか、外貨（ドル）建ての取引も含まれる。

買入手形・売渡手形は、手形の売買という形態をとる金融機関間の短期の信用供与である。具体的には、民間金融機関の買入手形・売渡手形、日本銀行の金融調節の手段として用いられる買入手形・売渡手形が含まれている⁶。

⁵ 国際収支統計では、債権の償却は資本移転として計上されているが、資金循環統計では、一部の公的機関によるものを除き、資本移転となるような債権の償却を想定していない。

⁶ 買入手形・売渡手形は、①インターバンク市場での取引が、手形売買からコール取引などの他の手段に移行していったこと、②日本銀行による手形売買についても、2006年6月に共通担保資金供給オペが導入され、手形買入オペが廃止されたことを受けて買入手形残高が大幅に減少したことにより、2000年代後半から急速に残高が減少し、2009年6月以降の残高はほぼゼロとなっている。

C-c. 民間金融機関貸出

民間金融機関貸出は、民間金融機関（①中小企業金融機関等に含まれるゆうちょ銀行、②生命保険部門に含まれるかんぽ生命保険、③非生命保険に含まれる公的機関、④その他年金に含まれる公的機関、⑤非仲介型金融機関に含まれる公的機関、⑥公的金融機関、⑦公的専属金融機関、以外の全ての金融機関）による貸出である。具体的には、金銭消費貸借のほか、一部の割賦債権や求償権が含まれている。内訳には、住宅貸付、消費者信用、企業・政府等向け貸出の各項目がある。

なお、金融機関における国内店と在外支店間の本支店勘定を通じた取引のうち、国内店の資産（在外支店の負債）に計上されるものはここに含まれる。

[本支店勘定の取扱い]

本支店間の取引は企業内部の取引であるが、資金循環統計では、在外支店を非居住者として扱うことから、国内店と在外支店との間の取引は、国内部門と海外部門の取引として記録している。

この場合の取引項目は、①金融機関における本支店勘定が、基本的には、資金貸借の性格を有すること、②国際収支統計でも在外支店との本支店勘定を本邦貸出・借入として記録していることから、貸出として取り扱っている。

なお、国内店の資産（在外支店の負債）に計上されている本支店勘定は、金融機関が行う貸出として位置付けられることから、民間金融機関貸出に含めているが、在外支店の資産（国内店の負債）に計上されているものは、海外部門が行う貸出として非金融部門貸出金に含めている。

(国内店、在外支店間の取引)

	金 融 機 関	海 外
国内店→在外支店	民間金融機関貸出（資産）	民間金融機関貸出（負債）
国内店←在外支店	非金融部門貸出金（負債）	非金融部門貸出金（資産）

[求償権の取り扱い]

資金循環統計では、貸出に対する保証契約のように、不確定な（条件付きの）債権債務は計上対象とならない。代位弁済（保証契約の実行）によって発生した求償権は、債務不履行を行った主体に対する債権であるため、その実質

価値は、通常の貸出債権と比べ低いものと考えられる。もっとも、この場合、少なくとも、その一部については、担保処分等により回収できる可能性が高く、資産と捉えることも出来る。このため、そうした求償権を、貸出として計上している。

なお、金融機関が取得した求償権については、個別貸倒引当金の引当分を控除したり、求償権の回収実績を加味することによって、実質価値ベースに近づけているが、基礎データの制約から、①金融機関以外の主体が取得した求償権（非金融部門貸出金に含まれる）については、実質価値ベースへの調整を行っていないほか、②個人が取得した求償権は把握・計上していない。

C－c－a. 住宅貸付

民間金融機関貸出の住宅貸付は、住宅投資（土地・建物の購入や大規模な修繕）を用途とする民間金融機関から家計への貸出であり、具体的には、銀行、ノンバンク等による住宅ローンが含まれている。なお、住宅投資に係るブリッジローン（短期のつなぎ融資）についても、当項目に含まれている。また、アパートローンと呼ばれる貸家建設を目的とする貸出は、当項目には含まれず、企業・政府等向け貸出に含まれる。

C－c－b. 消費者信用

民間金融機関貸出の消費者信用は、民間金融機関による消費者金融、消費者向け販売信用である（住宅投資を用途としないものであり、教育ローン等も含まれる）。具体的には、銀行、ノンバンク等による消費者ローン、ノンバンクによる消費者向け販売信用（割賦・非割賦の売掛金）が含まれる。なお、ノンバンクによる提携ローン取引⁷は、当項目に含めていない。

C－c－c. 企業・政府等向け貸出

民間金融機関貸出の企業・政府等向け貸出は、民間金融機関から消費者以外

⁷ 提携ローン取引は、銀行・生保等による消費者への販売信用（資金の貸付）に対して、信販会社等が信用保証を行う取引である。信販会社等の信用保証は一種の債務保証であり、不確定資産と位置づけられるため、消費者信用には含まれない。

の主体への貸出である。具体的には、企業向け貸出（法人企業向けのほか、個人向けの事業性資金を含む）、政府（中央政府や地方公共団体）向け貸出、対家計民間非営利団体向け貸出、対外貸出等が含まれている。

C－d． 公的金融機関貸出

公的金融機関貸出は、部門分類における中小企業金融機関等に含まれているゆうちょ銀行（2007年第3四半期以前は郵便貯金）、生命保険に含まれているかんぽ生命保険（2007年第3四半期以前は簡易保険）、非生命保険に含まれている公的機関、その他年金に含まれている公的機関、非仲介型金融機関に含まれている公的機関、公的金融機関、公的専属金融機関による貸出である。地方公共団体、公的機関（財政投融资対象機関）、民間企業・非営利団体、家計等を貸出先とする。

C－d－a． 住宅貸付

公的金融機関貸出の住宅貸付には、住宅投資（宅地の購入等）を用途とする公的金融機関から家計への貸出が計上されている。具体的には、住宅金融支援機構（除く住宅融資保険勘定）、福祉医療機構（承継債権管理回収勘定）等による住宅ローンが含まれている。

C－e． 非金融部門貸出金

非金融部門貸出金は、金融機関以外の経済主体による貸出金（金銭消費貸借）である。具体的には、法人企業の取引先、子会社・関連会社に対する貸出金、地方公共団体の制度融資、海外（海外の金融機関や本邦金融機関の在外支店を含む）からの貸付金⁸等が含まれている。なお、財・サービスの取引によっ

⁸ いわゆるユーロ円インパクトローンは当項目に含まれる。具体的には、民間非金融法人企業にユーロ円インパクトローンが実行された場合（かつ、その資金が国内店からファイナンスされた場合）は、金融機関／民間金融機関貸出（資産）→海外／民間金融機関貸出（負債）→海外／非金融部門貸出金（資産）→民間非金融法人企業／非金融部門貸出金（負債）といった流れで計数が計上される。

て生じた売掛債権・買入債務は、当項目に含めておらず、企業間・貿易信用に計上している。

C－f．割賦債権

割賦債権は、商品の実質的な販売に伴って発生した債権で、元本と利子が一体となって分割返済されるものである。当項目に計上されるのは、消費者向け販売信用に含まれない割賦債権であり、延払信用や企業においてリース債権として会計処理されるファイナンスリース⁹や都市再生機構による割賦販売等が含まれている。

C－g．現先・債券貸借取引

現先・債券貸借取引は、各種現先・債券貸借取引のうち、売買・貸借される債券等を担保とした信用供与とみなし得るものを対象としている。具体的には、国債や国庫短期証券等を対象とした債券現先取引、現金担保付債券貸借取引が含まれている。

[現先・債券貸借取引の形態別・目的別分類と取り扱い]

現先・債券貸借取引については、経済実態重視の原則の下、その形態や目的に着目して次のように取り扱っている。

① 現先取引	債券担保の貸出
債券貸借取引	② 現金担保付 → 債券担保の貸出
	③ 上記以外 → 債券の貸借

まず、①現先取引、および②現金担保付の債券貸借取引は、いずれも債券を担保とした資金取引という経済機能に鑑み、貸出として計上している。この際、受渡の対象となる債券は担保として位置付けられる。

⁹ ファイナンスリースについては、基礎資料の制約から所有権移転リースのみを割賦債権に含めてきたが、2008年4月に始まった新しいリース会計（「リース取引に関する会計基準」）の適用にあわせて同年第2四半期から所有権移転外リースも割賦債権に含めるよう見直しを行った。

現金担保の付かない貸借取引は、単なる債券の貸借であると考え、対象債券を貸手の保有資産としている。

D. 債務証券

債務証券とは、発行主体に償還義務のある証券形態の金銭債権である。主として、金融商品取引法上の有価証券のほか、同法の対象とならない私法上の有価証券が計上される。具体的にみると、資金循環統計では、各種の債券のほか、CP、信託受益権、債権流動化関連商品、抵当証券を含めている。

[債務証券の評価]

資金循環統計では、債券を時価＝市場価格で評価する一方、取引フローを額面（ないし簿価）の当期末残高と前期末残高の差によって算定（基礎データの制約から取引金額の把握が容易でないこと、額面価額の前期差を取引金額に近似し得ることによる）しており、ストックの前期末残高と当期末残高の差額と取引フローとの間の不一致は、調整額として、別途「調整表」に計上している。

当該調整額は、①債券発行主体の弁済能力低下のほか、②債券の利子と市場金利との乖離等にも起因するものと考えられる。

なお、上記のような観点に立つと、市場で取引されることが稀な非公募債の評価が問題となるが、①非公募債といえども貸出の代替となり得るため、貸出との整合性という観点から、実質価値ベースに転換することが適当であること、②基礎データの制約により、公募債と非公募債を区分できないことから、非公募債も市場価格評価の対象としている。

D-a. 国庫短期証券

国庫短期証券は、国が国内で発行した債券のうち、国庫資金繰りのための資金調達などを目的として、発行される短期の債券である。財政投融资特別会計が発行する財政融資資金証券やエネルギー対策特別会計が発行する石油証券を含む。

割引短期国債については、2009年1月以前に発行されたものを「国債・財投債」に含める一方、2009年2月以降に発行されたものを当該項目に含

めている¹⁰。

D－b. 国債・財投債

国債・財投債は、国が国内で発行した債券（ただし、国庫短期証券を除く）である。具体的には、①歳入債¹¹（超長期利付国債、長期利付国債、中期割引国債、中期利付国債、割引短期国債＜2009年1月以前に発行されたもの＞）および②承継国債（日本国有鉄道清算事業団債券承継国債、石油債券承継国債、本州四国連絡橋債券承継国債、道路債券承継国債）のほか、③財政投融资特別会計が発行する財投債¹²が含まれている。発行部門は、①および②は中央政府、③は公的金融機関（財政融資資金）である。

[繰延債の取り扱い]

繰延債（記名国債、交付国債¹³、出資・抛出国債＜国際機関に交付した債券＞）は、国の支払義務を表す債務であるが、債券が発行された時点ではキャッシュが移動しないため、歳入債とその性格が異なる。資金循環統計においても、それぞれの経済実態に即して、下表の通り、歳入債とは異なった取扱いをしている。

国債の種類		資金循環統計での取扱い
①記名国債、交付国債		金融資産として取扱わない
出資・抛出国債	②IMF向け	金融資産として取扱わない
	③IMF以外向け	その他対外債権債務に計上

¹⁰ 政府短期証券、割引短期国債は、2009年2月最初の入札より国庫短期証券として統合発行された。これに伴い、資金循環統計では、それまでの取引項目の名称「政府短期証券」を「国庫短期証券」に変更した。統合発行前（2008年10～12月期以前）は割引短期国債を「国債・財投債」に含めていたことから、資金循環統計における割引短期国債の分類が、統合発行前と後（2009年1～3月期以降）とで異なっている。

¹¹ 2003年3月以降は個人向け国債、2004年3月以降は物価連動国債を含む。

¹² 2001年4月から発行された。なお、財投債は、その保有に当たっては、他の国債と金融商品としての差は存在しない。

¹³ 預金保険機構への交付国債を含む。ただし、預金保険機構への交付国債は、特例業務勘定で平成9・12年度に、金融危機管理勘定で平成9年度に交付されたが、平成14年度末をもってすべて返還されているため、現時点でこの国債は存在していない。

具体的にみると、①記名国債、交付国債については、国民経済計算体系のなかでは、国債の償還時に移転取引が発生するものとして記録されることから、金融面でもこの時点におけるキャッシュの移動を記録する方が整合的であること、また、②出資・抛出国債のうちIMF向けは、国際収支統計や国民経済計算体系で、発行時点の取引が記録されないことを勘案して、資金循環統計では、いずれも発行時点で金融資産として計上していない。

なお、③出資・抛出国債のうち、IMF以外向けについては、金融資産・負債として認識することに問題はないが、無利息、要求払、譲渡不可という性質からして、国債に区分することが適当かどうか疑問があることから、その他対外債権債務に計上している。

D－c．地方債

地方債は、地方公共団体が国内で発行した債券であり、①公募地方債¹⁴、②非公募地方債（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合＜事務組合＞が発行）が含まれている。

なお、地方公営事業会計が発行する地方債は、公的非金融法人企業部門発行の地方債としている。また、証書貸付として計理される地方債は、「C－c．民間金融機関貸出」または「C－d．公的金融機関貸出」に計上されている。

D－d．政府関係機関債

政府関係機関債は、公的機関等の法人が国内で発行した債券のことを指す（財投機関債もここに含まれる）。また、金融商品取引法上の「特別の法律により法人の発行する債券」のうち、金融債に含まれる債券を除いたものであり、『公社債便覧』（日本証券業協会）における特殊債とほぼ一致する。

2019年3月末現在、以下の債券が含まれている。

① 発行体が公的非金融法人企業に分類されるもの

東日本高速道路債券、中日本高速道路債券、西日本高速道路債券、首都高

¹⁴ 都道府県および政令指定都市による公募地方債（個別発行分）の他に、2002年からは「住民参加型ミニ市場公募地方債」が、2003年からは「共同発行市場公募地方債」がそれぞれ含まれている。

速道路株式会社債券、阪神高速道路株式会社債券、新関西国際空港債券、新関西国際空港株式会社が承継した関西国際空港債券、関西国際空港土地保有株式会社が承継した関西国際空港債券、東京地下鉄株式会社が承継した東京交通債券（『公社債便覧』では普通社債に分類）、都市再生債券、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（助成勘定分、地域公共交通等勘定分を除く）、地方公社が発行する特殊債

② 発行体が中央政府に分類されるもの

森林総合研究所債券（森林保険勘定分を除く）、水資源債券、大学改革支援・学位授与機構が承継した国立大学財務・経営センター債券、大学改革支援・学位授与機構債券

③ 発行体が公的金融機関に分類されるもの

私学振興債券（助成勘定分）、株式会社日本政策金融公庫が承継した農林漁業金融公庫債券、日本政策金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫債券、日本政策投資銀行債券、住宅金融支援機構が承継した住宅金融公庫債券、住宅金融支援機構債券、福祉医療機構債券、国際協力銀行債券、日本学生支援債券、国際協力機構債券、原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券、民間資金等活用事業推進機構債券、東日本大震災事業者再生支援機構債券

④ 発行体がディーラー・ブローカーに分類されるもの

銀行等保有株式取得機構債券（特別勘定分）

⑤ 発行体が民間非金融法人企業に分類されるもの

民間都市開発債券、中部国際空港債券

⑥ 発行体が非仲介型金融機関に分類されるもの

預金保険機構債券

⑦ 発行体が公的専属金融機関に分類されるもの

日本高速道路保有・債務返済機構が承継した阪神高速道路債券、同・本州四国連絡橋債券、同・道路債券、日本高速道路保有・債務返済機構債券、地方公共団体金融機構が承継した公営企業債券、地方公営企業等金融機構債券、地方公共団体金融機構債券、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（助成勘定分、地域公共交通等勘定分）

D－e．金融債

金融債は、金融機関が募集ないし売出により発行した債券である。これは、金融商品取引法上の「特別の法律により法人の発行する債券」のうち、長期信用銀行法、商工組合中央金庫法、農林中央金庫法、信用金庫法に基づき発行されるものであり、2019年3月末現在、あおぞら銀行債券、商工組合中央金庫債券、農林中央金庫債券、信金中央金庫債券が含まれている（『公社債便覧』における金融債に該当する）。金融債には、利付債のほか、割引債も含まれている。一方、金融機関が発行する金融債以外の社債は、事業債または居住者発行外債に含まれている。

D－f．事業債

事業債は、株式会社が国内で発行した債券である。これは、金融商品取引法上の「担保附又は無担保の社債」に該当するものであり、①普通社債¹⁵（電力債、JR債、NTT債、一般債）と、②新株予約権付社債が含まれている。

D－g．居住者発行外債

居住者発行外債は、居住者が海外市場で発行した債券である（非居住者が発行した外債は含まれない）。発行主体の属する部門は、地方公共団体、公的非金融法人企業、金融機関、民間非金融法人企業と、多岐に亘っている。

D－h．CP

CPは、企業・金融機関が短期の資金調達を目的として発行されるもので、金融商品取引法における「法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの」のほか、「社債等の振替に関する法律に基づく短期社債等」（いわゆる電子CP）が含まれている。

当項目には、居住者が国内で発行するCPのみが含まれている。一方、国内

¹⁵ 高速道路会社が発行した特別な法律に基づかない普通社債、および日本高速道路保有・債務返済機構が高速道路会社から承継した普通社債も含まれる。

で発行された資産担保型のC P、海外発行C Pは、当項目に含まれず、前者は債権流動化関連商品に、後者はその他対外債権債務に、各々計上されている。

D－i．信託受益権

信託受益権は、金銭の信託に係る受益権である。具体的には、指定合同運用金銭信託、貸付信託を指している。

D－j．債権流動化関連商品

債権流動化関連商品は、債権流動化に係る特別目的会社・信託が発行する金融商品である。これらは、その価値が流動化された資産（特別目的会社あるいは信託勘定が譲り受けた資産）の生み出すキャッシュフローの価値に基づいた商品であり、発行機関の信用力をその裏付けとする一般的な債券とは異なっている。

債権流動化関連商品には、以下の商品を計上している（対象債権については、部門分類における債権流動化に係る特別目的会社・信託を参照）。

- ① 資産担保証券（A B S）¹⁶
A B国内社債、A B C P（国内発行分）
- ② 金銭債権信託の受益権
- ③ 抵当証券¹⁷

¹⁶ 資産担保証券（Asset Backed Securities、A B S）は、発行される証券の種類によって、A B社債、A B C Pに区分され、発行体や発行地域によって、A B国内社債（居住者が国内で発行）、A Bサムライ債（非居住者が国内で発行）、A Bユーロ債（居住者・非居住者がユーロ市場で発行）等に区分されることが多い。

¹⁷ 抵当証券は、かつて抵当証券の発行会社が、不動産担保融資と抵当権を一体化して証券化、小口化して販売することにより、資金調達を行っていた金融商品。93SNAベースの資金循環統計では、抵当証券を独立した取引項目として、その販売金額をファイナンス会社部門の負債側に計上していたが、バブル崩壊以降縮小を続けて残高はゼロとなり、将来発行されることもなくなった。08SNAベースの資金循環統計では、抵当証券を債権流動化関連商品の一部に分類替えして計上している。

[二段階で発行される流動化商品の取り扱い]

上記の商品の中には、金銭債権を裏付けとする信託受益権（上記②）を裏付けに、特別目的会社（SPC）や信託銀行が別の流動化商品（同①、②）を発行することがある（いわゆる「二段階発行」）。

資金循環統計では、こうした二段階発行の流動化商品も計上の対象としている。具体的には、二段階で発行された流動化商品の裏付けとなっている信託受益権の金額を特定し、債権流動化に係る特別目的会社・信託部門の債権流動化関連商品（負債）に計上するとともに、同部門の同項目（資産）にも計上している。

E. 株式等・投資信託受益証券

株式等・投資信託受益証券は、債権保有者が発行主体に対して残余請求権を有している金融商品である。

E－a. 株式等

株式等は、わが国において設立されている各種法人等に対する持分である。当項目には、商法上の株式会社が発行する株式のほか、特別法に基づき設立された法人（特殊法人等）に対する持分を計上している。当項目は、上場株式、非上場株式、その他の持分という内訳項目で構成されている。

E－a－a. 上場株式

上場株式は、株式等のうち、わが国の証券取引所に上場されている株式である。

[日本銀行出資証券の取り扱い]

日本銀行出資証券については、上場株式ではなくその他の持分に計上している。これは、譲渡可能という性格よりも、認可法人に対する出資という性格を重視するのが適当と考えられるためである。

[公的資本注入による優先出資の取り扱い]

資金循環統計では、公的資本注入によって引受けられた優先株については、

上場株式ではないことから非上場株式に計上している（保有者は整理回収機構）。なお、公的資本注入によって引受けられた劣後特約付社債は事業債に、劣後特約付ローンの場合は民間金融機関貸出（ただし中央銀行が貸し出すものについては日銀貸出金）に各々計上している。

E－a－b. 非上場株式

非上場株式は、株式等のうち、わが国の証券取引所に上場されていない株式である。法律に基づき政府に保有義務のある上場会社の株式は、当項目に含まれる。

E－a－c. その他の持分

その他の持分は、株式会社以外の会社および特殊法人等に対する持分である。

E－b. 投資信託受益証券

投資信託受益証券は、投資信託委託会社が、自ら保有する投資信託受益権を分割し、投資信託の購入主体に対して発行した受益証券および投資法人の発行する投資証券である。これは、金融商品取引法における、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益証券および投資証券に該当する。

[投資信託受益証券における留保利益および分配金の取り扱い]

投資信託は、投資家から資金を集めて効率的に運用する「導管」であることから、運用成果として投資信託が上げた利子・配当収入のうち分配されずに残った留保利益を、投資信託ではなく投資家に帰属する所得と考えるのが適当である。08SNAではこうした投資信託の性格に着目し、留保利益を投資家が一旦配当として受取り、それを再投資したものと擬制して記録するよう提唱した。

さらに、わが国の投資信託は、利子・配当収入のほかに、キャピタル・ゲインや元本を原資としても分配することができる。中には、運用成績にかかわらず、毎月一定額を分配することを方針とするファンドが存在し、運用成績が悪化する局面で、利子・配当収入を上回る分配金を投資家に配当することがある。投資信託の導管性を考えると、こうした分配金（元本払戻金）についても、投

資家が投資信託受益証券を取り崩したものとして計上することが適当である。

こうした観点から、資金循環統計では、株式投信の投資信託受益証券の取引額（フロー）に、市場での取引（設定－解約－償還）のほか、利子・配当収入を原資とする留保利益を投資家が再投資したものとして計上する一方、キャピタル・ゲインや元本を原資とした分配金を推計し、フローから控除している。

F. 保険・年金・定型保証

保険・年金・定型保証は、保険・年金契約における加入者の債権である。保険の積立金のうち加入者の持分に相当する部分のほか、年金基金の年金受給権や対年金責任者債権、定型保証支払引当金が含まれる。

F－a. 非生命保険準備金

非生命保険準備金は、非生命保険の積立金のうち、加入者の持分に相当する部分である。民間損害保険会社、および共済保険における積立型損害保険に係る責任準備金（いずれも掛捨分を除く）を含んでいる。

F－b. 生命保険受給権

生命保険受給権は、生命保険の積立金のうち、加入者の持分に相当する部分である。生命保険会社における積立型生命保険に係る責任準備金（いずれも掛捨分を除く）を含んでいる。

[非生命保険準備金・生命保険受給権の計上対象]

保険契約準備金は、①支払備金（未払の保険金）、②責任準備金、③社員（保険契約者）配当準備金に区分され、さらに、責任準備金が、②－1未経過保険料、②－2保険料積立金、②－3危険準備金に区分される。

資金循環統計においては、非生命保険準備金・生命保険受給権の計上対象を、各々の項目の次のような性質に着目して決めている。

まず、①支払備金については、支払事由が発生しており、申請前、あるいは訴訟中等の理由から支払われていない債務であるため、計上対象としている。また、②－1未経過保険料は、保険対象期間がまだ到来していないものすでに払い込まれている保険料であることから、計上対象としている。次に、保険

料積立金と危険準備金についてみると、②-2 保険料積立金は、加入者に対する将来の支払債務（その現在価値）とみなし得ることから、非生命保険準備金・生命保険受給権に計上している。これに対し、②-3 危険準備金は、掛捨て型保険について、大規模保険事故の発生に伴う巨額の保険金支払に備えるものである点に鑑み、資金循環統計の対象外としている¹⁸。なお、③社員（保険契約者） 配当準備金については、定款および保険約款の規定により契約者に配当するために積立てられているものであるため、保険契約に係る部分を計上対象としている。

具体的には、生命保険および民間損害保険会社の保険料積立金については、責任準備金（生命保険会社については、個人年金保険に係るものを除く）から普通責任準備金に占める掛捨て分および危険準備金、団体年金保険を控除した額をそれぞれ生命保険受給権、非生命保険準備金に計上している。

¹⁸ 危険準備金は、加入者に対する支払債務ではなく、保険会社の利益留保と位置付けている。これにより、危険準備金の増加は、保険会社の貯蓄となる（国民経済計算において記録される）。

F－c. 年金保険受給権

年金保険受給権は、生命保険および共済の年金保険に係る積立金のうち、加入者の持分に相当する部分である。生命保険会社、および共済保険における積立型年金保険に係る責任準備金（いずれも掛捨分を除く）を含んでいる。

F－d. 年金受給権

年金受給権は、年金基金の加入者が、年金基金から将来年金や一時金として受け取ることのできる権利である。確定給付型の年金受給権は、年金数理計算に基づいて計算された現在までに発生した退職給付債務である。確定拠出型の年金受給権は、運用資産の総額である。

[年金受給権の計上方法]

年金受給権の計上方法は、08SNAにおいて大幅に見直しが行われた。すなわち、年金には確定拠出型と確定給付型の2つのタイプがあると整理し¹⁹、確定給付型年金の年金受給権については、残高、フローとも発生主義に基づいて記録することとなった。

資金循環統計でも08SNAの提言を踏まえ、93SNAにおいて現金主義（積立金等の増減等）を基本に計上していた確定給付型の年金受給権（年金準備金）を、発生主義で記録するよう変更している。具体的には、残高に、年金数理的に計算された退職給付債務を計上するほか、フローには、①被用者が1年働くことにより稼得した受給権の増加（勤務費用）と、②退職期が1年近づくことによる運用益の増加（利息費用）の合計から、③当該年度に支払われた年金（年金給付額）を控除した額を、年間のフローとして計上している。

F－e. 年金基金の対年金責任者債権

年金基金の対年金責任者債権は、確定給付型年金において企業などの年金責任者が被用者に約束した年金受給権等の負債総額と、運用される資産総額との差額である。年金受給権等の負債合計が年金資産を上回るなら、同項目は「積立不足」を表し、年金責任者へ請求すべき債権として確定給付型年金に正の資

¹⁹ 解説2章を参照。

産が計上される。一方、下回るならば、同項目は「積立超過」を表し、年金責任者へ返還すべき債務として確定給付型年金の負の資産となる。

F－f. 定型保証支払引当金

定型保証支払引当金は、定型保証機関が供与する小口化・定例化された保証取引において支払いが見込まれる保証金額である。

G. 金融派生商品・雇用者ストックオプション

金融派生商品は、特定の金融商品（原債権）から派生し、原債権の元本（想定元本）部分について資金の授受が行われない金融商品である。資金循環統計で計上している計数は、①フォワード系金融派生商品の市場価値（含み損益）、②オプション系金融派生商品の市場価値（オプションプレミアムの時価）、③雇用者ストックオプション（簿価）である。

[取引所で取引される金融派生商品の対象範囲]

わが国の証券・金融先物取引所で取引される金融派生商品は、オプションについては、上記②の計数として統計対象とする一方、先物については、統計対象としていない。これは、先物取引では、日々、差金の授受が行われており、これによって市場価値が消滅した（含み損益が実現された）とみなすことができるためである。なお、差金額（含み損益）の確定後、差金の授受が行われる間は、未収・未払金が発生することになるが、その間が1日から数日に止まることや基礎資料の制約から、未収・未払金としても計上していない。一方、金融派生商品取引に絡んで、取引所や証券会社に差入れられる証拠金については、オプション関連・先物関連を問わず、預け金に計上している。

[複合金融商品の取り扱い]

スワップや期限前償還条項が付いた債券等、複数の金融商品が組み合わされた複合金融商品が増加しており、資金循環統計上の取り扱いが問題となる。この点、IMFマニュアルでは、複合金融商品の形成に3以上の経済主体がかかわっている場合には、2主体間の取引に区分するよう提言するにとどまり、全ての複合金融商品について、個々の要素に分解すべきとはしていない。これは、

そもそも複合金融商品の範囲が曖昧²⁰であるなか、統計作成上の実務的制約にも配慮したためと考えられる。

I M F マニュアルの提言に照らすと、債券の期限前償還条項を独自に評価する必要は生じない反面、少なくとも、スワップ付きの債券について、債券の評価とスワップの市場価値の算定を別個に行う、といった対応が必要となる。しかし、資金循環統計では、基礎データの制約から、このような区分処理を導入していない。

G-a. フォワード系

フォワード系の金融派生商品は、オプション（金融商品を買う権利<コール>・売る権利<プット>の売買取引）を含まない金融派生商品である。具体的には、F R A、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約、外為証拠金取引といった、店頭取引分のみを含めている。

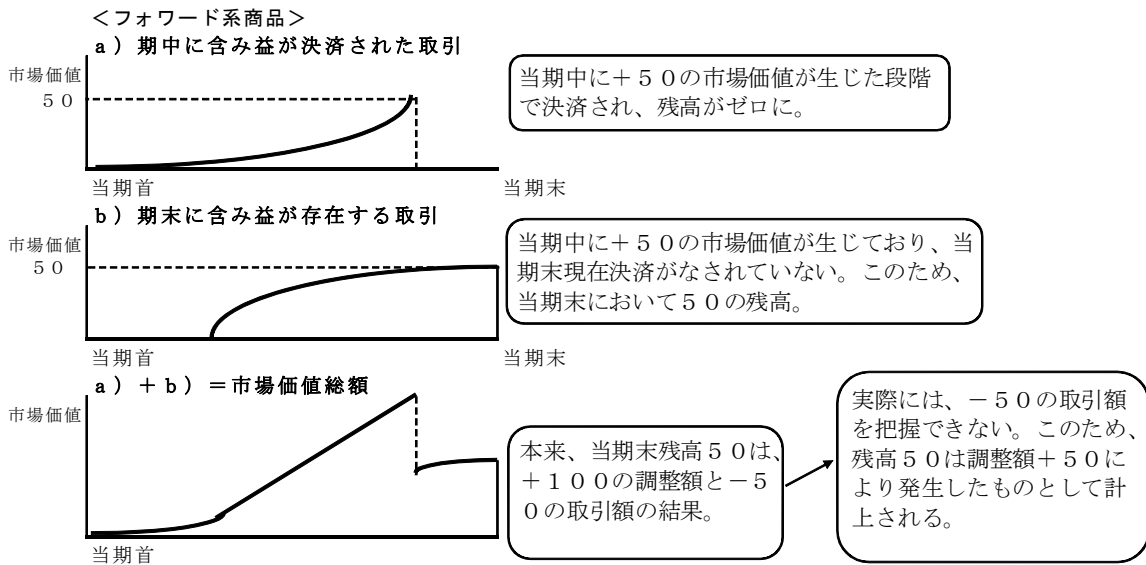
[フォワード系商品の評価と計上方法]

金融派生商品取引では、経済主体は、原資産についての将来の引渡義務と受取権利とを同時に取得し、その後、権利、義務双方に実質価値の変化が生じる。したがって、両者を発生主義に基づいて時価評価すると、双方の実質価値をネットアウトすることで、当該商品の市場価値が算定される。

フォワード系商品については、契約時点において、引渡義務と受取権利が同価値であるため市場価値はゼロとなるが、時間の経過に伴い、市場価値が発生することとなるため、当該市場価値を金融派生商品の残高として計上している。

ここで、残高の変化には、市場価値の変動（含み損益の発生）と決済（含み損益の実現）の双方が影響を与えている。後者については、経済主体にキャッシュの変化を生じさせるものであることから、本来は、調整額ではなく、金融取引として計上するのが適当である。しかし、含み損益の実現額に関する基礎データが得られないことから、残高の変化額全てを、調整額として計上している（次頁図参照）。

²⁰ 例えば、ごく一般的な預金についても、預金部分と預金保険（一種のオプション）の複合金融商品と考えることもできる。また、長期固定貸出についても、長期変動貸出と金利スワップの複合商品と捉えることもできる。



G-b. オプション系

オプション系の金融派生商品は、オプション（金融商品を買う権利＜コール＞・売る権利＜プット＞の売買取引）を含む金融派生商品である（フォワード系商品とオプション系商品の複合された商品は、オプション系商品に区分される）。現時点では、以下の商品を含めている。

① 取引所取引

（債券関連）国債先物オプション＜東京証券取引所＞

（金利関連）日本円短期金利先物オプション＜東京金融取引所＞

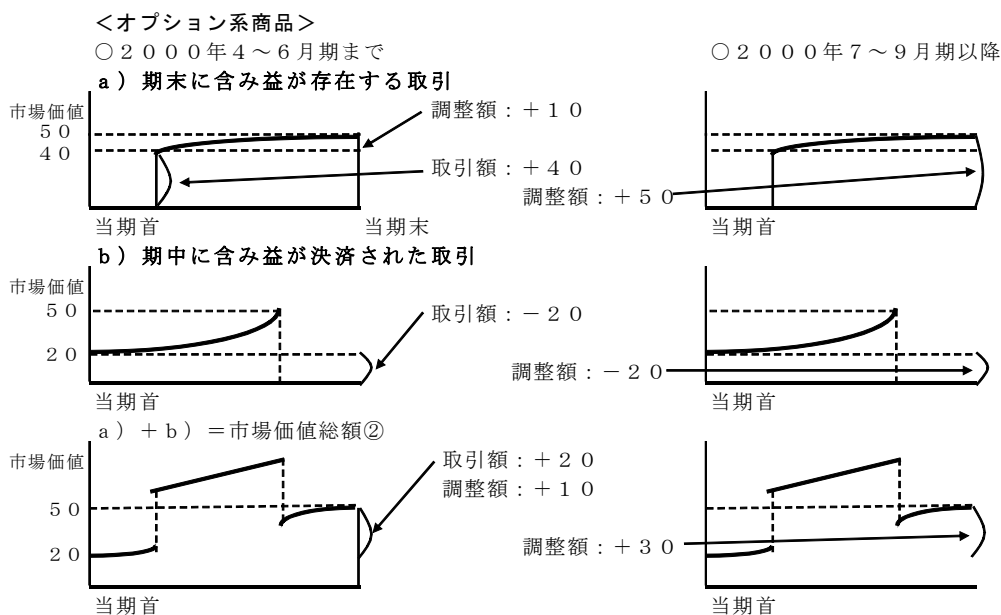
（株式関連）東証株価指数オプション＜東京証券取引所＞、日経平均株価オプション、日経株価指数300オプション＜大阪取引所＞等

② 店頭取引：債券オプション、金利オプション、通貨オプション

[オプション系商品の評価と計上方法]

オプション系商品では、取引時点から引渡義務と受取権利の価値が異なり、その差額（オプションの当初価値）に対応するオプションプレミアムが受け払いされる。その後、市場価値の変動（含み損益の発生）と決済（含み損益の実現）の双方が残高の変化に影響を与える。

ここで、オプションプレミアムの授受と、その後の市場価値の決済（含み損益の実現）については、キャッシュの移動によって行われることから、本来は、金融取引として計上すべきであるが、現在はオプションプレミアム²¹や含み損益の実現額に関する基礎データが得られないことから、残高の変化額を全て調整額に含めて計上している（下図参照）。



2000年4～6月期までは、簿価ベースの残高差額から取引額を把握。これと残高の変化額から調整額を記録。一方、2000年7～9月期以降は、簿価ベースの残高が把握不可能になったため、残高の変化額をすべて調整額として記録。

期中に決済があった場合は、決済時点の市場価値で取引を記録すべき（bでは、取引額-5.0、調整額+3.0とすべき）だが、2000年4～6月期以前についても基礎資料の制約から把握できていない。2000年7～9月期以降は、この場合も残高の変化は全て調整額として記録。

G-c. 雇用者ストックオプション

雇用者ストックオプションは、企業が役職員に対して報酬として付与する株式購入権のうち、権利が確定したがまだ行使されていないもの（行使可能期間にあるもの）である。雇用者ストックオプションの権利が確定すると、権利者

²¹ 2000年4～6月期までは、オプションプレミアムの保有残高（取得原価）の前期末と当期末との差額を取引額として計上していたが、公開企業のデリバティブ取引に関する開示内容の変更に伴い、このデータが開示されなくなった。

は、付与された時点で決められた行使価格で、一定の期間内に雇主企業の株式を購入することができる。付与されたが権利が確定する前の株式購入権（行使待ち期間にあるもの）は、「その他」の取引項目と擬制のうえ、計上している。

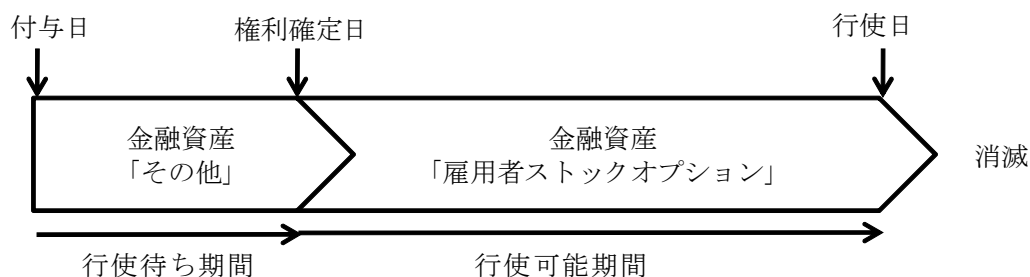
[金融商品に含まれる雇用者ストックオプションの対象範囲]

行使待ち期間にある株式購入権は、権利を確定するために勤務条件や業績条件など様々な条件を達成する必要があるため、一般的な株式オプションを分類する金融派生商品とは区分して計上するのが望ましい。このため、行使可能期間にある株式購入権を「雇用者ストックオプション」として計上する一方、行使待ち期間にある株式購入権は「その他」の金融資産に計上している。

[行使可能期間にある雇用者ストックオプションの特定方法]

雇用者ストックオプションは、企業会計上の新株予約権に計上されることから、資金循環統計では、法人企業統計における「新株予約権」残高を、行使待ち期間および行使可能期間にある株式購入権の合計として捉え、このうち「行使可能期間」にあるものを雇用者ストックオプションとしている。

「行使可能期間」にある雇用者ストックオプションの金額は、企業の財務諸表から別途得られるストックオプションの未確定・未行使株式数残高の情報を用いて按分推計している²²。



H. 預け金

預け金は、特定の目的に基づいて、特定の主体から預け入れられた金銭あるいは一時的に保管する金銭に関する債権債務である。預け金には、様々な形

²² 個々の株式購入権は、付与日、権利確定日などその設計がそれぞれ異なっているため、経済全体を代表するような平均的なモデルを想定することは難しい。このため、実際に財務諸表から観測される株式数データを使った按分手法を採っている。

態・目的を持ったものが存在するが、資金循環統計では、残高が比較的大きいと考えられ、かつ基礎データも入手可能な以下の預け金を含めている。

- ① 証券会社、外為証拠金取扱業者、証券取引所・金融商品取引所に預け入れる証拠金（有価証券形態のものを除く）
- ② 建物への入居保証料
- ③ ゴルフ場への預託金（ゴルフ場がゴルフ会員権の発行に伴って受け入れる資金）
- ④ 従業員預り金（いわゆる社内預金）
- ⑤ 企業が従業員の給与等から徴収し、所定の納付期限まで一時的に保有している、従業員の負担すべき所得税・源泉徴収分および労働・厚生保険料
- ⑥ プリペイド方式のＩＣ型電子マネー、プリペイドカード（商品券や図書カードなど）の残高
- ⑦ 東日本大震災に係る義援金のうち、被災者への支払いが完了していない金額
- ⑧ 不特定保管金口座
- ⑨ 上記のほか、金融機関の財務諸表に計上されている預け金・預り金

Ⅰ. 企業間・貿易信用

企業間・貿易信用は、財・サービスの経常的な取引（その主体の本来の業務）に伴って発生する債権・債務である。企業間・貿易信用には、売掛金・買掛金、受取手形・支払手形を含めているが、売掛金の流動化が行われた場合には、「債権流動化に係る特別目的会社・信託（金融部門）」が保有するものとして計上している。資金循環統計では、以下の部門間取引に伴う債権・債務等を企業間・貿易信用に含めている。

- ① 個人企業の売上債権、買入債務
- ② 公共料金の後払い金
- ③ 医療・介護費用のうち公的保険適用分²³

²³ 公的保険適用分は、医療・介護サービス提供月の翌々月に入金されるため、サービス提供主体から社会保障基金への与信に相当する。

- ④ 公共工事の後払い金
- ⑤ 未完成住宅売買時の後払い金
- ⑥ クレジットカード取引、リース取引にかかる与信
- ⑦ 上記のほか、財務諸表等に計上されている売掛金・買掛金、受取手形・支払手形

J. 未収・未払金

未収・未払金は、財・サービスの非経常的な取引（その主体の本来の業務でない取引）に伴って生じる（売上債権や買入債務とされない）債権債務、および利子・配当の受け払いと、実際のキャッシュ授受の時間的なずれによって、差額分として発生する債権債務（経過勘定項目）である。未収・未払金にはさまざまなものが存在するが、資金循環統計では、金融機関の財務諸表における未収収益・未払費用、前払費用・前受収益、未収金・未払金、前払金・前受金および未払法人税等のほか、企業の財務諸表に計上されるポイント（商品の購入時に顧客に付与され、後に実質的な割引として利用できるもの）にかかる引当金を計上している。

K. 対外直接投資

対外直接投資は、居住者企業による非居住者企業の持分取得のうち、非居住者企業の支配を目的とするものである。

国際収支統計では、直接投資として、株式資本、収益の再投資、負債性資本（直接投資関係にある当事者間での資金貸借や債券の取得処分等）が計上されているが、資金循環統計では、株式資本および収益の再投資を直接投資と位置付けている。

また、資金循環統計では、非居住者による本邦企業の株式資本の取得および収益の再投資（対内直接投資）は、海外部門による株式等の取得として計上している。一方、居住者による海外企業の（対外の）株式資本の取得および収益の再投資は、対外直接投資として計上している²⁴。

²⁴ 資金循環統計では、対内・対外の負債性資本の取得は、貸出に含めている。

L. 対外証券投資

対外証券投資は、居住者による、非居住者が発行した株式・債券・外国籍投資信託への投資である²⁵。当該投資は、対外直接投資が支配を目的とするのと異なり、利殖（資産運用）あるいは外貨建ての資産保有を目的とするものである。

なお、対内証券投資は、海外部門による債務証券、株式等・投資信託受益証券の各項目の取得として計上している。

M. その他対外債権債務

その他対外債権債務には、以上の項目に含まれない居住者・非居住者間の債権債務が計上されている。なお、2000年第2四半期以前は、外貨準備²⁶に含まれる資産はすべてここに計上していたが、2000年第2四半期以降は、「金・SDR等」以外の資産については、外貨預金や対外証券投資といった各資産項目にそれぞれ計上している。

M-a. 金・SDR等

その他対外債権債務の内訳である金・SDR等には、通貨当局（わが国では、外国為替資金特別会計および日本銀行）が保有する流動的な対外資産（外国為替市場への介入等に利用できるもの）のうち貨幣用金、SDR（IMF特別引出権）、IMFリザーブポジション（IMFに対する出資金のうち、他国通貨で無制約かつ自由に引き出せるもの）を計上している。

このうち、金については、通貨当局の資産ではあるが、対応する負債が存在しないため、ストック表では、日本銀行と中央政府の資産としてのみ計上され、いずれの部門にも金融負債は計上されていない。なお、資金循環統計は、マトリックス全体としてみれば、資産と負債がバランスするのが原則であり、金が

²⁵ サムライ債はここに含めている。

²⁶ 外貨準備とは、通貨当局が、対外取引の決済に不足する外貨の（直接的な）ファイナンスや、為替市場介入による間接的な調整等を目的として保有する、直ちに利用可能でかつ通貨当局の管理下にある対外資産のことをさす。

唯一の例外である。また、フロー表においては、IMFリザーブポジションおよび2009年7～9月期以降のSDR配分を取引として計上している。

N. その他

その他には、以上の項目に含まれない債権債務（その内容を特定することのできない金銭債権債務）のほか、以下のような、資金循環統計において擬制される債権・債務を含んでいる。

- ① 貨幣を中央銀行の負債に計上することに伴う、中央銀行の中央政府に対する債権（貨幣の流通高に相当する額を計上）
- ② 政府預金を中央政府が保有するものとして計上することに伴う、国庫と特別会計間の債権債務（財政統計において、特別会計保有の政府預金として計上されるものに相当）
- ③ 退職給付信託を企業年金部門を介した取引とすることに伴う、企業年金の企業に対する債権
- ④ 企業が役職員に対して報酬として付与したが、まだ権利が確定していない株式購入権

なお、当項目には、基礎データに起因する誤差脱漏等も含まれている。

Y. 資金過不足、金融資産・負債差額、調整差額

資金過不足、金融資産・負債差額、調整差額は、部門単位で取引項目の計数を集計した際に生じる、資産側と負債側の集計値の差額である。具体的には、「金融取引表」では資金過不足（第1章参照）に、「金融資産・負債残高表」では金融資産・負債差額に、「調整表」では調整差額になる。これらの差額は、正（資産側の集計値が負債側の集計値よりも大きい場合）または負（資産側の集計値が負債側の集計値よりも小さい場合）の値で、必ず負債側に計上される。

2. 合計

合計は、各部門において、全ての取引項目の計数を資産側、負債側各々について集計したものである。計数は、資産側の合計値に負債側の合計値を一致させる形で計上しており、資産・負債のバランスは、差額の項目（資金過不足、金融資産・負債差額、調整差額）によって確保している。

第5章 作成方法の概要

第5章 作成方法の概要

資金循環統計は統計データや財務諸表データなど多くの1次資料（基礎資料）を集計・加工することによって作成される2次統計である。資金循環統計の作成方法および統計精度に関する留意事項については、「資金循環統計の作成方法¹⁾」（日本銀行調査統計局）で詳しく説明しているが、本章では作成方法の概要について説明する。

1. 作成方法の骨子

（ストック計数を中心とした統計の作成）

資金循環統計は、第1章で示したとおり、金融取引表（フロー表）、金融資産・負債残高表（ストック表）、調整表で構成されている。

これらは、本来、「ストック表」の計数と「フロー表」の計数を別々に確定したうえで、ストックの前期末計数と当期末計数の差額と取引フローとの間の差額を調整額として、「調整表」に計上するという関係にある。ただし、実際には、フローの計数を直接把握できる項目は少なく²⁾、むしろ、金融資産の額面価額残高など「ストック表」の作成過程で得られるストック計数の前期末残高と当期末残高の差額から算出するケースが多い。その意味で、統計作成は「ストック表」およびその過程で得られるストックの計数を作成することが基本となる。

（計数を確定する際のアプローチの方法）

基礎資料から、「ストック表」の各セルの計数を確定させる方法としては、2種類の異なったアプローチの方法がある。第1のアプローチは、部門別に作成された財務諸表データを基礎資料として、部門毎に各セルの計数を求めていく方法で、これを「垂直的アプローチ」と呼んでいる。第2のアプローチは、金融取引に関する統計データなどから作成された取引項目毎の総額を、それぞれ

¹⁾ 「資金循環統計の作成方法」（日本銀行調査統計局）では、部門・取引項目毎に、推計方法や資産負債の評価方法、統計精度など利用上の留意点について詳しく解説している。

²⁾ 具体的には、株式（上場株式）、海外部門との取引の一部についてのみフローを直接把握することができる。

れ保有する各部門の資産あるいは負債として割り当てていくことにより計数を求める方法で、これを「水平的アプローチ」と呼んでいる。

仮にすべての部門について詳細な財務諸表データを入手できるならば、金融資産・負債のストックは、「垂直的アプローチ」により把握できるはずであるが、全ての部門の数値を把握することは困難である。そこで、金融商品毎に別途得られる統計を活用する「水平的アプローチ」を併用することが不可欠となる。また、両アプローチを併用することによって、一方のアプローチのみでは把握できない部分について、他方のアプローチによって計数を確定できる場合もあり³、統計精度の向上につながる。

（推計による計数の確定）

また、垂直・水平の両アプローチによって基礎資料から計数を確定しようとしても、基礎資料の制約や入手時期が遅れるなどの理由で、計数を確定できないセル（特定の部門における特定の取引項目）が残る。このような場合には、何らかの推計を行うことで、最終的に全ての計数を確定させ、マトリックスを完成させる。また、それぞれのセルについて、対象となるすべての金額を把握することが理想であるが、預け金や未収・未払金などのように、概念上、対象となるすべての金額を把握することが困難であるため、捕捉できる範囲に限って計上する、換言すれば、わかる範囲のものだけを対象とせざるを得ないものもある。

〔基礎データが存在しない（入手が遅れる）場合の推計〕

基礎データの制約により、特定のセルデータを作成できない場合には、以下のような方法で推計を行っている。

① 他のデータの利用

他のセルデータと一定の相関を持つと考えられる場合には、一定の比率を、他のデータに乗じることによって、対象のセルデータを推計する。また、他のデータの性格が対象の基礎データと類似している場合には、他のデータを代理変数としてそのまま利用する。

³ 反対に場合によっては、特定のセルについて2種類の計数が算出されることもある。このような場合には、各々のアプローチで利用した基礎データの性格を確認しつつ、より高い精度を得られるアプローチの方を採用している。

② 過去のデータの利用

基礎データやセルデータの動きに一定のパターンがみられる場合には、過去の時系列データのパターンを参考に推計する。一方、基礎データやセルデータに大きな変動がみられない場合には、前期の計数をそのまま利用する。

③ フローの積み上げによるストックの推計

基礎データについて、ストックデータは四半期ベースで入手できないが、フローデータは四半期ベースで入手できるような場合には、前期のストックデータに当期のフローデータを加えることによって、当期末のストックデータを推計する。

なお、ある計数の推計方法は1つとは限らず、むしろ複数の方法が存在することの方が一般的である。その際には、①使用データや推計ロジックが合理的で、これに関する概念的な説明が可能な方法を用いること（概念性重視）、②推計の際の仮定やロジックに関し、恣意性を極力排除すること（客観性重視）、③推計精度が著しく向上しない限り複雑な推計方法は極力避けること（簡潔性重視）、という3つの原則を立てて、推計方法を選択している。

2. 統計作成の具体的な方法

（「垂直的アプローチ」による計数の特定）

「垂直的アプローチ」は、部門別に作成された財務諸表を基礎データとして利用して、各セルの計数を求める方法であり、金融機関及びその内訳部門、公的非金融法人企業、社会保障基金（公的年金も含む）といった部門は、概ねこのアプローチによって計数が確定する⁴。

基礎となる部門別の財務諸表データは①国内銀行などのバランスシートや証券投資信託の運用資産内訳データのように集計された統計をほぼそのまま利用できるケースもあるが、②政府系金融機関や公的非金融法人企業などのように個別の企業や機関の財務諸表などの集計によって作成される場合もある。さらに③年金基金のように、資産の運用を信託銀行や保険会社に委託している部門の場合は、これらの運用委託資産を委託者の部門に「統合」することによって

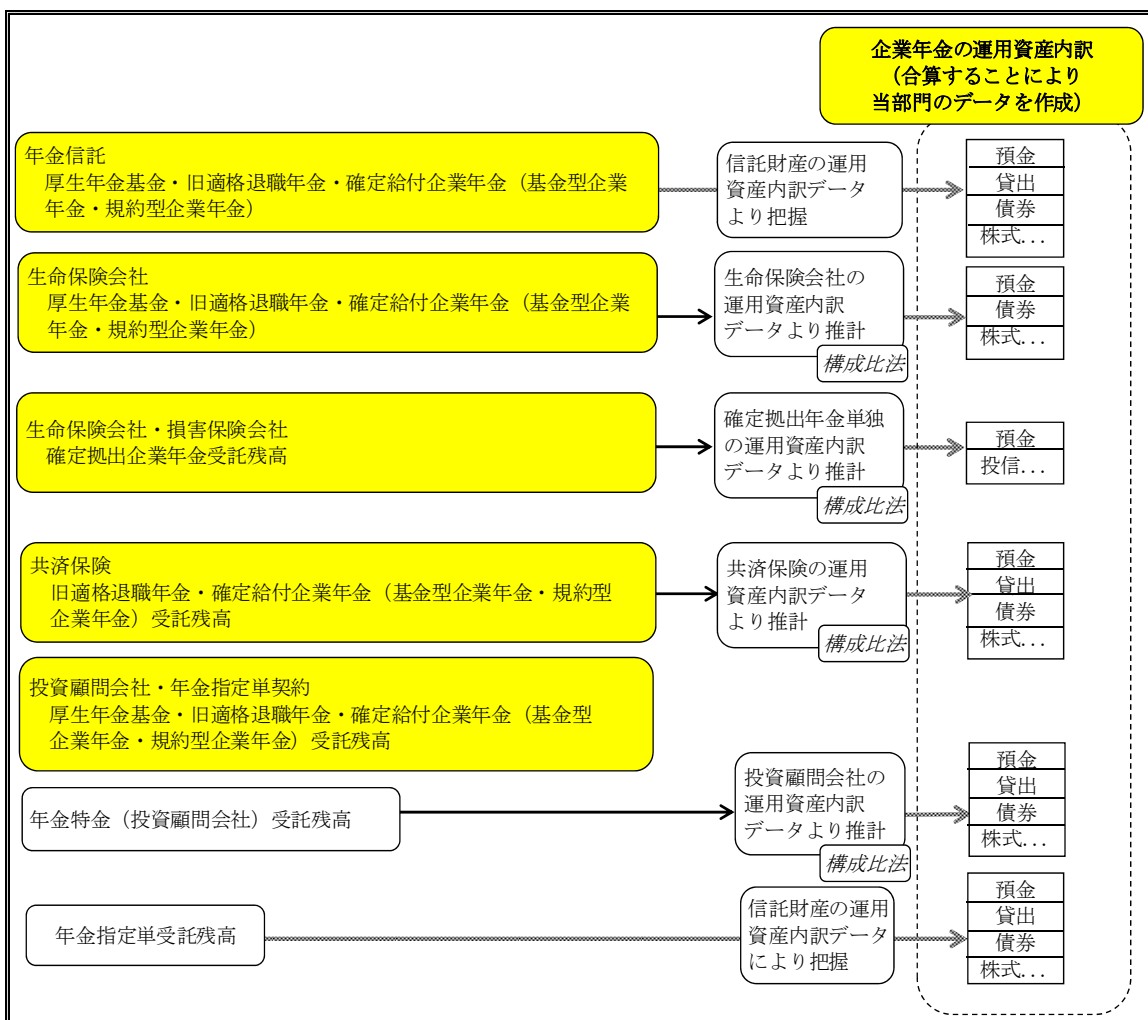
⁴ ただし、全ての項目について財務諸表を直接引用できるわけではなく、財務諸表の科目と資金循環統計の取引項目の定義の違いを調整したり、入手時期・頻度の問題から四半期データを推計するなど、一定の推計によって補う場合があることには留意する必要がある。

計数を作成している。具体的には、まず、資産を受託した各金融機関の財務諸表から運用資産の総額を特定する。その後信託銀行の運用資産内訳や保険会社の財務諸表を用いて、部門の詳細な内訳を特定している（「統合」の概念については、第2章参照）。

[具体例]

- ・ 企業年金（下図参照）、年金基金のその他
- ・ 郵便貯金、生命保険（民間生命保険会社以外）、公的年金

<企業年金部門の内訳の作成>



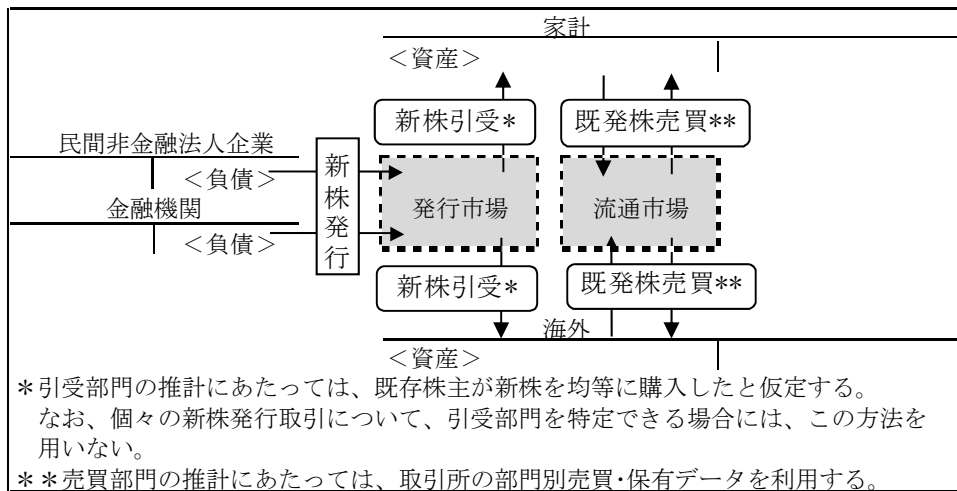
（「水平的アプローチ」による計数の特定）

「水平的アプローチ」は、金融商品毎の総額を、それぞれ保有する各部門の資産あるいは負債として割り当てることによって、各セルの計数を求める方法である。例えば、①金融商品のうち、金融機関が一方の当事者として介在している預金や貸出などは、総額のほかにも、取引相手について経済主体ごとに区分された内訳データが得られるが、このような場合は、これを基礎データとして各部門別の計数を確定することができる。また、有価証券に関しては、市場統計などから総額を把握したうえで、②各商品の保有主体別のデータや、③取扱業者の販売先データ、④特定の主体向けの商品データが各々入手できる場合は、それらを利用しながら、各部門の計数を確定する。

[具体例]

- ① 金融機関が一方の取引当事者として介在している預金や貸出などについて、取引相手先別の内訳に関する統計によって各保有部門の計数を割り当て
 - ・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金
 - ・民間金融機関貸出の企業・政府等向け、割賦債権（ファイナンス会社に計上）
- ② 取引・保有主体別残高データによって、各保有部門の計数を割り当て（商品の流動性が高いケースや、財務諸表からは十分把握できないケースに適用）
 - ・上場株式（次頁図参照）
 - ・金融派生商品
- ③ 取扱業者の販売先データ（商品の流動性が低い場合に適用）から各保有部門の計数を割り当て
 - ・投資信託受益証券、債権流動化関連商品
- ④ 特定の主体向けの商品データによって、各保有部門の計数を割り当て
 - ・一部の国債（個人向け国債）、地方債、事業債（個人向け社債）、金融債

＜上場株式保有額の特定＞



民間非金融法人企業、中央政府、地方公共団体、家計、対家計民間非営利団体など、「垂直的アプローチ」では確定できなかった部門の取引項目単位のデータは、「水平的アプローチ」の積み上げによって確定する。基礎データの制約から、こうしたアプローチによってもデータが得られないものはあるが、その場合は「垂直的アプローチ」も加味しながら⁵、さらに推計を加えることによって、最終的にマトリックスを完成させる。

3. 時価評価、「調整表」の作成

資金循環統計では、経済実態を適切に表すために、上場株式、非上場株式、債券（国債・財投債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債）、貸出（民間金融機関貸出の企業・政府等向け）等について、各々残高を時価ベース（ないし実質価値ベース）で計上している。時価ベースの計数の算出に際しては、株式は、個別企業の株式数・株価や取引所による時価ベースの残高統計等を利用しているほか、債券は、額面ベースの残高に市場価格インデックスを乗じる方法により推計している。また、貸出については、簿価残高から個別貸倒引当金を控除することで実質価値を算出している。

一方、取引フローは、株式（上場株式）や海外との取引の一部などいくつか

⁵ 海外部門は部門全体の資産・負債の全体像を表すデータを用いる一方で、取引項目単位で計数を確定するものも多く、両者をミックスしたものと考えられる。

の計数については、一次統計などから計数を確定することができる。しかし、実際にはこうしたケースは少なく、むしろ多くの場合、各金融資産の額面価額残高の前期末計数と当期末計数の差額などを利用して算出している⁶。

「調整表」は、このようにして得られた時価ベースの残高の前期末計数と当期末計数の差額と取引フローとの間の差額を算出することによって作成している⁷。

[具体例]

① 上場株式

株式総額については、個別企業の株式数・株価等を利用して、直接時価ベースの残高を求める。部門別保有額については、時価ベースの残高が得られない部門（公的非金融法人企業、地方公共団体、社会保障基金の一部）については、時価ベースの発行総額のうち保有部門が判明しない部分を、保有株式の簿価ウェイトを用いて按分する。また、金融機関の内訳部門についても、算定された金融機関全体での保有株式の時価残高を、内訳部門毎の保有株式の簿価ウェイトを用いて按分する。

なお、証券取引所の資料から取引フローも特定できるため、時価ベースの残高の前当期差と取引フローとの間に生じる差額を、調整額としている。

② 非上場株式

非上場株式については、市場で取引されないため、時価が存在しない。そこで、資金循環統計では、上場企業と非上場企業の利益、純資産、配当金を比較する類似業種比準方式⁸および市場価格インデックスを用いて時価残高を推計し

⁶ 取引フローは、本来、時価ベースの取引価額を計上すべきであり、額面ベースの取引額を基に何らかの方法（例えば、市場価格インデックスを利用するなど）により、時価ベースの取引額を推計することが望ましい。しかし、推計方法の選択に関する簡便性重視の観点から、額面ベースの前当期差が時価ベースの取引金額に近似し得るものとして、額面ベース取引額を推計値としている。

⁷ 調整額は、時価（ないし実質価値）の変動のほか、基礎統計のサンプル替え等によっても発生する。具体的には、民間非金融法人企業部門の非金融部門貸出金、企業間・貿易信用において、法人企業の金融資産・負債に係る基礎データ（法人企業統計）のサンプル替えが定期的になされることから、調整額を計上している。

⁸ 「相続税財産評価における基本通達」において定められている「取引相場のない株式」の評価方法である。

ている。

一方、取引フローについては、法人企業に関する統計等から把握した払込資本（資本金＋資本準備金）の前期末残高と当期末残高の差額を計上し、残高の前期末残高と当期末残高の差額と取引フローとの間に生じる差額を、調整額としている。

③ 国債・財投債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債

債券については、額面ベースの残高に市場価格インデックス（時価を加重平均した平均単価、額面・時価比率を意味するもの）を乗じることによって、時価ベースの発行額・保有額を算出する。

なお、債券の取引フローは、これを特定できる資料が存在しないことから、額面ベースの残高の前当期差を取引フローとし⁹、時価ベースでの残高の前当期差と取引フローの間に生じる差額を、調整額として算定している。

④ 民間金融機関貸出

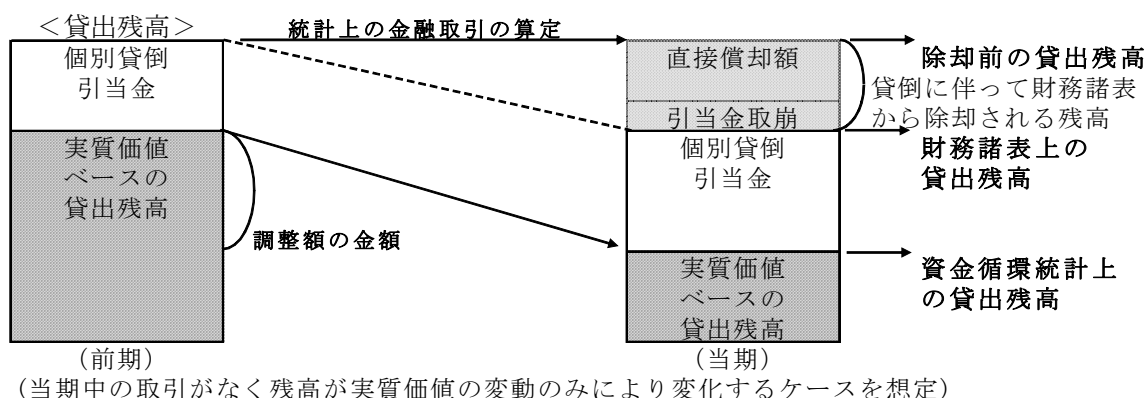
貸出残高については、財務諸表上の貸出残高（直接償却後の残高）から、個別貸倒引当金残高を控除することによって、実質価値ベースの貸出額を算出する。このとき、借入を行っている部門においても、資産・負債をバランスさせるために、借入額を実質価値ベースで計上する。

一方、取引フローは、直接償却・個別貸倒引当金の取崩しによってオフバランスされる前の残高を前期末の額面残高と比較することにより算出し、そのうえで、取引フローと実質価値ベースでの残高の前当期差との間に生じる差額（直接償却額＜間接償却からの振替額を控除＞＋個別貸倒引当金の純繰入額に相当する）を、調整額としている¹⁰（次頁図参照）。

⁹ P. 5－7脚注6参照。

¹⁰ 資金循環統計では、民間金融機関貸出の企業・政府等向け貸出について上記のような取り扱いを適用する一方、公的金融機関の貸出については、基礎資料の制約から、財務諸表上の貸出残高を資金循環統計上の貸出残高として計上しており、直接償却額のみを調整額として計上している。また、その他の貸出項目（民間金融機関貸出の住宅貸付・消費者信用、割賦債権、非金融部門貸出金等）については、残高を額面で評価し、額面の前期末残高と当期末残高の差額によりフローを算定しており、償却の影響は調整していない。ただし、民間金融機関貸出の住宅貸付のうち、定型保証機関にかかるもの（求償権）については、個別貸倒引当金を控除した実質価値ベースで残高を計上している。取引額は同残高の前期末との差額としている。なお、外貨建て貸出の一部については為替変動による残高変化分が調整額に含まれる。

<実質価値ベースの貸出残高の作成>



4. 資産・負債のバランス維持

これまでみてきたように、資金循環統計は、ベースとなるストック表の作成にあたり、「垂直的アプローチ」と「水平的アプローチ」を組み合わせ、さらに時価評価を行うという手順を踏むが、マトリックスを統合的なものにするために、最終的に各部門および各取引項目の資産・負債のバランスを保つ必要がある。これは、資金循環統計が社会会計の一部として、借方・貸方からなる勘定形式をとっていることによるものである。

もともと、資金循環統計では、全ての部門について、資産・負債を特定できるわけではないため、取引項目毎に、ある特定の部門の計数を、全体の集計値から他の部門の計数を差し引くことで求めている。同じ社会会計である国民経済計算の場合は、例えば、生産と支出の間のバランスを取るために、「統計上の不突合」という項目が計上されているが、資金循環統計では、このような方法により「統計上の不突合」というバランス項目を用いることなく、最終的な資産・負債のバランスを維持している。ただし、こうした方法を採用の結果、基礎データの誤差や統計間の不突合が、差し引き計算によって求めた部門に含まれて計上されることには留意する必要がある¹¹。

¹¹ 残差部門は、「統計上の不突合」を含むため、そうした影響をあまり受けない残高の大きい部門である必要がある。残差とする部門は、取引項目によって異なるが、総じてみれば、民間非金融法人企業とすることが多い。

第6章 資金循環統計とその関連統計

第6章 資金循環統計とその関連統計¹

資金循環統計は、一国全体の金融活動に焦点をあてたものであり、その記録対象は広範囲に及ぶ。このため、他の金融経済統計と記録対象が共通であったり、あるいは統計作成や利用分析などで相互に関連付けて利用されることがあるなど、関連する統計の範囲も広い。

例えば、一国全体の経済活動の記録という点では、国民経済計算体系の一部を担っており、また、この体系の枠組みのなかにおける対外取引の面では国際収支統計とも密接な関係がある。一方、金融活動に関する統計という点では、日本銀行が公表している各種の金融統計（マネースtock統計＜M3、広義流動性＞、預金者別預金、貸出先別貸出金など）とは、記録の対象が共通しており、資金循環統計におけるいずれかの部門・取引項目に該当するという関係にある。

本章では、資金循環統計のこれらの関連統計との関係について説明する。

1. 資金循環統計と国民経済計算体系

（国民経済計算体系における資金循環統計の位置付け）

国民経済計算体系は、一国の経済活動を、①付加価値が生産される過程、②これが経済主体に分配・消費される過程、③消費されなかった部分が貯蓄として資本蓄積される過程に分解し、それぞれのフローの動きを、生産勘定、所得支出勘定、資本調達勘定に記録する。また、④期末時点の実物資産と金融資産のストックを期末貸借対照表として記録するとともに、⑤時価変動などのストックの再評価やその他の資産量変動を記録する調整勘定も設けている。

このように、経済活動をフロー、ストック、調整という概念で記録する方法は資金循環統計と共通しており、このうちの金融活動に関する部分が、資金循環統計の金融取引表、金融資産・負債残高表、調整表に対応することとなる。

¹ 資金循環統計と各統計の関係の詳細については、「マネースtock統計の解説」（日本銀行調査統計局）も参照。

国民経済計算の勘定体系（08SNA）

(経常勘定)	生産勘定	生産勘定	← (産業連関表)
	所得支出勘定	第1次所得の配分勘定	
		所得の第2次分配勘定	
		現物所得の再分配勘定	
		所得の使用勘定	
(蓄積勘定)	資本調達勘定	実物取引（資本勘定）	
		金融取引（金融勘定）	← 金融取引表
	調整勘定	再評価勘定	← 調整表
		その他の資産量変動勘定	
(貸借対照表)	期末貸借対照表	期末貸借対照表	← 金融資産・負債残高表

(資金循環統計とわが国の国民経済計算との関係)

第2章でみたように、資金循環統計は、部門・取引項目の分類や計数の作成方法が08SNAに準拠しており、統計の概念に関して、わが国の国民経済計算と整合的なものとなっているが、実際にも、国民経済計算作成のための主要な基礎資料となっているなど、両統計は密接な関係にある。

また、両統計の主要指標のうち、国民経済計算の資本調達勘定の資本勘定で発生する「純貸出／純借入」が、資金循環統計の金融取引表（あるいは国民経済計算の金融勘定）で計上する「資金過不足」に概念上一致するという関係にある²。

なお、国民経済計算は、GDP等の速報値(QE)を除き、年次(年、年度)で作成されるのに対し、資金循環統計は四半期単位で作成するため、勘定体系の枠組みに一部異なる部分がある³ほか、国民経済計算の作成に際しては、資金循環統計の計数を基礎としつつ、そこからさらに加工・推計がなされる部

² もっとも、資本調達勘定が実物取引の統計データをもとに作成されているのに対し、資金循環統計は金融取引データをもとに作成されており、それぞれのデータおよび計数作成の過程で誤差が生じることから、実際の計数は必ずしも一致しない。

³ 例えば、国民経済計算では、08SNAの提言に従って、調整勘定の内訳として「再評価勘定」と「その他の資産量変動勘定」を設けているが、資金循環統計では、四半期単位でこのような厳密な区分を行うことが難しいため、調整表をさらに分割することはしていない。

分もある。こうして作成された国民経済計算を、一部の計数については資金循環統計で利用するという関係にもある。

2. 資金循環統計と国際収支統計

国際収支統計は、自国と外国との間で行った財貨・サービスおよび金融取引等を記録した統計で、大きく、貿易財やサービス等の取引を計上する「経常収支」、証券取引や貸付・借入などの対外金融資産・負債を取引する「金融収支」、資本移転等を計上する「資本移転等収支」に分けて記録されている。このうち、資金循環統計における海外部門の取引（つまり自国と外国との金融取引）は、このうちの「金融収支」に該当する。

両統計とも、一国の経済活動のある側面を記録した統計として、わが国の国民経済計算作成の基礎資料として利用されているほか、資金循環統計作成に際して、国際収支統計⁴が基礎資料として利用されるという関係にある⁵。例えば、海外部門を「国際収支統計における非居住者」と定義しているほか、海外部門の資金過不足を国際収支統計の経常収支と資本移転等収支の合計額に一致させている⁶。

もともと、国際収支統計が、自国を基準に資産・負債を計上している（例えば、①居住者から非居住者に対する貸出は「資産」、②居住者が発行する債券は「負債」）のに対して、資金循環統計は、海外部門という外国の側からみてこれを記録している（①の場合は海外部門の「負債」、②の場合は同部門の「資産」）点には注意が必要である。

このほか、直接投資の範囲について、国際収支統計では株式資本、収益の再投資、負債性資本を広く対象としているのに対して、資金循環統計では、株式

⁴ 国際収支統計は、取引フローのみを集計した統計で、資金循環統計のストックの部分については、対外資産負債残高統計を基礎資料としている。

⁵ 大枠としての計数については整合性をとっているが、内訳等詳細な計数を作成する際には、国際収支統計から作成できる部分はさほど多くない。これは、資金循環統計では、海外部門と取引を行った国内部門を詳細に特定する必要があること、等によるものである。

⁶ 海外部門の資金過不足は、本来、金融収支と一致する。しかし、誤差脱漏が主として金融収支に起因するものと考えたうえで、実際の計数は経常収支と資本移転等収支の合計額に一致させることとしている。

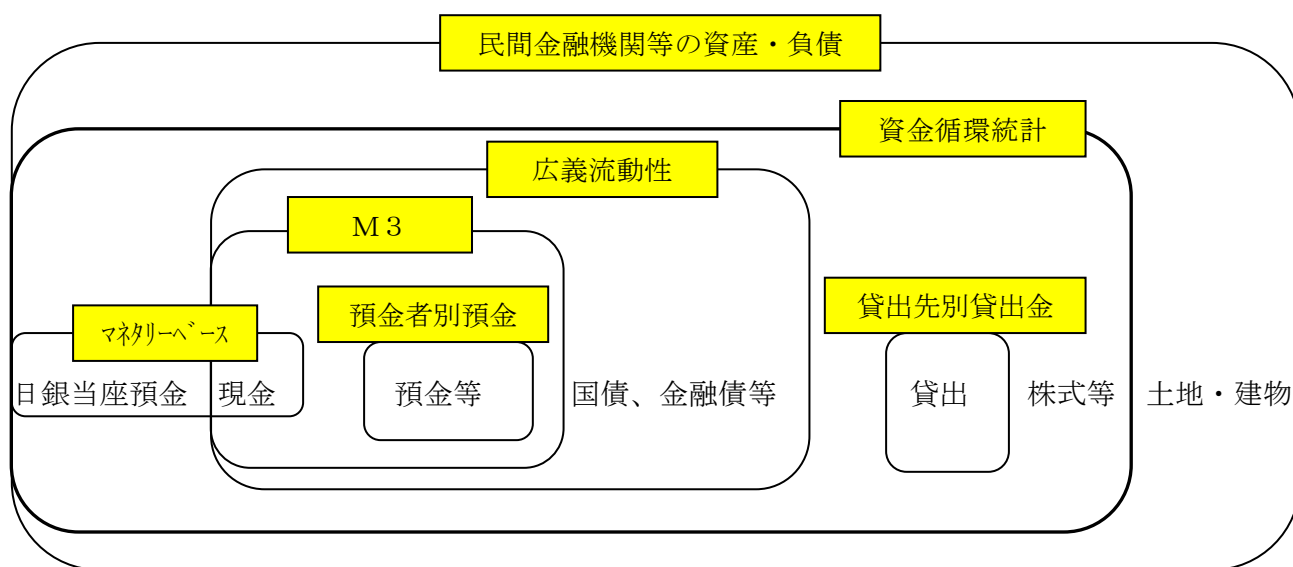
資本、および収益の再投資までを直接投資としている点にも注意が必要である。

3. 資金循環統計と各種の金融統計

日本銀行では、各種の金融統計を作成しているが、その多くは、特定の経済主体の金融資産・負債あるいは金融取引に関するものか、もしくは特定の金融資産に関する市場規模や主体別の取引額に関するものである。

資金循環統計は、一国全体の金融活動を記録の対象としており、殆どの金融統計は、統計の記録対象という点では、資金循環統計の一部分を構成するものと言える。資金循環統計とこれらの金融統計は、前者が後者の多くを基礎資料として利用しているという関係にある。

<各種金融統計が対象とする金融商品（取引項目）等の範囲（イメージ）>



もともと、各種の金融統計とも、それぞれが、資金循環統計と異なった目的、基準・考え方で作成されているため、経済主体や取引項目の分類が資金循環統計と対応していない場合も多いほか、金融資産を記録する計数のベースが異なるようなケースも多い。

そこで、ここでは日本銀行が作成しているいくつかの金融統計について、資金循環統計との関係を整理する。

（マネタリーベース統計との関係）

マネタリーベースは、中央銀行等の通貨性の負債（具体的には、「日本銀行券発行高」、「貨幣流通高」、「日銀当座預金」）の合計額である。

資金循環統計では、中央銀行の負債残高のうち「現金」、「日銀預け金」の合計額がこれに該当する。

（マネースtock統計との関係）

マネースtock統計は、「一般法人、個人、地方公共団体などの通貨保有主体が保有する現金通貨や預金通貨など『通貨』を集計したもの」である（わが国の場合、通貨の範囲に応じて、M3、広義流動性など4つの指標が作成されている）。したがって、これらはいずれも、資金循環統計における、特定の部門（一般法人、個人、地方公共団体などの通貨保有主体）が保有する特定の金融商品（現金通貨や預金通貨などの通貨の対象となる金融資産）の集計値に対応することとなる。

こうしたことから、資金循環統計の部門や取引項目を組替えることで、マネースtock統計指標を作成することは、概念上は可能であり、この関係を利用して、一般法人や家計の資金運用・調達動向（すなわち通貨保有主体のバランスシートの変化）を照らし合わせることにより、マネースtockの動きの背景を分析することも可能になる⁷。

しかし、両統計で、残高の評価方法が異なっている⁸ほか、部門・取引項目についても若干の相違点⁹があり、対応する部分の計数を比較しても厳密には一致しないほか、実際に分析する際には、データの種類や公表タイミングが相違し

⁷ 資金循環統計から作成した通貨保有主体のバランスシートの変化から、事後的にマネースtockの変動の背景を分析する手法は「通貨保有主体のバランスシート・アプローチ」と呼ばれる（詳細については、石田和彦・白川浩道編著「マネーサプライと経済活動」＜東洋経済新報社、1996年＞、日本銀行調査統計局経済統計課著「入門資金循環」＜東洋経済新報社、2001年＞参照）。

⁸ 資金循環統計が原則時価ベースであるのに対して、マネースtock統計は原則額面ベース。

⁹ 例えば、マネースtock統計では、年金積立金管理運用独立行政法人は通貨保有主体に分類されるが、資金循環統計では、当該機関の機能に応じて、社会保障基金などに分類される。

ている点¹⁰にも注意が必要である。

[金融機関の範囲]

金融統計においては、「金融機関」という語が用いられることが多いが、統計によってその範囲は異なる。

マネースtock統計では、金融機関は、中央政府・海外以外で通貨保有主体から除かれる主体として位置付けられており、その範囲は、銀行、信用金庫、保険会社、政府系金融機関など信用事業を行う主体を金融機関と定義している。この場合、証券金融会社、投資信託委託会社といった信用事業を主たる業務としない主体は、一般法人に含む扱いとしている。なお、こうした金融機関の範囲に関する定義は、預金者別預金統計（後述）における「金融機関預金」の金融機関の範囲¹¹とほぼ一致する。

これに対して、資金循環統計においては、金融機関の範囲を、金融仲介業務あるいはこれに密接に関連するサービスを提供することを主要業務とする機関とし、金融機関の範囲を相当広く捉えている。この捉え方は、貸出先別貸出金統計（後述）における「金融業、保険業」の概念に近いが、資金循環統計では、さらに経済機能・実態に基づき、国の特別会計の一部（例えば、財政投融资特別会計を公的金融機関に分類）や福祉事業団体の一部（例えば、厚生年金基金や国民年金基金を保険・年金基金に分類）も金融機関として位置付けている。

¹⁰ 例えば、①マネースtock統計は平残計数が利用されることが多いのに対し、資金循環統計の残高は末残であること、②マネースtock統計は月次統計であるのに対し、資金循環統計は四半期統計であること、③マネースtock統計は速報値（M3）が翌月の第7営業日（3・9月分は第9営業日）に公表されるのに対して、資金循環統計は当該四半期の約3ヶ月後の公表であること、といった点が挙げられる。

¹¹ 具体的には、銀行（外国銀行在日支店、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫および信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、整理回収機構、保険会社（かんぽ生命保険、日本貿易保険を含む）、政府関係金融機関（日本銀行〈具体的には日本銀行代理店預け金等〉、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構、東日本大震災事業者再生支援機構）、ならびに上記金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）。

(各種金融統計における金融機関の範囲)

資金循環統計における金融機関						
中央銀行	預金取扱機関	保険・年金基金	その他金融仲介機関 公的専属金融機関	証券投資信託	非仲介型 金融機関	
日本銀行	銀行・信金等 (ゆうちょ銀行を含む)	保険会社等 (かんぽ生命保険を含む)	公庫等	貸金業者 等	投資信託 受託会社	証券取引所等
		厚生年金基金等	財政投融资 特別会計等			

■■■■ マネーストック統計の「金融機関」、預金者別預金の「金融機関（但し、証券会社等を除く）」

■■■■ 貸出先別貸出金の「金融業、保険業」

[金融機関預金・コール]

08SNAでは、流動性預金の内訳項目にインターバンクポジションを新設し、金融機関相互の預金・貸出取引を、他の部門との間で行う金融仲介活動とは区分して計上することが提言されている。もっとも、インターバンク取引に該当するコール取引や円デポ取引から、銀行・預金取扱機関分のみを抽出することは困難である。さらに、資金循環統計の本表に掲載するには資産と負債が一致する必要があるが、資産側の計数に関する十分な基礎データが存在しない。

このため、資金循環統計では、銀行等の負債サイドの勘定科目「金融機関預金」と「コールマネー」とを合算した値を、インターバンクポジションに相当する参考計数「金融機関預金・コール」として公表している。ここでの「金融機関預金」は、マネーストック統計における金融機関の範囲と一致しており、資金循環統計の預金とは概念が異なるものである点は留意が必要である。

(預金者別預金統計との関係)

預金者別預金統計は、国内銀行、信用金庫等の受入れた預金について、主として預金者別、預金種類別の残高を調査した統計であり、資金循環統計では「流動性預金」、「定期性預金」、「譲渡性預金」、「外貨預金」の取引項目がこれに対応する¹²。

ただし、資金循環統計と比較すると、①調査対象金融機関が国内銀行、信用金庫など一部の金融機関に限られていること、②調査対象金融商品にオフショア勘定分は含まれていないこと、が異なる点である。また、預金者別の区分は、大きく、一般法人、個人、公金・政府関係預り金、金融機関、非居住者に分かれているが、資金循環統計の部門分類とは若干異なるものがある。なお、預金者別預金の一般法人には、政府関係金融機関を除く貸金業、クレジットカード

¹² なお、預金者別預金統計では譲渡性預金を総預金の外数として取扱っている。

業等非預金信用機関（資金循環統計では金融機関に分類）や医療、福祉、教育、各種団体等（資金循環統計では、この多くを対家計民間非営利団体に分類）が含まれており、これらの内訳も調査している¹³。

[預金者別預金統計の預金者別区分と資金循環統計の部門分類]

預金者別預金統計の預金者別区分と資金循環統計の部門分類を比較すると、概ね以下のとおり。

預金者別預金

一般法人預金	①
貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関（政府関係金融 機関を除く）	②
医療、福祉、教育、各種団体等	③
個人預金	④
公金預金・政府関係預り金	⑤
金融機関預金	⑥

資金循環統計

非金融法人企業	①、③の 一部、 ⑤の一部
対家計民間非営利団体	③の一部
家計	④
一般政府	⑤の一部
金融機関	②、⑥

資金循環統計では、預金者別預金統計を各種預金項目の保有者別残高の推計の基礎資料として利用している。

(貸出先別貸出金統計との関係)

貸出先別貸出金統計は、国内銀行、信用金庫、その他金融機関¹⁴の貸出金について、主として貸出先別の残高を調査した統計であり、資金循環統計では「民間金融機関貸出」、「公的金融機関貸出」の取引項目がこれに該当する。

資金循環統計と比較すると、①調査対象金融機関が国内銀行、信用金庫など一部の金融機関に限られていること、②調査対象となる貸出金の範囲も、オフショア勘定、中央政府向けは含まれない¹⁵こと、③資金循環統計で海外向け貸出とみなしている在外支店に対する本支店勘定（資産サイド）も、貸出金ではないことから貸出先別貸出金統計の調査対象には含まれないこと、④残高は簿価ベースであること¹⁶、が異なる点である¹⁷。また、貸出先別の区分は、大きく、

¹³ このほか、預金者別預金統計は、金額階層別の詳細な計数を公表している。

¹⁴ 商工組合中央金庫、農林中央金庫、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫の合計。

¹⁵ 中央政府向け貸出金は、貸出金総額の外数として表示されている。

¹⁶ 資金循環統計の「民間金融機関貸出」は、実質価値ベース（簿価残高から個別貸倒引当

法人、地方公共団体、個人、海外円借款・国内店名義現地貸に分かれており、資金循環統計の部門分類とは若干異なるものがある。

なお、この法人には金融業、保険業向けのほか、広く個人、地方公共団体以外の団体を含む¹⁸。

[貸出先別貸出金統計の貸出先別区分と資金循環統計の部門分類]

貸出先別貸出金統計の貸出先別区分と資金循環統計の部門分類を比較すると、概ね以下のとおり。

貸出先別貸出金

法人（含む金融）	①
金融業、保険業	②
医療・福祉	③
教育、学習支援業、各種団体等	④
地方公共団体	⑤
個人	⑥
海外円借款、国内店名義現地貸	⑦
中央政府向け	⑧

資金循環統計

非金融法人企業	①の一部
金融機関	②
対家計民間非営利団体	③の一部、④
一般政府	⑤、⑧
家計	①の一部、⑥
海外	⑦

資金循環統計では、貸出先別貸出金統計を民間金融機関貸出の貸出先別残高の推計の基礎資料として利用している。

(民間金融機関の資産・負債との関係)

「民間金融機関の資産・負債」とは、国内銀行、外国銀行在日支店の各金融機関が月次で作成しているバランスシートを業態毎に集計し、その主要項目を表示した統計である。

部門については、いずれも資金循環統計における金融機関部門の一部に含まれる。取引項目については、計数の計上基準も含めて企業会計に基づいたものとなっている。また、業態によって、勘定科目が異なるケースがあるほか、資金循環統計の取引項目の区分とも厳密には対応しないものが多い。当統計は金

金残高を控除したベース)。

¹⁷ 貸出先別貸出金統計では、四半期末分については、企業規模別（大・中堅・中小企業別）や資金使途別（設備・運転資金別）などの詳細データも公表されている。

¹⁸ 各四半期末分は詳細な業種分類毎の内訳が公表される。なお、金融業、保険業向けについては、「預金・現金・貸出金」統計において、月次の計数が公表されている。

融資産・負債に限らず、実物資産や会計上の勘定科目（各種の引当金、繰延勘定など）が広く記録の対象となっている。

資金循環統計では、これらの「民間金融機関の資産・負債」を金融機関の内訳各部門の推計の主要な基礎資料として利用している。

(参考 1) 部門、取引項目の英語名
(参考 2) 資金循環統計の参考資料

(参考1) 部門、取引項目の英語名

Sectors

Name of sectors	Code
Financial institutions	1
Central bank	1-1
Depository corporations	1-2
Banks	1-2-1
Domestically licensed banks	1-2-1-1
Foreign banks in Japan	1-2-1-2
Financial institutions for agriculture, forestry, and fisheries	1-2-1-3
Financial institutions for small businesses	1-2-1-4
Postal savings(through 2007/3Q)	1-2-2
Collectively managed trusts	1-2-3
Securities investment trusts	1-3
Bond investment trusts	1-3-1
Of which: MMF and MRF	1-3-1-1
Stock investment trusts	1-3-2
Insurance and pension funds	1-4
Insurance	1-4-1
Life insurance	1-4-1-1
Of which: private life insurance companies (through 2007/3Q)	1-4-1-1-1
Nonlife insurance	1-4-1-2
Of which: private nonlife insurance companies	1-4-1-2-1
Of which: standardized guarantee institutions	1-4-1-2-2
Mutual aid insurance	1-4-1-3
Pension funds	1-4-2
Corporate pensions	1-4-2-1
Defined benefit schemes	1-4-2-1-1
Defined contribution schemes	1-4-2-1-2
Other pensions	1-4-2-2
Other financial intermediaries	1-5
Nonbanks	1-5-1
Finance companies	1-5-1-1
Structured-financing special purpose companies and trusts	1-5-1-2
Public financial institutions	1-5-2
Fiscal Loan Fund	1-5-2-1
Government financial institutions	1-5-2-2
Financial dealers and brokers	1-5-3
Of which: securities companies	1-5-3-1
Financial auxiliaries	1-6
Of which: financial holding companies	1-6-1
Public captive financial institutions	1-7
Nonfinancial corporations	2
Private nonfinancial corporations	2-1
Public nonfinancial corporations	2-2
General government	3
Central government	3-1
Local governments	3-2
Social security funds	3-3
Of which: public pensions	3-3-1
Households	4
Private nonprofit institutions serving households	5
Overseas	6
Total	-
Domestic nonfinancial sector (total of 2, 3, 4, and 5)	7
Pension total (total of 1-4-2 and 3-3-1)	8

"Financial institutions for small businesses" includes the Japan Post Bank from the fourth quarter of 2007.

Transaction items

Name of transaction items	Code
Currency and deposits	A
Currency	A-a
Deposits with the Bank of Japan	A-b
Government deposits	A-c
Transferable deposits	A-d
Time and savings deposits	A-e
Certificates of deposits	A-f
Foreign currency deposits	A-g
Deposits with the Fiscal Loan Fund	B
Loans	C
Bank of Japan loans	C-a
Call loans and bills	C-b
Loans by private financial institutions	C-c
Housing loans	C-c-a
Consumer credit	C-c-b
Loans to companies and governments	C-c-c
Loans by public financial institutions	C-d
Of which: housing loans	C-d-a
Loans by the nonfinancial sector	C-e
Installment credit (not included in consumer credit)	C-f
Repurchase agreements and securities lending transactions	C-g
Debt securities	D
Treasury discount bills	D-a
Central government securities and FILP* bonds	D-b
Local government securities	D-c
Public corporation securities	D-d
Bank debentures	D-e
Industrial securities	D-f
External securities issued by residents	D-g
Commercial paper	D-h
Trust beneficiary rights	D-i
Structured-financing instruments	D-j
Equity and investment fund shares	E
Equity	E-a
Listed shares	E-a-a
Unlisted shares	E-a-b
Other equity	E-a-c
Investment trust beneficiary certificates	E-b
Insurance, pension and standardized guarantees	F
Non-life insurance technical reserves	F-a
Life insurance reserves	F-b
Annuity entitlements	F-c
Pension entitlements	F-d
Claims of pension funds on pension managers	F-e
Provisions for calls under standardized guarantees	F-f
Financial derivatives and employee stock options	G
Forward-type instruments	G-a
Option-type instruments	G-b
Employee stock options	G-c
Deposits money	H
Trade credits and foreign trade credits	I
Accounts receivable/payable	J
Outward direct investment	K
Outward investment in securities	L
Other external claims and debts	M
Of which: Gold and SDRs etc.	M-a
Others	N
Financial surplus or deficit (Financial transactions table)	Y
Difference between financial assets and liabilities (Financial assets and liabilities table)	
Difference in reconciliation amounts (Reconciliation table)	
Total	Z
(Reference) Foreign exchange reserves	W

* the Fiscal Investment and Loan Program

(参考2) 資金循環統計の参考資料

	公表時期	作成者	インターネット・ホームページ
解説			
資金循環統計の概要	随時更新	日本銀行 調査統計局	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/exsj.htm/
資金循環統計の解説	随時更新	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/exsj01.htm/
資金循環統計の作成方法	随時更新	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/exsj02.htm/
資金循環統計のFAQ	随時更新	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/faqsj.htm/
入門資金循環 ^(注)	2001年10月	同上	—
論文			
欧米主要国の資金循環統計	2000年11月	同上	https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2000/ron0011c.htm/
資金循環統計の国際比較	2003年12月	同上	https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2003/ron0312a.htm/
資金循環統計からみた80年代以降のわが国の金融構造	2005年3月	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_2005/ron0503b.htm/
資金循環統計の特徴と拡充に向けた取り組み	2012年3月	同上	https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2012/rev12j05.htm/
2008SNAを踏まえた資金循環統計見直しの勘所	2016年5月	同上	https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2016/rev16j08.htm/
資金循環統計からみた最近のわが国の資金フロー—家計、事業法人を中心に—	2018年5月	同上	https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2018/ron180525a.htm/
見直し			
資金循環統計の見直しについて	1997年3月	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_1997/ron9703a.htm/ ※日本銀行月報(1997年3月号)掲載論文
資金循環統計見直し案に対するご意見・ご提案について	1997年8月	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_1997/ron9708a.htm/ ※日本銀行月報(1997年8月号)掲載論文
資金循環統計見直し案に対するコメントへの回答—資金循環統計見直しの最終案—	1998年9月	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_1998/ron9809b.htm/ ※日本銀行調査月報(1998年9月号)掲載論文
資金循環統計の見直し	1999年6月	同上	https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_1999/nts01.htm/ ※日本銀行調査月報(1999年7月号)掲載論文
2008SNAを踏まえた資金循環統	2013年10月	同上	https://www.boj.or.jp/research/

計の見直し方針—ご意見のお願い—			brp/ron_2013/ron131017a.htm/
2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案	2014年6月	同上	https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2014/ron140606a.htm/
2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し結果	2016年3月	同上	https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2016/ron160301a.htm/
その他			
SYSTEM OF NATIONAL ACCOUNTS 2008	2009年初	UNITED NATIONS	https://unstats.un.org/home/
MONETARY AND FINANCIAL STATISTICS MANUAL	2000年9月	INTERNATIONAL MONETARY FUND	https://www.imf.org/external/index.htm

(注) 東洋経済新報社より出版。